

子育て上手常陸太田 第3期子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
常陸太田市

はじめに



我が国においては、依然として少子化の流れに歯止めがかからず、令和6年の出生数は約72万人と9年連続で減少しています。

このような少子化が進む中、核家族化の進展や共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。

国においては、これらのことを背景に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

本市では、これまで「子育て上手 常陸太田」を掲げ、国に先駆けて子ども・子育て支援に取り組むとともに、子どもたちの夢を育む「夢育」にも取り組み、すべての子どもたちの人権が守られ、子どもたちが笑顔でいきいきと暮らし、健全に成長できる環境づくりに努めて参りました。そうしたなか、令和6年4月にこれまでの「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改組し、子育て施策の推進や育児に不安を抱える妊産婦などへの相談支援体制を更に充実させるなど、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援に取り組んでいるところです。

この度、令和6年度末で「第2期子ども・子育て支援事業計画」が終了することから、引き続き、社会環境の変化により多様化する子育て支援ニーズに対応し、安心して子どもを産み育てられる環境のさらなる充実に努め、地域全体で子どもの幸せを実現できるよう施策の推進を図ってまいります。

併せて、子どもたち一人ひとりが希望を持ち、健やかに成長できるまちづくりを推進してまいります。

今後も市民の皆さまをはじめ、関係機関、関係団体の皆さまとの連携のもと、計画の実現に向けて子育て支援事業に積極的に取り組んでまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました保護者の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言を賜りました「常陸太田市子ども・子育て会議」委員の皆さま、関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和7年3月 常陸太田市長 宮田 達夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の基本的な視点.....	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状	4
1 本市の現状.....	4
2 将来人口推計	13
3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査.....	15
4 子どもと家庭を取り巻く現状と課題.....	30
第3章 計画策定の基本的な考え方.....	32
1 基本理念.....	32
2 基本目標.....	33
3 施策の体系.....	34
第4章 施策の展開.....	35
基本目標1 多様なニーズに応える子育て支援の整備.....	35
1 教育・保育提供区域の設定.....	35
2 幼児期の教育・保育サービスの提供体制の整備	37
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備.....	42
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の整備	58
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	59
基本目標2 切れ目のない子育て支援の充実	60
1 母子の健康づくり支援の充実.....	60
2 子育て支援サービスの充実.....	64
3 子どもの生きる力の育成.....	72
4 職業生活と家庭生活が両立しやすい環境づくりの推進	76
5 雇用の場や定住の確保、交流事業の推進	77
基本目標3 支援が必要な子どもや家庭をサポートする体制の強化.....	78
1 子どもの人権に対する理解の醸成	78
2 配慮を要する子どもや家庭への支援の充実	79
基本目標4 子どもの安全・安心を支えあうまちづくり.....	85
1 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備	85
2 子どもを守る地域力の推進	86
第5章 計画の推進.....	88

資料編	89
1 常陸太田市子ども・子育て会議設置条例	90
2 常陸太田市子ども・子育て支援事業計画及び 常陸太田市次世代育成支援地域行動計画推進調整会議設置要綱	91
3 常陸太田市子ども・子育て会議委員 兼次世代育成支援地域行動計画推進委員会委員名簿	92
4 第3期常陸太田市子ども・子育て支援事業計画策定の経過	93
5 常陸太田市子ども・子育て支援ニーズ調査票(就学前児童)	94
6 常陸太田市子ども・子育て支援ニーズ調査票(就学児童)	111

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

本市では、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「子育て上手常陸太田子ども・子育て支援事業計画」に引き続き、令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期事業計画」という。）」を策定し、令和2年度から今年度末までを計画期間とする本市の子ども・子育て支援に関する基本理念や基本目標、各施策の目標・方向性などを定め、国の制度改正や社会環境の変化も踏まえた形で各種取り組みを進めてきたところです。

この第2期事業計画の期間中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく生活意識や行動が変化する一方で、令和5年4月には「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として「こども家庭庁」の発足や冒頭に記載の「こども基本法」が施行されるなど、国内の少子化問題を受け、国におけるこども施策の強化が図られたところです。その他、本計画にも関係する児童福祉法改正（令和4年）や子ども・子育て支援法の改正（令和6年）もあり、こどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に向けた推進が求められてきました。

本市においても、こうした社会環境の変化や少子高齢化にも対応する形で育児に不安を抱える妊産婦などへの相談支援体制の充実など、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援に取り組んできましたが、第2期事業計画については、令和6年度末で終了することから、本市の現状を踏まえた「第3期子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定し、引き続き、多様化する子育て支援ニーズに対応した子ども・子育て支援環境の充実に努め、地域全体でこどもの幸せを実現できるよう取り組みます。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

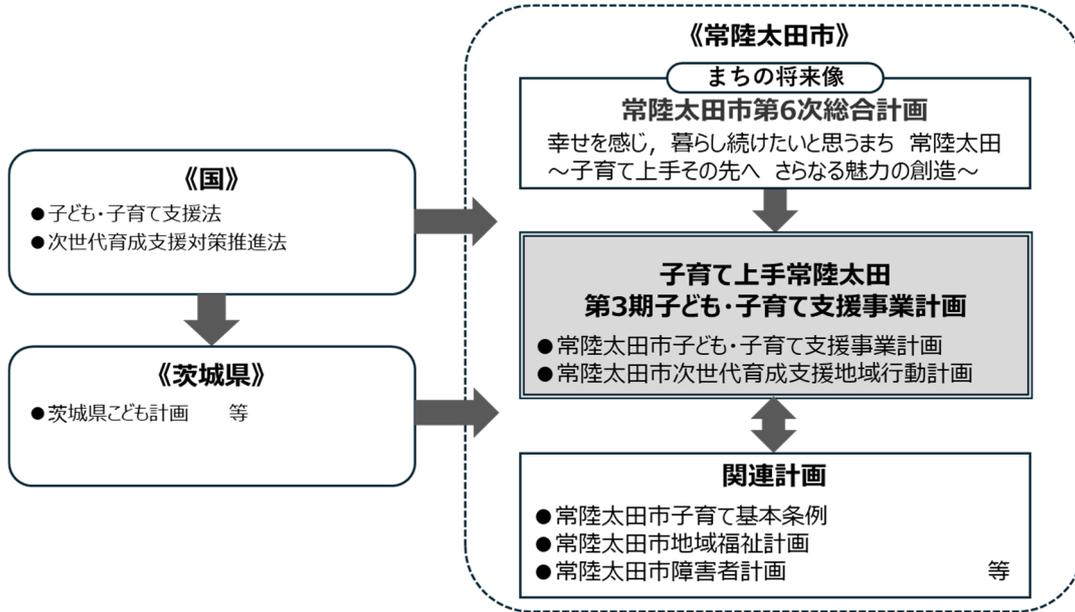
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けるとともに、次代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境の推進と、子育てを社会全体で支援することを一体的に推進するため、次世代育成支援対策推進法¹による市町村行動計画を内包しています。

¹ 急速な少子化の流れを変えるため、平成17年に施行された法律で、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、10年間をかけて集中的かつ計画的に次世代育成支援対策に取り組んでいくこととしました。平成27年と令和6年5月の法改正により令和16年度まで有効期限が延長されています。

(2) 本市における位置づけ

本計画は、「常陸太田市第6次総合計画」を最上位計画として、「常陸太田市子育て基本条例」、「常陸太田市地域福祉計画」、「常陸太田市障害者計画」等の計画との整合を図ります。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としますが、社会状況の変化などにより、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合があります。

令和2年度～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て上手常陸太田第2期子ども・子育て支援事業計画	子育て上手常陸太田第3期子ども・子育て支援事業計画				
計画の見直し・策定					

4 計画の基本的な視点

本計画では、第2期事業計画でも掲げた「子どもの最善の利益²」の実現に向けた以下の視点や、こども基本法の目的であるすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

1. 子どもが幸せに育つ視点

子育て支援で最も重要な、子どもたちの基本的な人権が守られ、平等に教育を受けられるなど、子どもが安心して幸せな生活を送り、健やかに成長できるように本計画を推進します。

2. 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点

少子高齢化に加え、核家族の進展や働く女性の増加などもあり、家族形態も多様化しています。このため子ども・子育て支援サービスに関する多様なニーズに応えるため、子育て支援を量・質の両面で充実できるよう本計画を推進します。

3. 地域の実情に応じ地域全体で子育てを支える視点

地理的条件や社会資源などの違いによる地域ごとに異なるニーズに応じた適切な支援体制が図られるほか、子どもたちが保護者だけでなく地域全体でその成長を支えることで、豊かな社会性を育みながら成長できるよう本計画を推進します。

4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現の視点

子育て支援事業の充実や啓発活動を通じ、保護者の家庭と仕事のバランスを保つとともに、地域活動等にも取り組むことができるよう本計画を推進します。

² 平成元年に国際連合が採択し、平成6年に日本政府が批准した児童の権利に関する条約に定められているもので、子どもの人権を尊重することの重要性を表しており、こども基本法の基本理念(第3条)にも規定されています。

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1 本市の現状

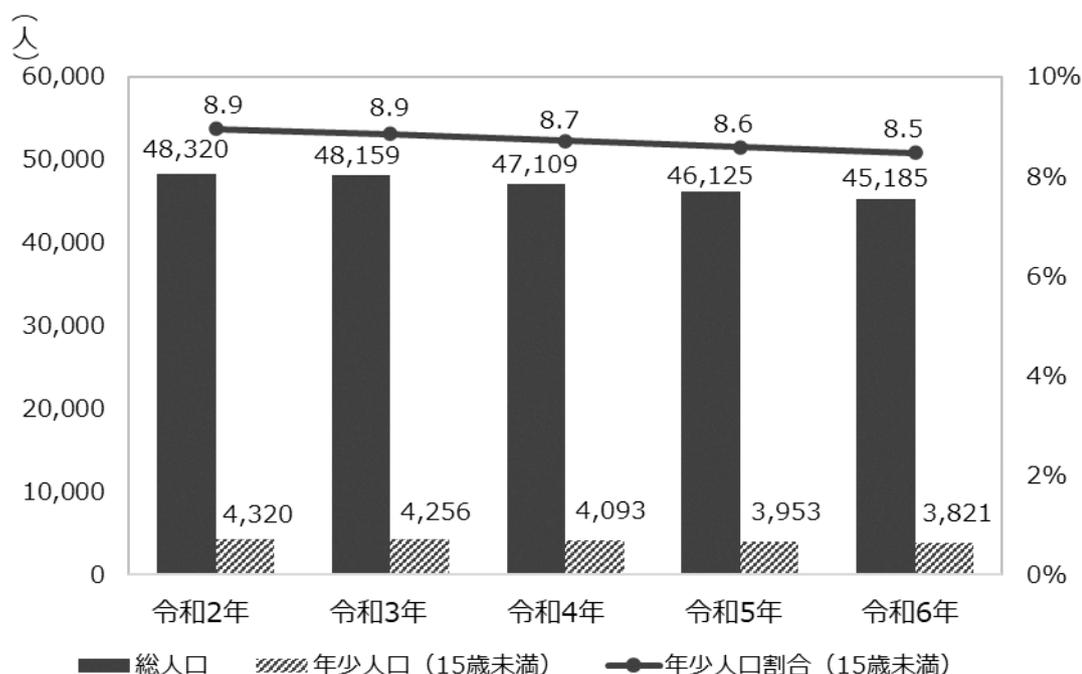
(1) 人口の推移 ～人口減少と少子化の進行～

① 総人口と年少人口の推移

本市の総人口は令和2年から令和3年にかけては161人（0.3%）の微減にとどまったものの、それ以降は、毎年約1,000人（約2%強）と大きく減少しており、令和6年には45,185人となっています。

年少人口（15歳未満）も同様に令和3年以降、毎年100人以上減少し、令和6年は3,821人と、令和2年と比較すると約500人減少しています。また、総人口に占める年少人口の割合は、令和6年で8.5%と、令和2年の8.9%から0.4ポイント低下しています。

■ 総人口と年少人口の割合（各年4月1日現在）



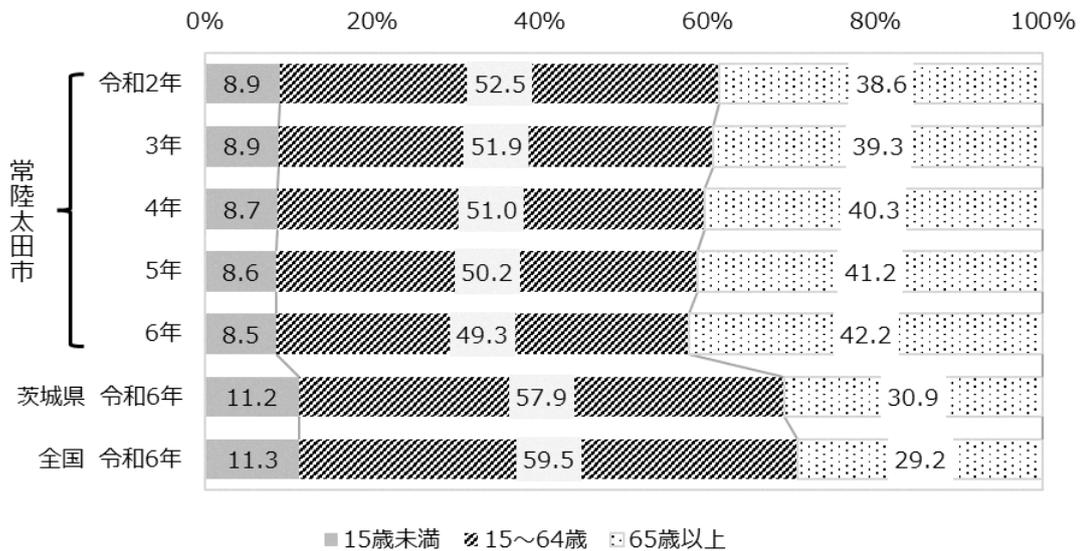
資料：茨城県常住人口調査

※年少人口の割合は、年齢「不詳」の者を除いて算出

②年齢3区分別人口割合の推移

本市の年齢3区分別人口割合についても、15歳未満及び15～64歳の割合は年々減少し、65歳以上の高齢者の割合が伸びています。令和6年の割合では、茨城県の30.9%及び全国の29.2%より10ポイント以上も高い42.2%と、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■年齢3区分別人口割合の推移(各年4月1日現在)

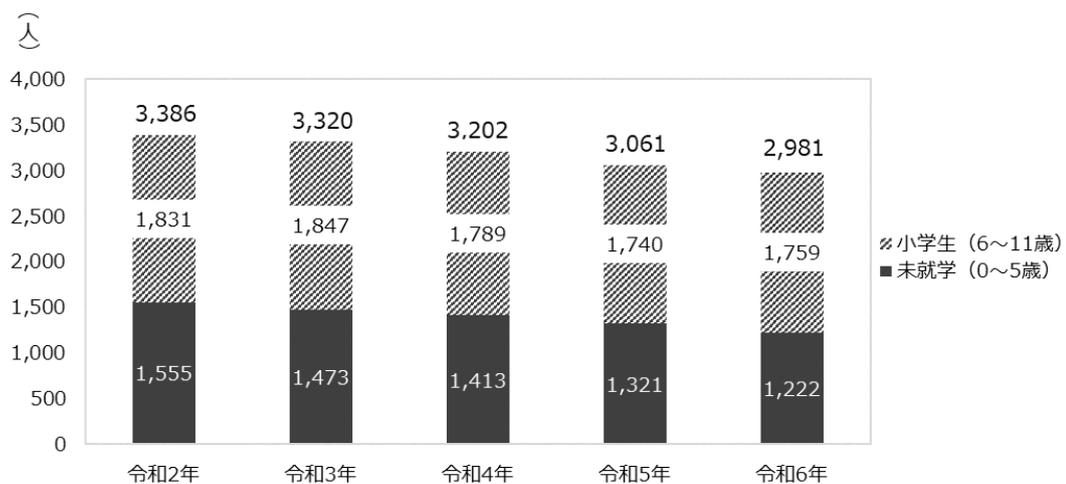


資料：茨城県常住人口調査・国勢調査

③11歳以下の子どもの人口推移

本市における子どもの人口も減少しています。0～11歳の子どもの総人口は、令和2年の3,386人が令和6年には2,981人となり、令和2年と比較すると405人(12.0%)減少し、特に未就学(0～5歳)人口は333人の減少と少子化がさらに進んでいます。

■子どもの人口推移(各年4月1日現在)

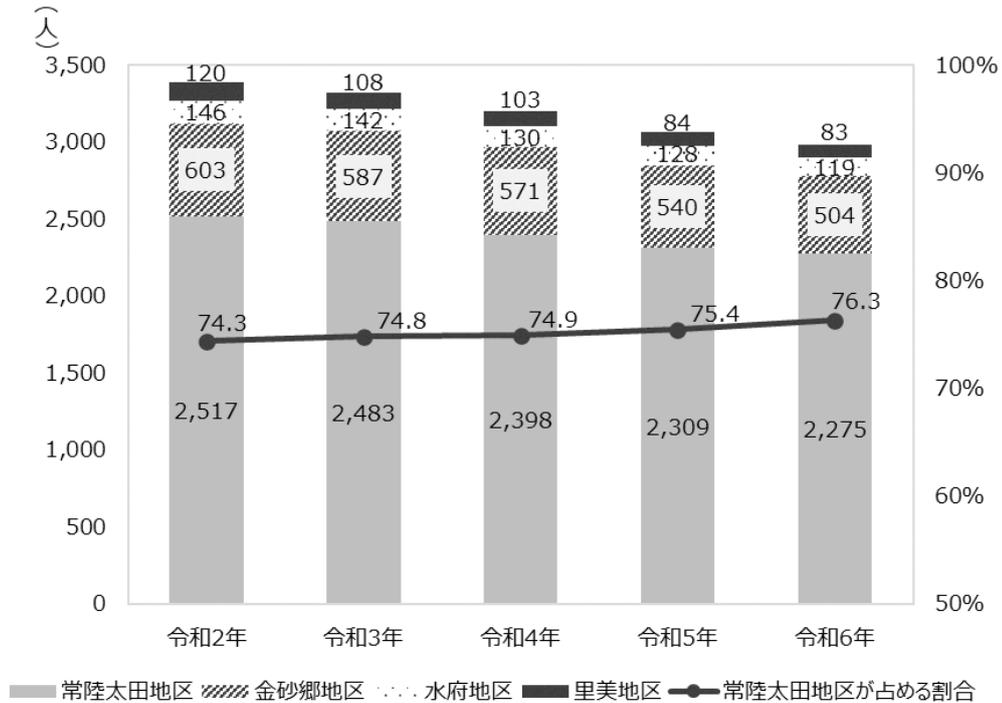


資料：住民基本台帳

④11歳以下の地区別人口の推移

本市の11歳以下の地区別人口は、この5年間で里美地区が約3割の減少、水府地区及び金砂郷地区が約2割の減少、常陸太田地区が約1割減少するなど、常陸太田地区以外の人口減少の割合が大きくなっています。これによって常陸太田地区の割合も年々増加傾向にあり、令和2年の74.3%から令和6年には76.3%に上昇しています。

■地区別人口の推移(各年4月1日現在)



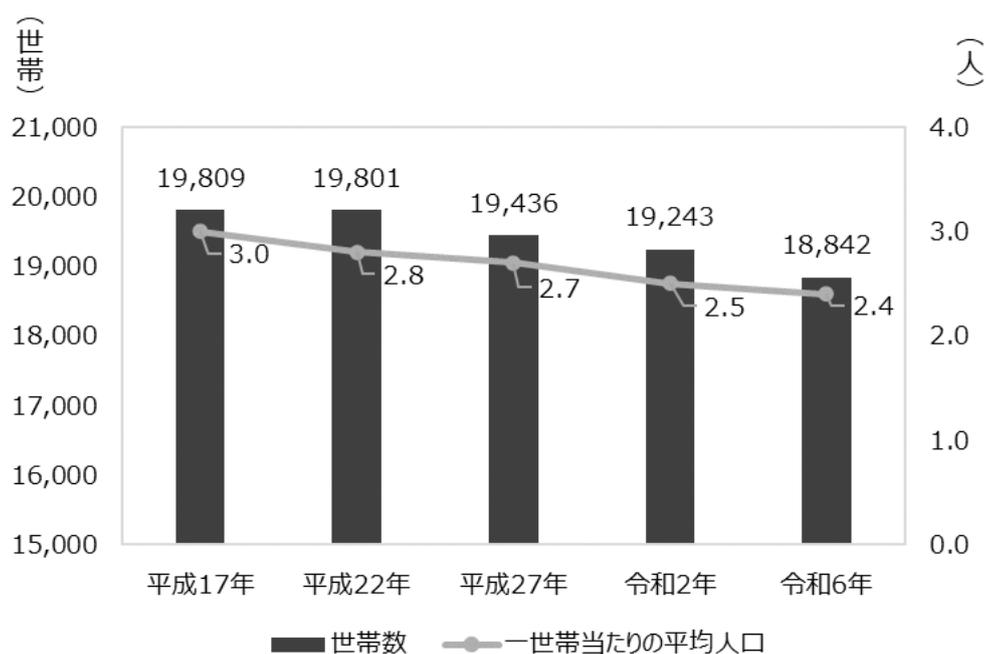
資料：住民基本台帳

(2)世帯の状況 ～子どものいる世帯の減少と核家族化の進行～

①世帯数の推移

本市の世帯総数は、令和6年には18,842世帯と、令和2年からは401世帯(3.1%)減少しました。平成17年と比較すると967世帯(4.8%)減少しており、世帯数の減少も進んでいるほか、一世帯あたりの平均人口も平成17年の3.0人から令和6年は2.4人へと減少しています。

■世帯数の推移(各年10月1日現在)

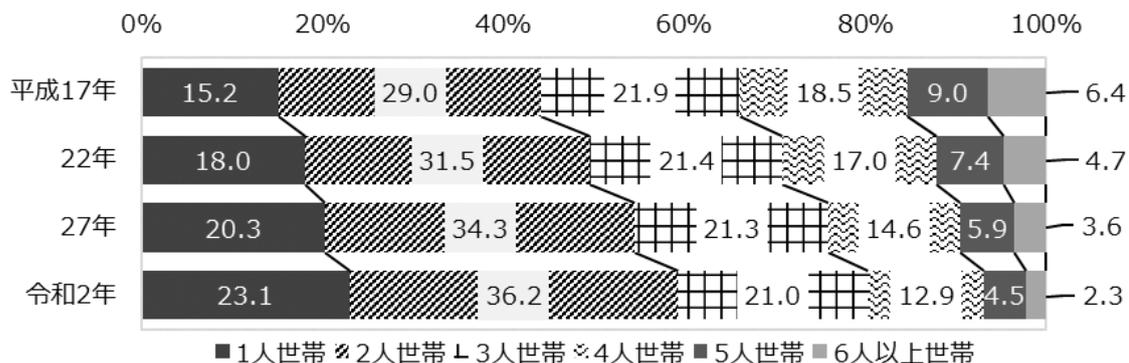


資料：統計ひたちおた

②一般世帯人数の構成比の推移

本市の一般世帯人数の構成比率については、4人世帯、5人世帯及び6人以上世帯の合計は令和2年は19.7%と平成27年からは4.4ポイント、平成17年との比較では14.2ポイント減少しています。一方、1人世帯及び2人世帯の合計は、平成27年からは4.7ポイント、平成17年との比較では15.1ポイント増加しており、令和2年の全体に占める割合では約6割を占めています。なお、3人世帯については、微減傾向にはありますが、いずれも21%台と大きな変化はありません。

■世帯人数の構成比の推移(各年10月1日現在)



区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)
1人世帯	3,014	15.2	3,566	18.0	3,932	20.3	4,433	23.1
2人世帯	5,727	29.0	6,230	31.5	6,646	34.3	6,961	36.2
3人世帯	4,333	21.9	4,223	21.4	4,136	21.3	4,030	21.0
4人世帯	3,669	18.5	3,363	17.0	2,835	14.6	2,477	12.9
5人世帯	1,773	9.0	1,460	7.4	1,142	5.9	873	4.5
6人以上世帯	1,270	6.4	932	4.7	697	3.6	432	2.3
計	19,786	100.0	19,774	100.0	19,388	100.0	19,206	100.0

資料：統計ひたちおおた

③子どものいる世帯の状況

本市の子どものいる世帯数については、令和2年は平成27年との比較でもすべての区分で減少しています。核家族世帯³の割合についても、令和2年の6歳未満の子どものいる世帯の核家族の割合は80.5%、12歳未満、15歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯のうち核家族の割合についても、それぞれ77%を超え、平成22年や平成27年との比較においてもすべての世帯で増加しており、子どものいる世帯の核家族化が進んでいるほか、6歳未満の核家族化が進んでいる状況がうかがえます。

■子どものいる世帯の状況(各年10月1日現在)

区分	平成22年			平成27年			令和2年		
	子どものいる世帯数			子どものいる世帯数			子どものいる世帯数		
	うち核家族世帯			うち核家族世帯			うち核家族世帯		
	世帯数	核家族の割合(%)		世帯数	核家族の割合(%)		世帯数	核家族の割合(%)	
6歳未満の世帯	1,389	964	69.4	1,201	839	69.9	1,122	903	80.5
12歳未満の世帯	2,853	1,943	68.1	2,343	1,665	71.1	2,076	1,605	77.3
15歳未満の世帯	3,754	2,567	68.4	3,040	2,151	70.8	2,648	2,053	77.5
18歳未満の世帯	4,671	3,192	68.3	3,824	2,679	70.1	3,244	2,498	77.0

資料：国勢調査

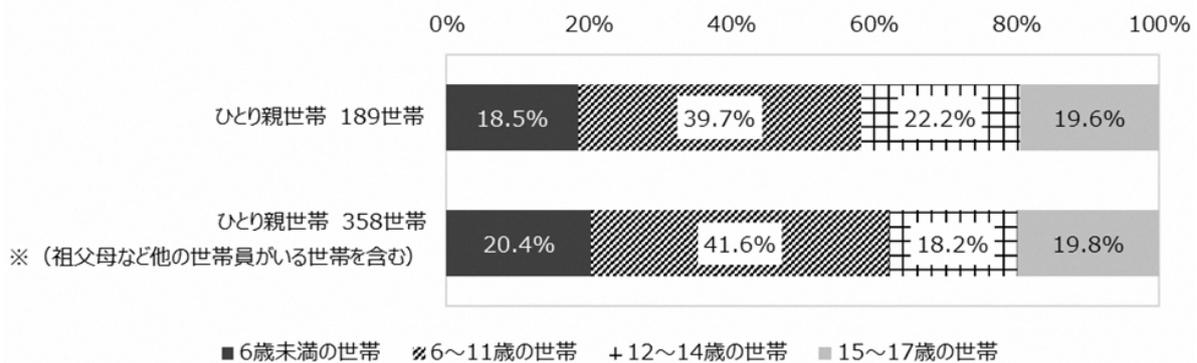
³ 夫婦と子どもから成る世帯、ひとり親と子どもから成る世帯です。

④ひとり親世帯の状況

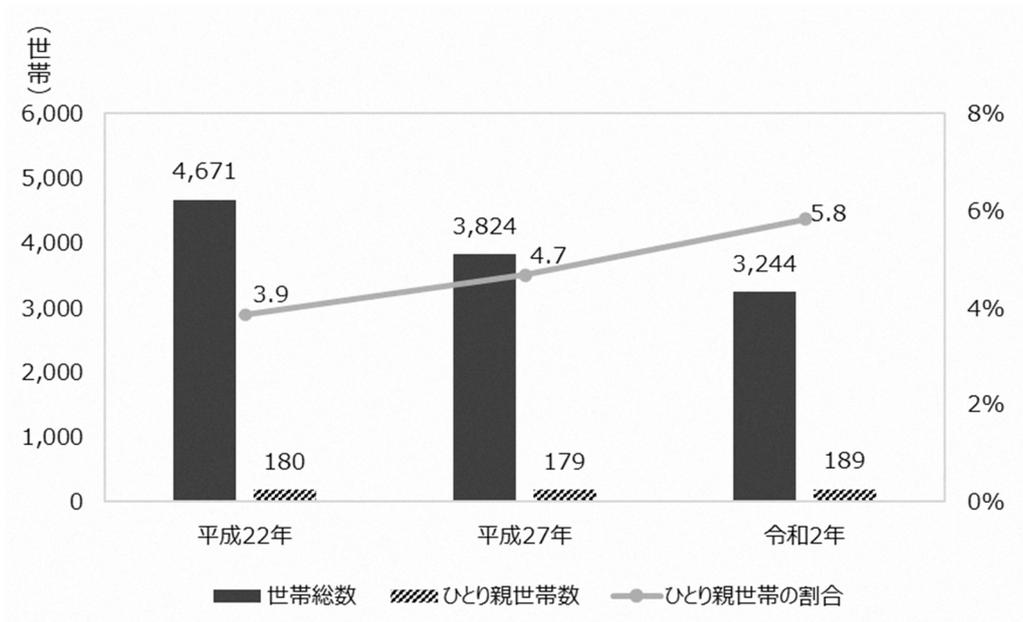
本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数については、令和2年が189世帯、祖父母など他の世帯員がいる世帯を含むと358世帯となっています。このうち6～11歳の世帯は、ひとり親世帯で39.7%、6歳未満の世帯の18.5%とあわせて58.2%を占めています。

また、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、子どものいる世帯数が大きく減少しているにもかかわらず、その世帯数に変化がないことから、その割合は平成22年の3.9%から令和2年は5.8%に増加しています。

■年齢別ひとり親世帯の状況(令和2年)



■18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移(各年10月1日現在)



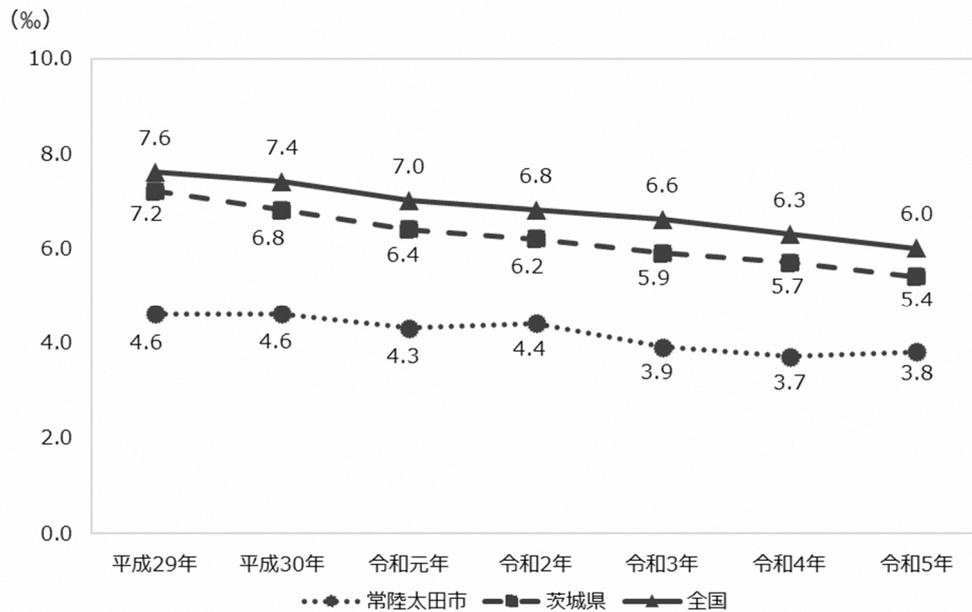
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3)出生の動向 ～出生率及び出生数は減少傾向～

本市の出生率（人口 1,000 人当たり）については、令和 5 年は 3.8‰⁴（パーミル）となっており、茨城県（5.4‰）や全国（6.0‰）と比較をすると、引き続き低い水準となっていますが、その差は徐々に狭まっており、全国的に少子化が進んでいることがうかがえます。

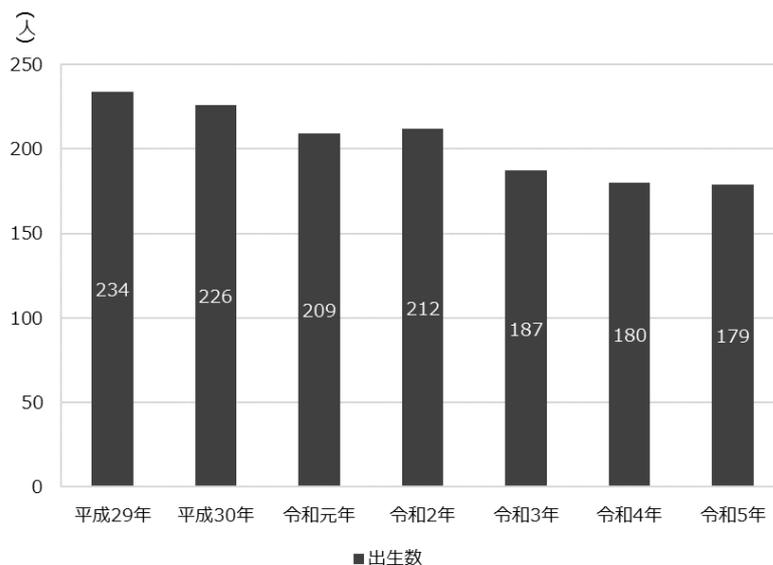
なお、出生数についても減少が続いており、令和 5 年の出生数は 179 人と近年で最も少なくなっています。

■出生率(人口 1,000 人当たりの推移)



資料：茨城県人口動態統計（各年 1 月 1 日～12 月 31 日が調査期間）

■出生数の推移



資料：茨城県人口動態統計（各年 1 月 1 日～12 月 31 日が調査期間）

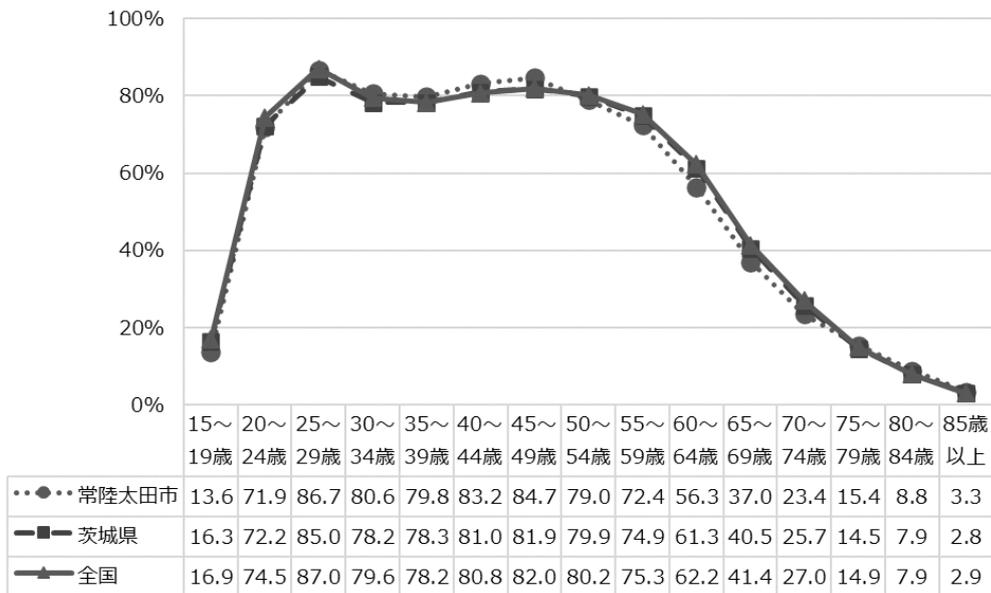
⁴ パーミル（‰）は、1,000 分の 1 を 1 とする単位のことです。

(4)就労状況 ～働く女性の増加～

令和2年の本市の女性の労働力率については、茨城県や全国とほぼ同様の傾向がみられ、20～59歳までは70%以上を占め、60～64歳においては茨城県や全国よりも5ポイント以上低いものの、56.3%と高い状況にあります。なお、30代においては、本市、茨城県、全国ともに一時的に労働力が低下する「M字型カーブ」の曲線がみられ、結婚や出産、育児等による影響がうかがえます。

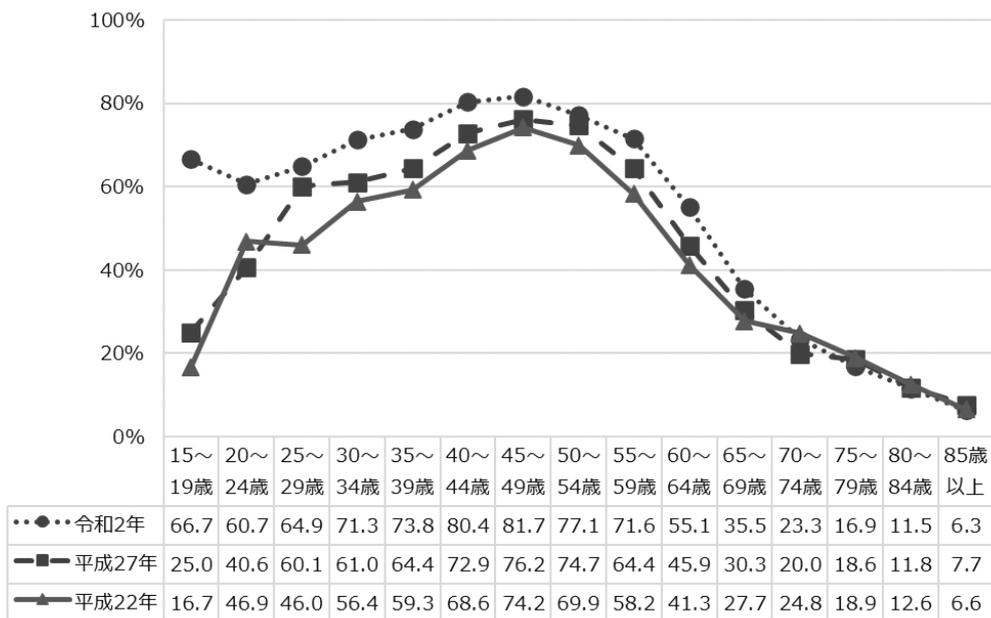
なお、本市の既婚女性の労働力率は、平成22年以降幅広い年代で増加しており、特に15～24歳の労働力が令和2年には高くなっています。

■女性の労働力率(令和2年10月1日現在)



資料：国勢調査

■既婚女性の労働力率(各年10月1日現在)



資料：国勢調査

2 将来人口推計

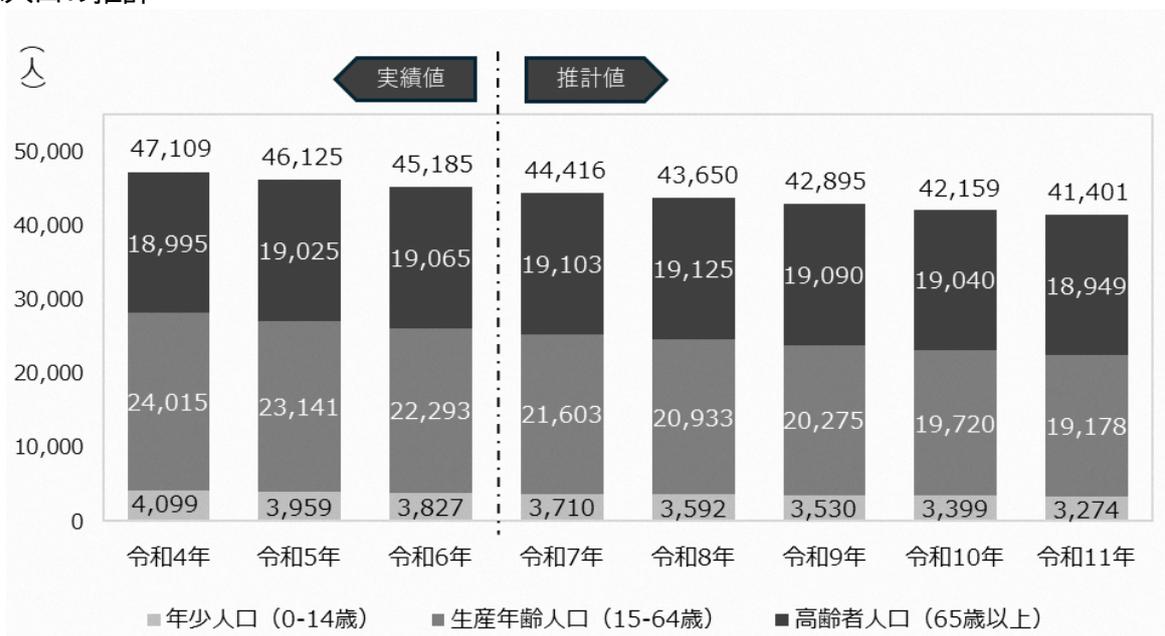
将来の人口推計については、令和元年から令和5年までの茨城県常住人口調査によるデータ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法⁵により推計を行いました。

(1) 総人口の推計

本市の総人口は今後も減少し、本計画の最終年度である令和11年には41,401人となることが予測されます。

年齢を3区分別した人口割合で見ると、今後も65歳以上の高齢者人口の割合が増加する一方、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）の割合はともに減少し、少子高齢化もさらに進行すると考えられます。

■総人口の推計

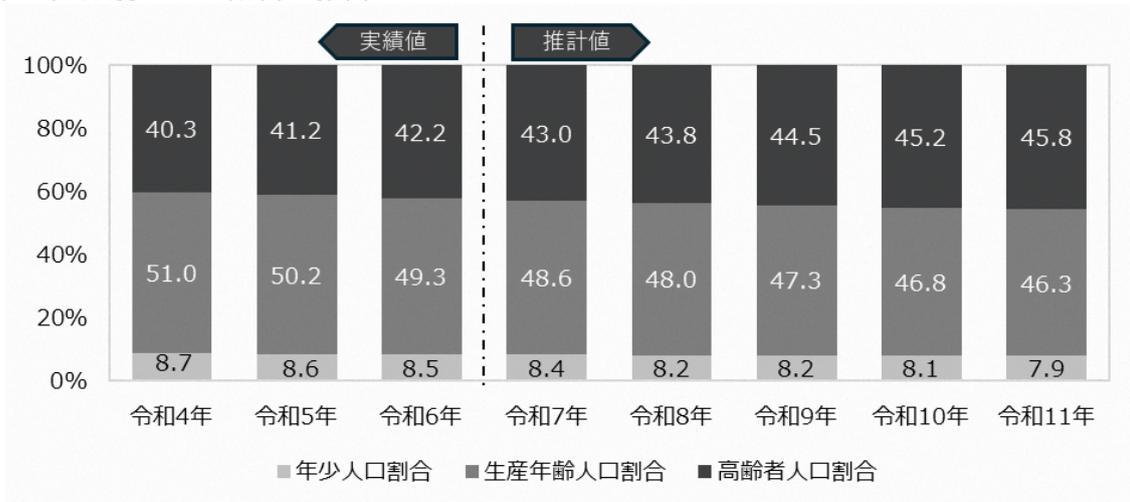


資料：令和4年から令和6年は茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）
 令和7年以降はコーホート変化率法による推計値
 ※年齢不詳分は各年齢に均等に按分しています

⁵ コーホート変化率法は、一定の期間に生まれた集団（コーホート）の過去実績人口の動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計するものです。

年少人口の割合については、令和6年の8.5%から令和11年には7.9%に落ち込むことが予測されます。

■年齢3区分別人口の割合の推計

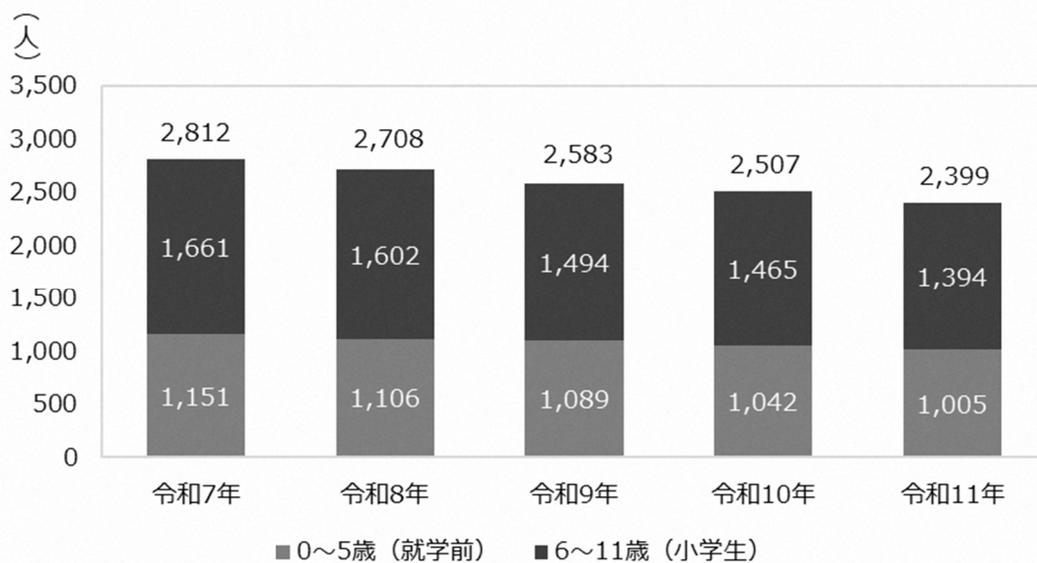


資料：令和4年から令和6年は茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）
令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

(2) 児童数(11歳以下)の推計

本市の11歳以下の児童数についても減少が続き、本計画期間中に413人減少し、令和11年には2,399人となることが予測されます。このうち6～11歳（小学生）については267人の減少が見込まれます。

■11歳以下の人口推計



※コーホート変化率法による推計値

3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の目的

本計画の策定に先立ち、就学前児童及び小学生児童の保護者に対し、子育ての実態や保育・子育て等に関する情報等を得るため、「常陸太田市子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

■調査概要

調査対象地域： 常陸太田市全域

調査形式： アンケート調査

配布方法： 施設配布・郵送

回収方法： 施設回収・郵送回収・web 回答

調査期間： 令和5年12月1日～令和5年12月22日

■回収結果

	対象	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
1	就学前児童の保護者	694	424 (うち Web209)	424	61.1%
2	小学生の保護者	512	338 (うち Web226)	338	66.0%

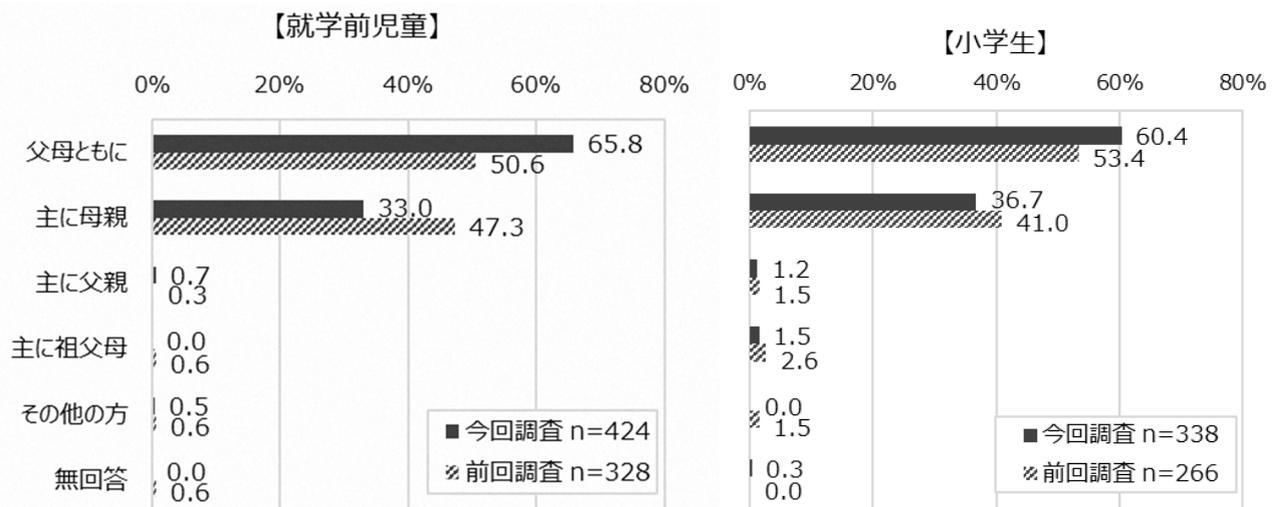
■グラフ及び表の見方

- ①単数回答の設問における各選択肢の回答割合（構成比）は、回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率(%)で示し、各数値は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、構成比の合計は100%にならない場合があります。
- ②複数回答の設問における各選択肢の回答割合（比率）は、回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率(%)で示しているため、比率の合計値は100%以上となります。
- ③図や表、本文では、選択肢の一部や数値の一部を省略している場合があります。

(2) アンケート調査結果

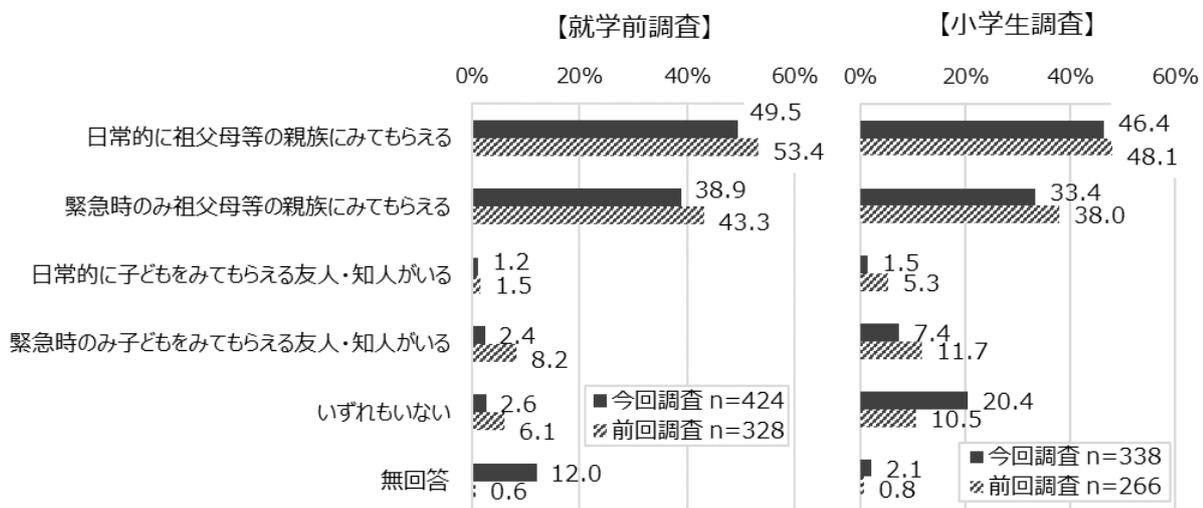
①主に子育てを行っている人

今回調査では、就学前児童調査（以下「就学前調査」という。）及び小学生児童調査（以下「小学生調査」という。）ともに、平成30年に実施した前回調査と同様、主に子育てを行っているのは「父母ともに」が最も多くなっており、今回調査ではいずれも60%を超えています。ただし、就学前調査では前回調査よりも「父母ともに」が15.2ポイントも大きく上昇する一方、小学生調査では7.0ポイントの上昇にとどまっています。また、「主に母親」についても、就学前調査が前回調査よりも14.3ポイント低下しているのに対して、小学生調査では4.3ポイントの減少にとどまっています。



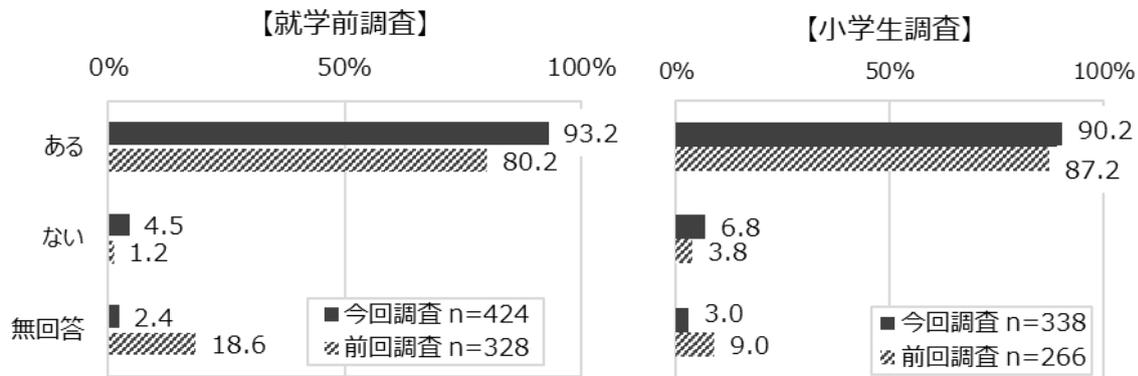
②子どもをみてもらえる親族・知人の有無

子どもをみてもらえる人については、就学前調査及び小学生調査ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」という回答が約5割を占め、最も多いものの、前回調査と比較するといずれもその割合が若干低下しています。また、「緊急時に祖父母等の親族にみてもらえる」という回答についても前回調査より減少しており、小学生調査では、「いずれもない」が前回調査から10ポイント近く上昇し20.4%となる一方、他の項目はすべて低下しています。



③相談相手の有無

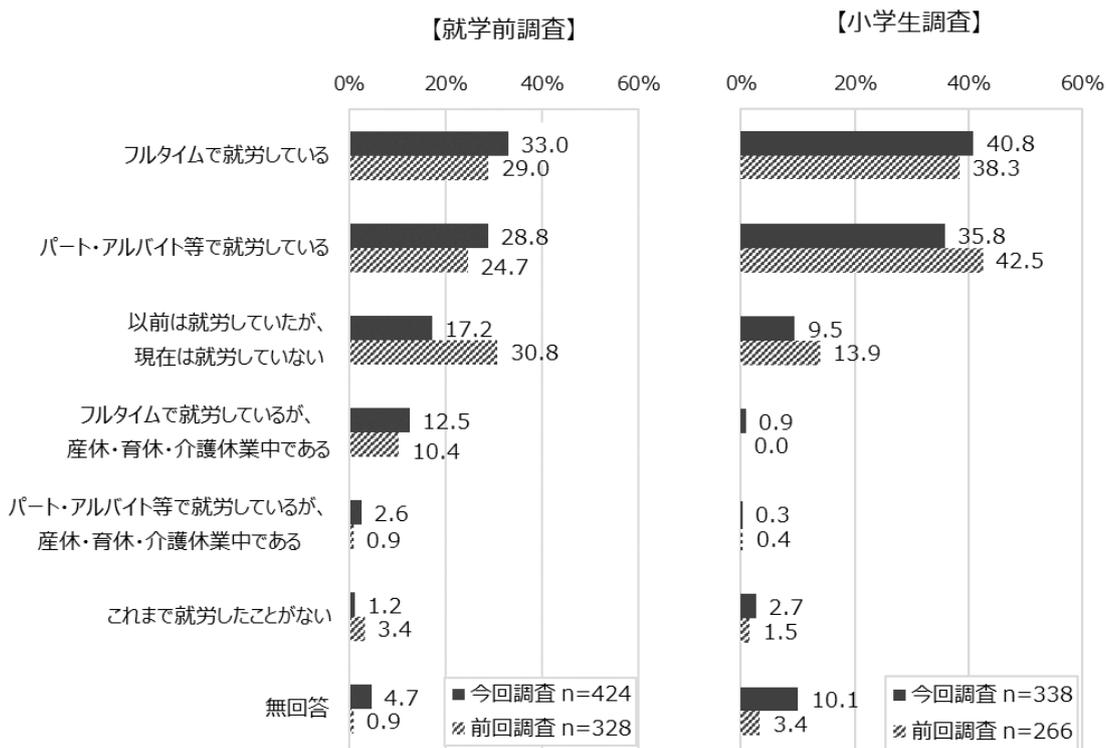
就学前調査及び小学生調査ともに相談できる人・場所が「ある」と90%以上の人が回答し、その割合も前回調査からは上昇しています。特に就学前調査では、「ある」が13.0ポイントも上昇しています。



④母親の就労状況

母親の就労状況については、フルタイムで就労している割合が就学前調査及び小学生調査ともに微増していますが、パート・アルバイト等で就労している割合については、就学前調査は微増しているものの、小学生調査では6.7ポイント低下しています。

「以前は就労していたが、現在は就労していない」は、就学前調査が17.2%と前回調査から13.6ポイントも低下しているほか、小学生調査も4.4ポイント減少し、10%を下回っています。また、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」については、就学前調査及び小学生調査ともに前回調査から上昇し、就学前調査は12.5%を占めています。



⑤家庭類型について

現状の就労状況等からみる家庭類型⁶及び就労希望状況等からみる潜在的な家庭類型の分類を行いました。

■家庭類型の種類

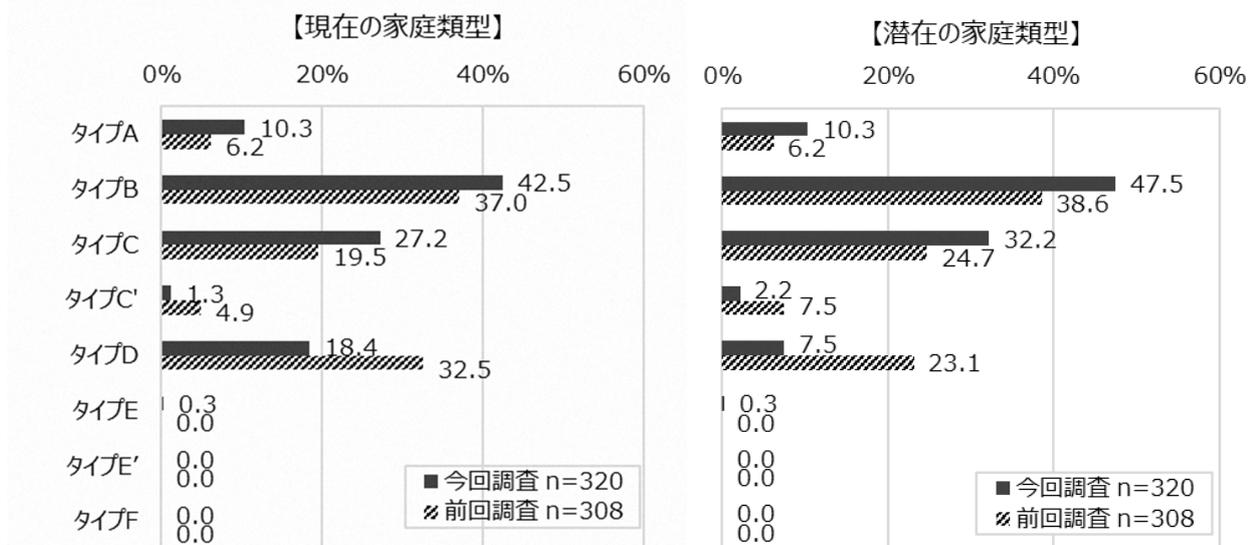
タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上+48～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：48時間未満+48～120時間の一部）
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上+48～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが48時間未満+48～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

今回調査における現在の家庭類型は、タイプA（ひとり親家庭）、タイプB（フルタイム×フルタイム及びタイプC（フルタイム×パートタイム）の割合が上昇する一方、タイプD（専業主婦（夫））は前回調査では3割を超えていたものが、2割を切るまでに大きく低下しています。

また、潜在の家庭類型においても、タイプB及びタイプCが上昇し、タイプDは、前回調査では2割を超えていたものが7.5%と1割をきるレベルまで低下していることから、共働き世帯はさらに増加すると考えられます。

なお、今回調査において、子どもの年齢区分別に現在と潜在で比較してみると、潜在タイプCはすべての区分で上昇しており、特に0歳及び1・2歳は現在より上昇の割合が高くなっています。

■家庭類型の割合(就学前)



⁶ 父親・母親の同居状況や就労状況から家庭状況を分類したものです。

<参考>今回調査の回答世帯の内訳

区分	回答件数
0歳	60件
1・2歳	91件
3歳以上	169件
合計	320件

<参考>家庭類型の回答内訳

	0歳（60件）		1・2歳（91件）		3歳以上（169件）	
	現在	潜在	現在	潜在	現在	潜在
タイプA	10.0%	10.0%	12.1%	12.1%	9.5%	9.5%
タイプB	63.3%	65.0%	42.9%	45.1%	34.9%	42.6%
タイプC	6.7%	15.0%	27.5%	33.0%	34.3%	37.9%
タイプC'	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	2.4%	3.6%
タイプD	20.0%	8.3%	16.5%	8.8%	18.9%	6.5%
タイプE	0.0%	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%
タイプE'	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプF	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑥幼稚園や保育所等の利用について

⑥-1 幼稚園や保育所等の定期的な利用状況

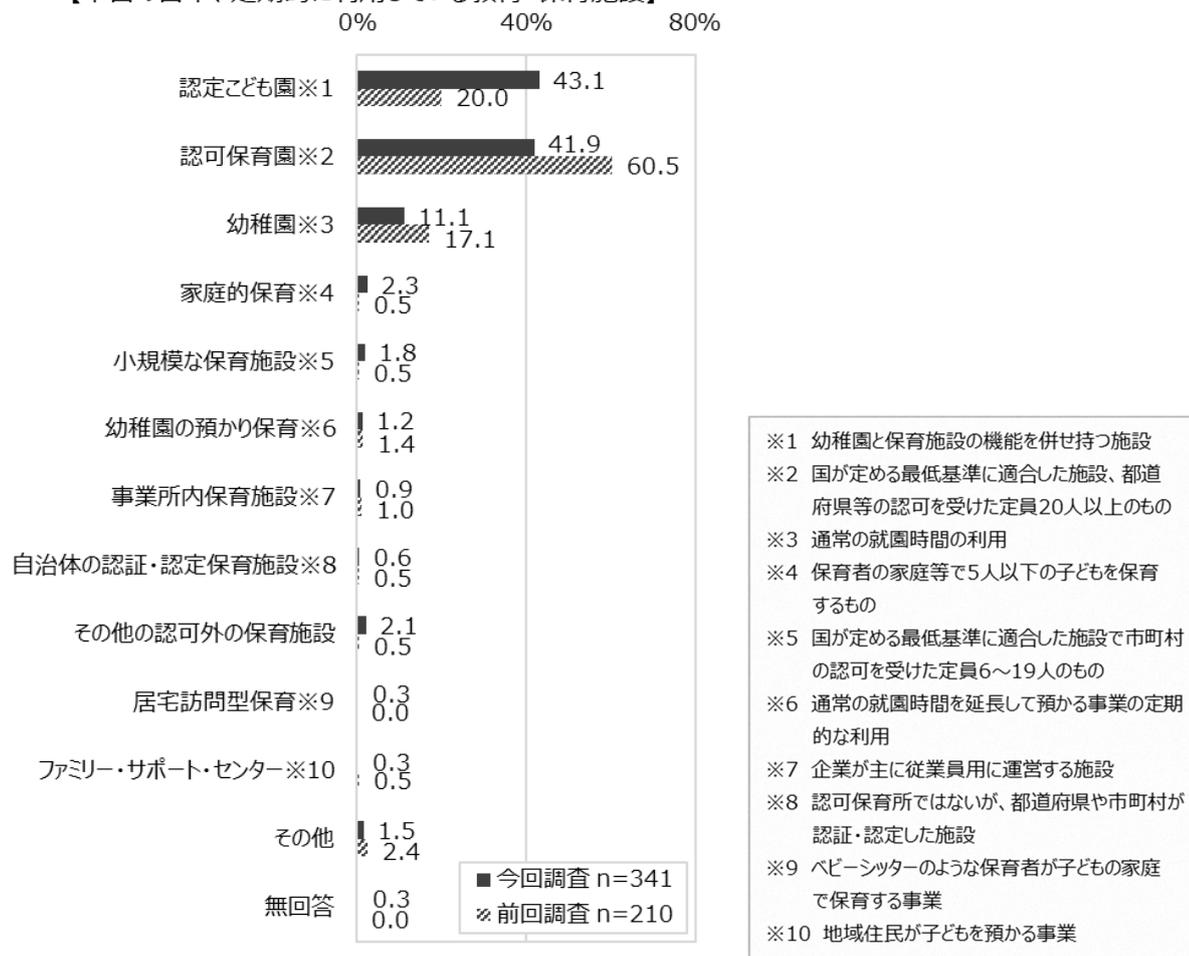
今回調査において、幼稚園や保育所等の定期的な利用は、0歳は34.9%、1歳は69.2%、2歳は84.2%となっています。

平日の日中、定期的にご利用している教育・保育施設は、「認定こども園」が前回調査よりも割合が上昇し、43.1%となる一方、「認可保育園」が前回調査より低下し、41.9%となり、「認定こども園」と「認可保育園」の利用が同程度となりました。また、幼稚園が前回調査よりも6.0ポイント減少し、11.1%にまで低下しています。

■年齢別利用状況 ※今回調査

	利用している	利用していない
全体 424件	80.4%	19.6%
0歳 83件	34.9%	65.1%
1歳 65件	69.2%	30.8%
2歳 57件	84.2%	15.8%
3~5歳 219件	100.0%	0.0%

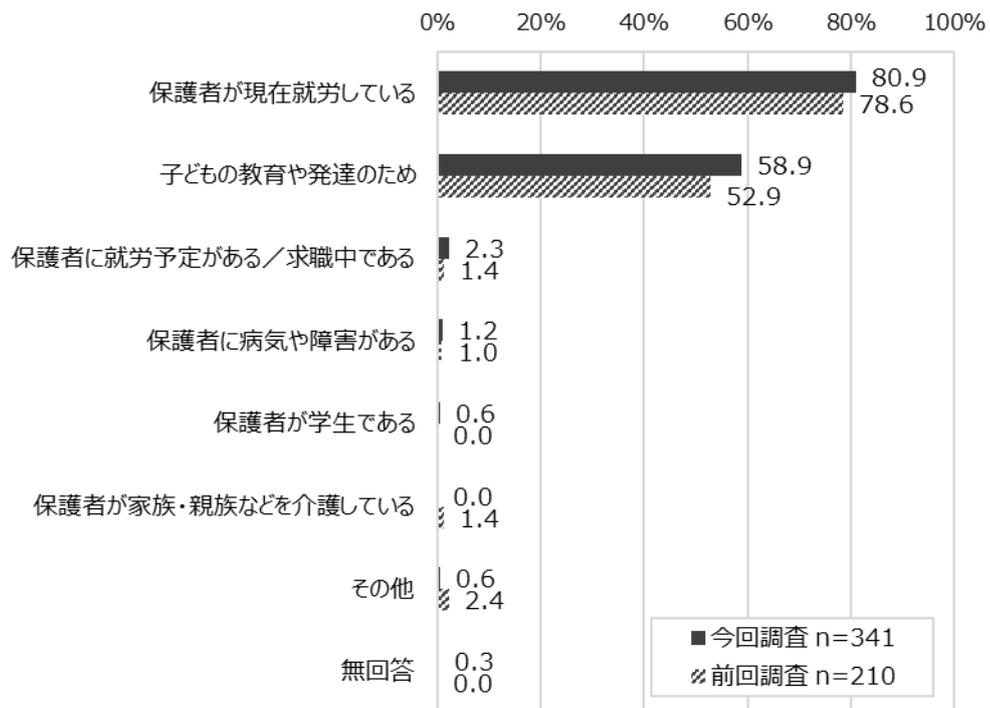
【平日の日中、定期的にご利用している教育・保育施設】



⑥-2 利用している理由

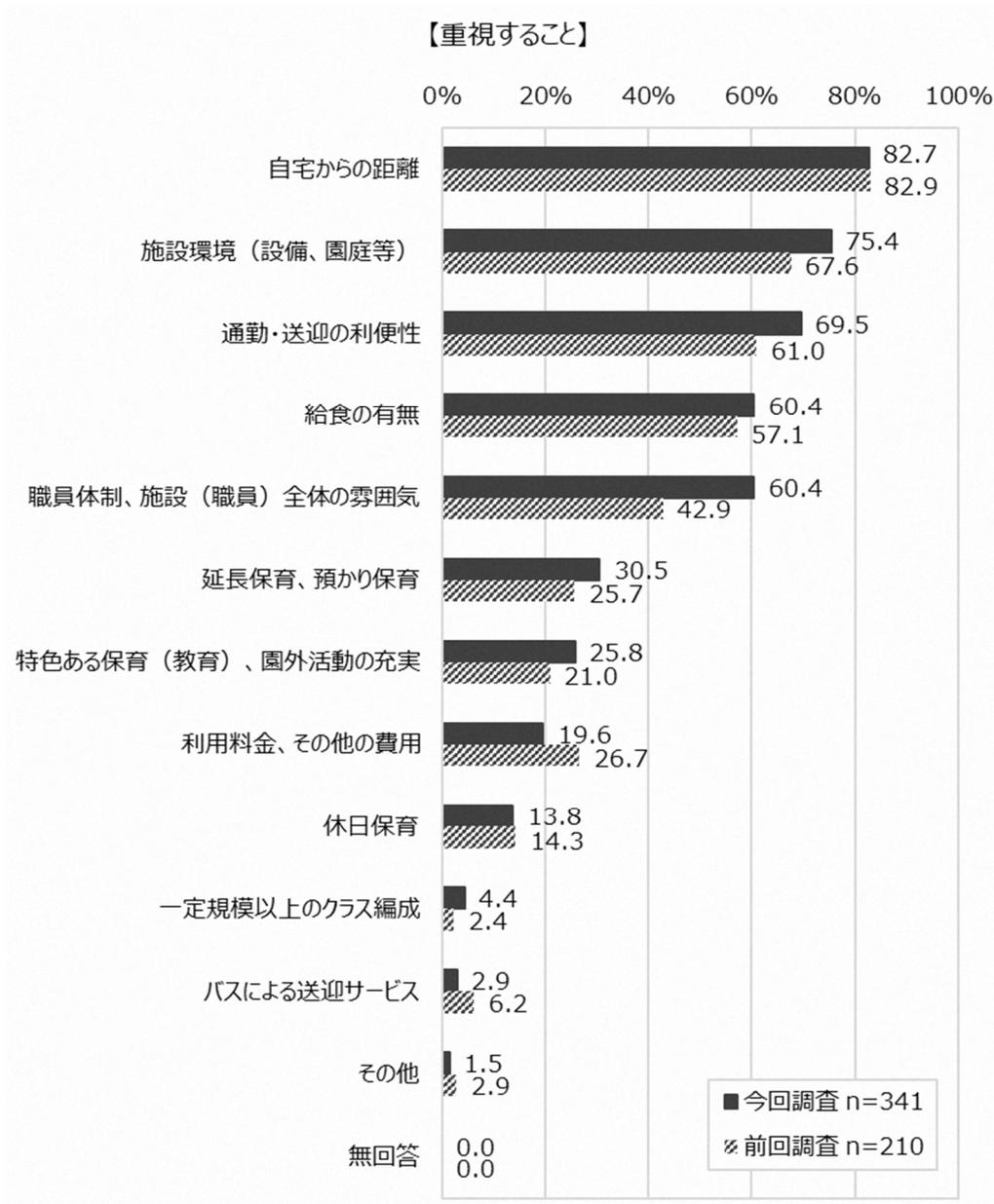
利用している理由については、「保護者が現在就労している」が 80.9%と前回調査と同様に最も多く、その割合についても微増しているものの、ほぼ変化はありません。次に多い「子どもの教育や発達のため」は、前回調査より 6 ポイント上昇し、6 割弱を占めています。

【利用している理由】



⑥-3 重視すること

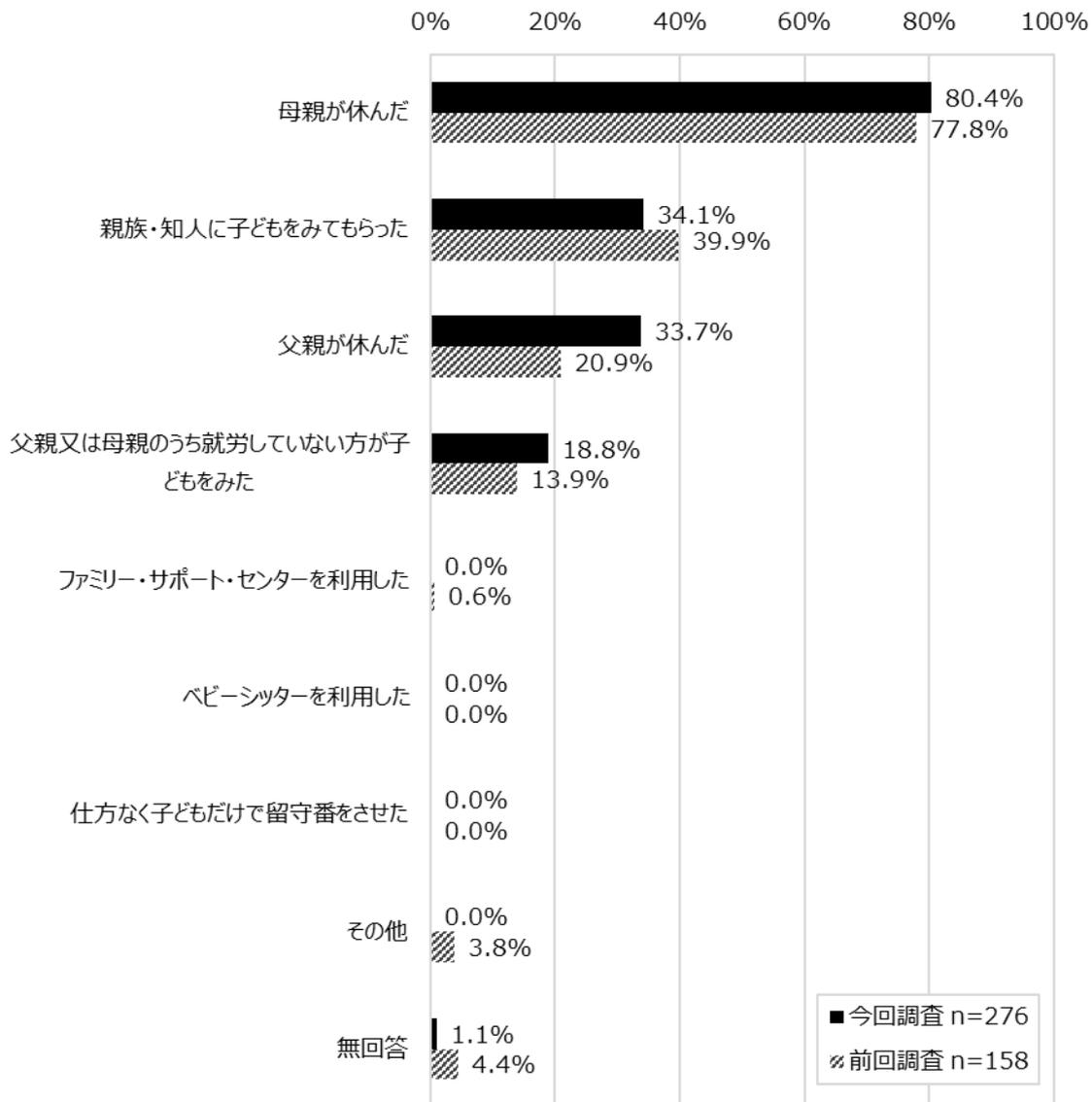
重視することは、「自宅からの距離」が82.7%と最も多く、前回調査と同様の結果となりました。前回調査から変化がうかがえるのは「職員体制、施設（職員）全体の雰囲気」で17.5ポイント上昇し60.4%となり、「給食の有無」と同じレベルで重視されるようになっていきます。



⑦子どもが病気やけがの際の対応について

子どもが病気やけがで幼稚園や保育園などの施設が利用できなかった場合の対処方法については、両調査ともに「母親が休んだ」が8割前後と最も多くなっています。次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が前回の調査から低下し3割強、「父親が休んだ」は上昇し、3割強となっています。

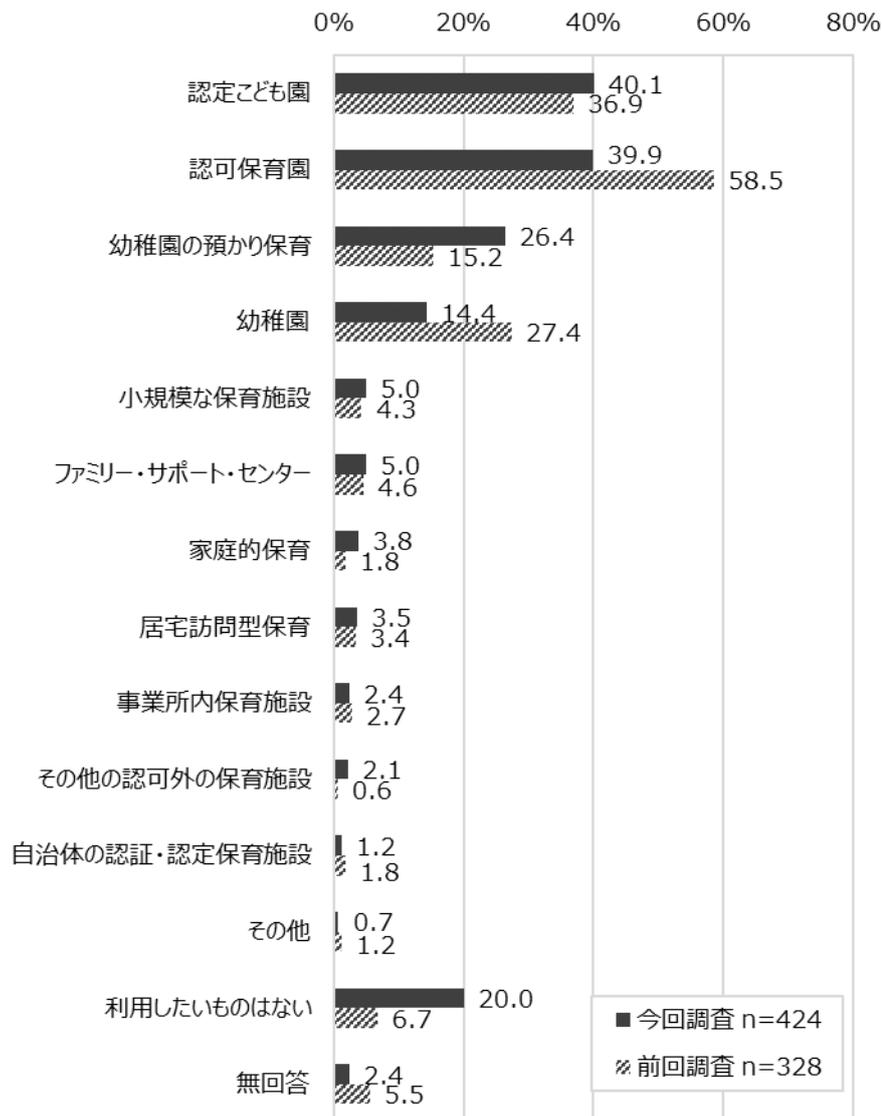
【子どもが病気やけがの際の対応について】



⑧定期的に利用したい施設等

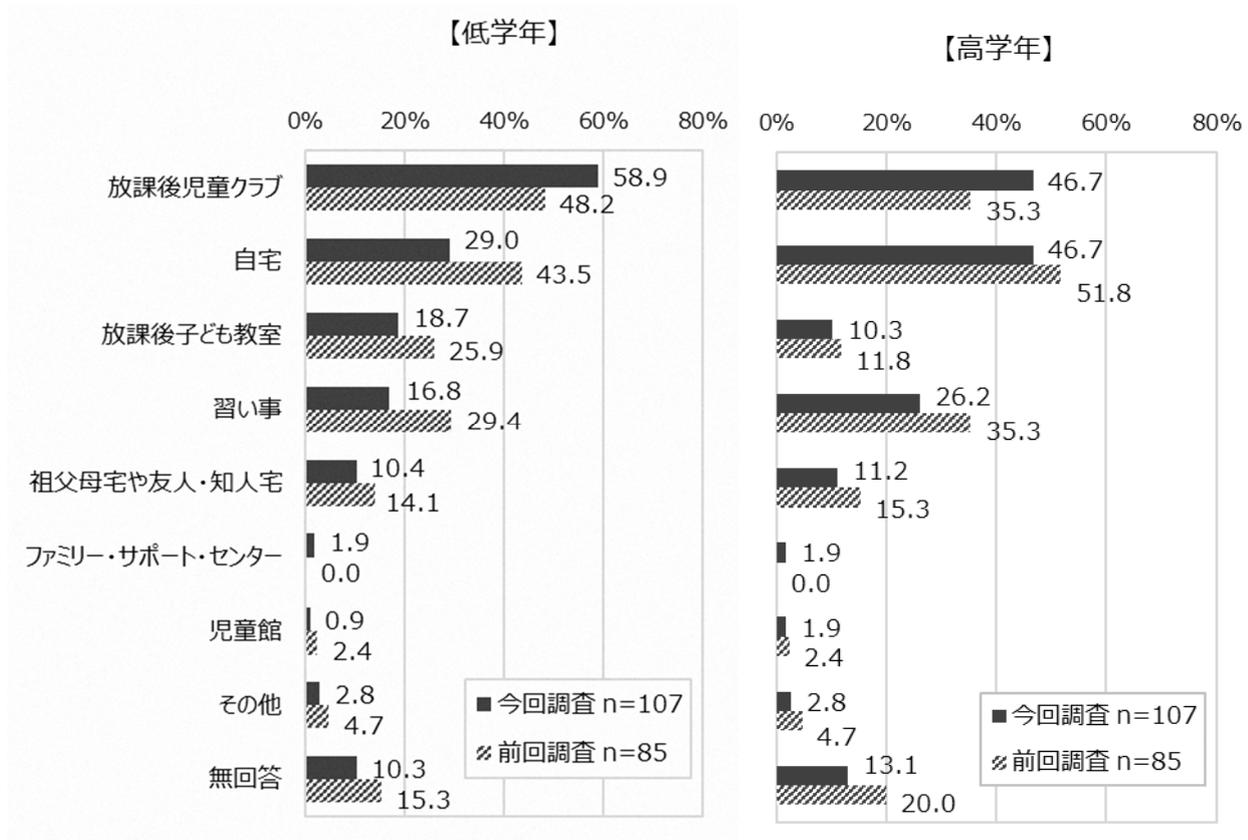
定期的に利用したい施設等は、「認定こども園」の希望が最も多く、40.1%となっています。「認可保育園」については、前回調査より18.6ポイント低下し、「認定こども園」と同程度となっています。「幼稚園の預かり保育」は前回調査より11.2ポイント上昇し、26.4%となる一方、幼稚園については13.0ポイント低下し、幼稚園の保育需要が高まっていることがうかがえます。

【定期的に利用したい施設等】



⑨就学前児童が希望する小学校入学後の放課後の過ごし方（5歳以上）

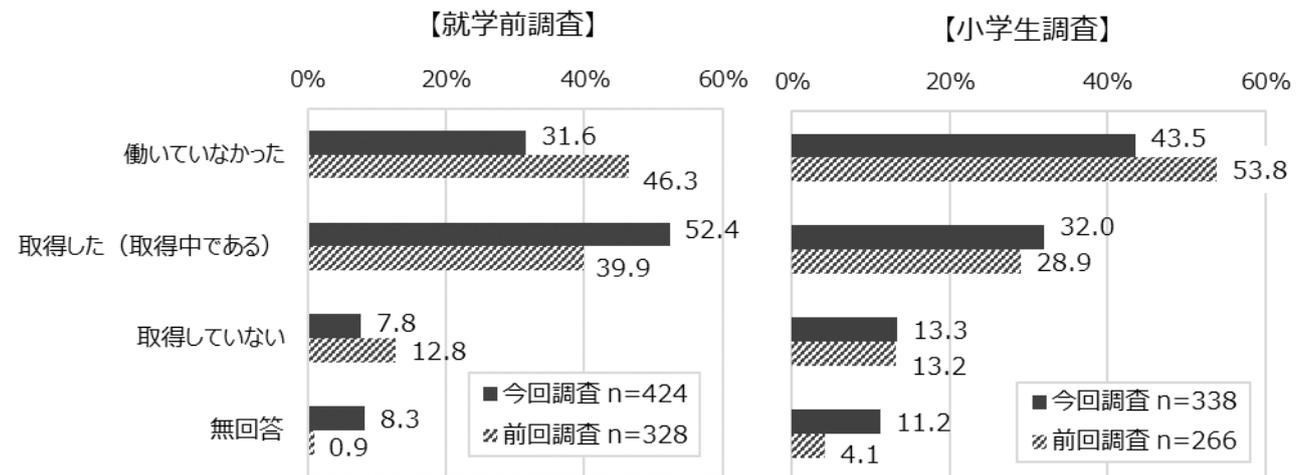
低学年・高学年ともに「放課後児童クラブ」が前回調査からさらに10ポイント以上上昇する一方、「自宅」は前回調査より低下し、特に低学年では3割を切る水準まで低下しています。また、「習い事」についても低学年は12.6ポイント、高学年は9.1ポイント低下しています。



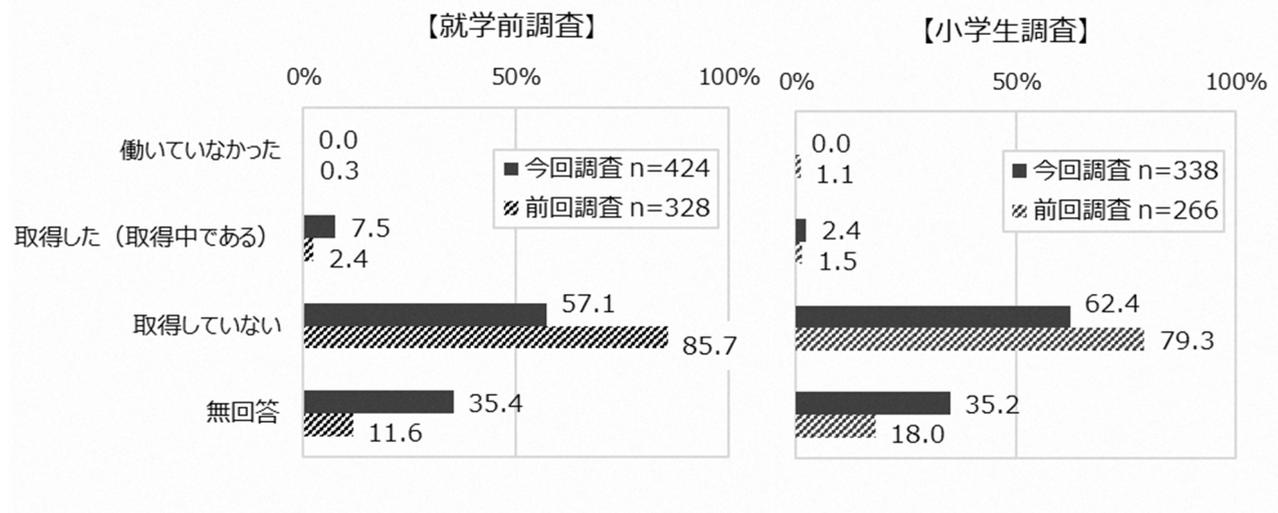
⑩育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得状況は、就学前調査及び小学生調査ともに「取得した（取得中である）」が前回調査よりも上昇し、「働いていなかった」は大きく低下しています。父親の育児休業は、就学前調査が前回調査より 5.1 ポイント上昇し 7.5%、小学生調査は 0.9 ポイント上昇の 2.4%と、少ないものの育児休業を取得する父親が増えています。

■母親の育児休業の取得状況



■父親の育児休業の取得状況

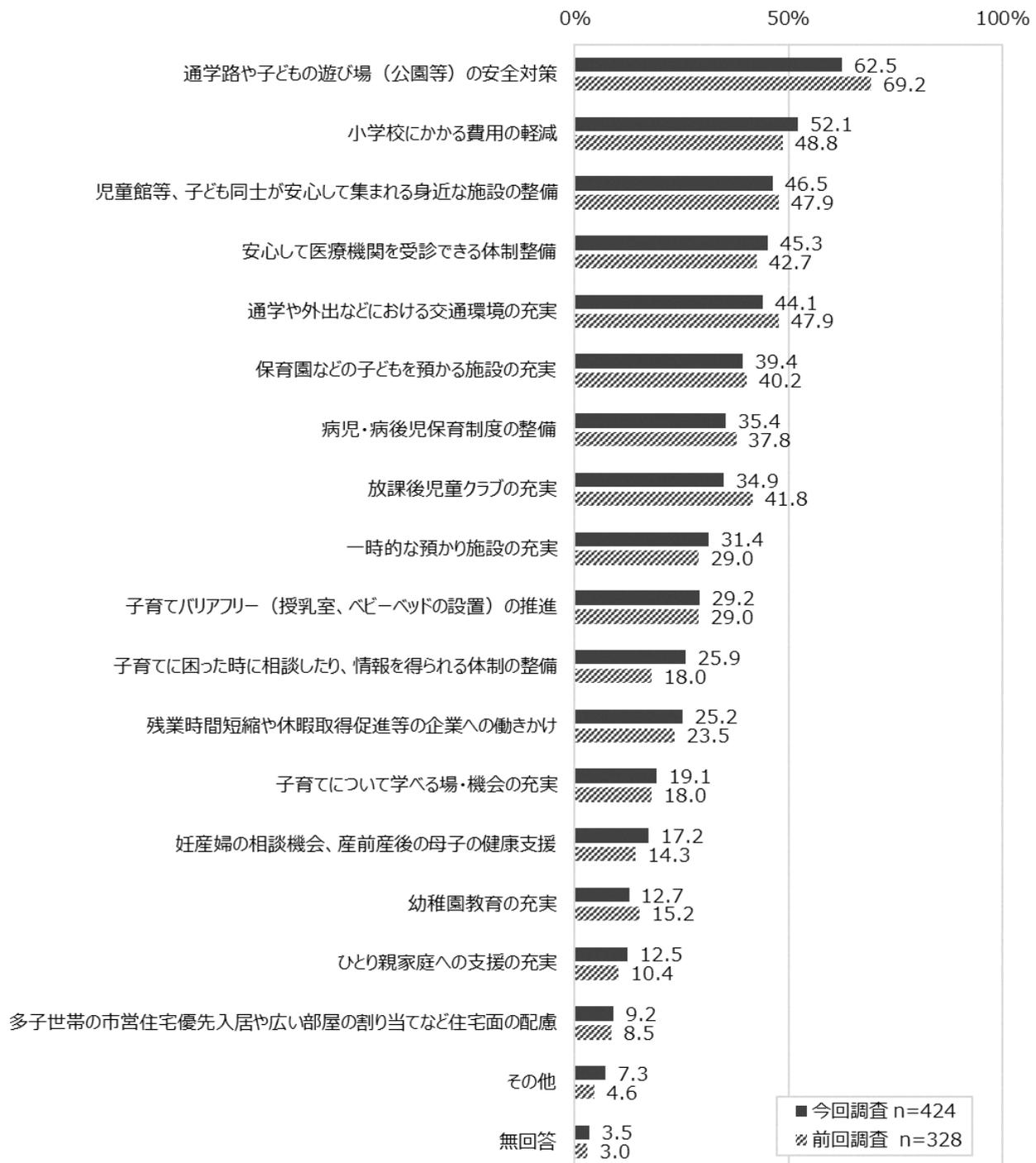


①充実を期待する子育て支援施策

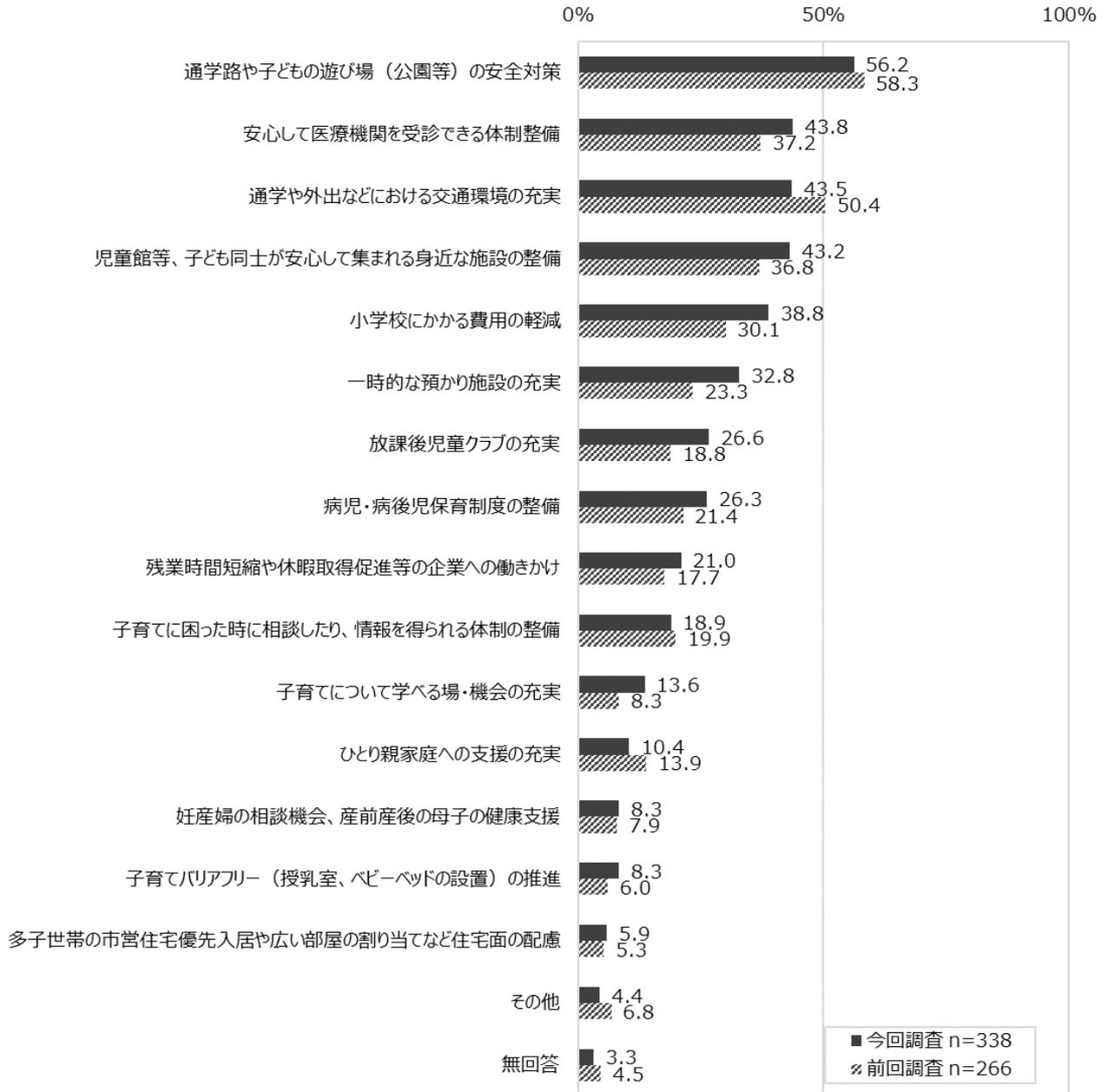
充実を期待する子育て支援施策については、就学前調査は、「通学路や子どもの遊び場（公園等）の安全対策」が62.5%と前回調査と同様、最も多くなっていますが、6.7ポイント低下しています。一方、「子育てに困った時に相談したり、情報を得られる体制の整備」は前回調査から7.9ポイント上昇の25.9%と、子育てに困った時に頼れる体制へのニーズの高まりがうかがえます。

小学生調査についても、「通学路や子どもの遊び場（公園等）の安全対策」が2.1ポイント低下したものの56.2%と最も多くなっていますが、前回調査よりも「児童館等、子ども同士が安心して集まれる身近な施設の整備」「一時的な預かり施設の充実」「放課後児童クラブの充実」等の回答がいずれも上昇しており、子どもを預ける施設の充実が求められています。

【就学前調査】

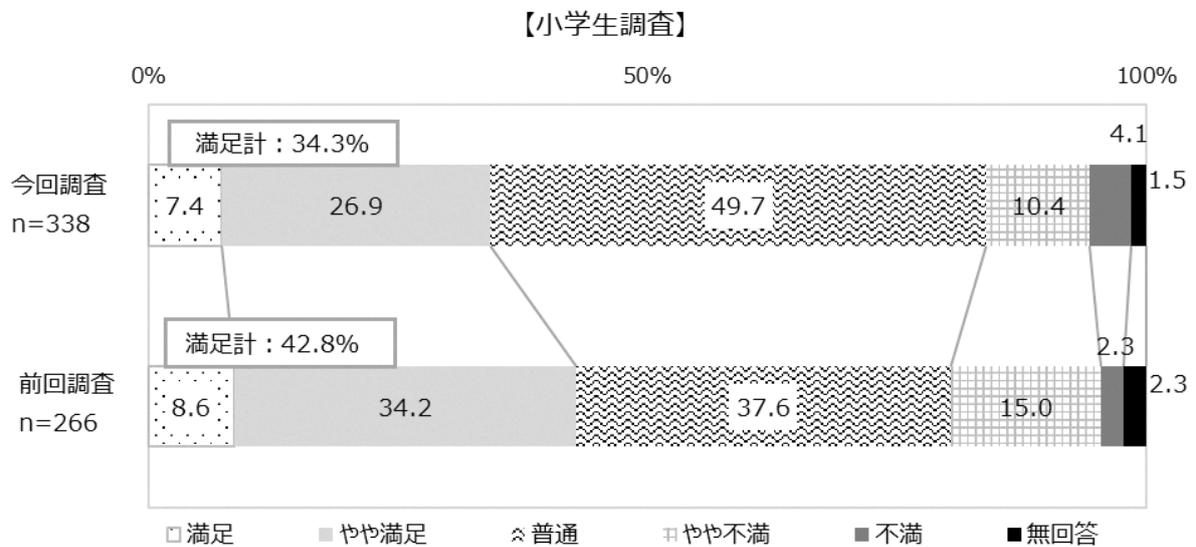
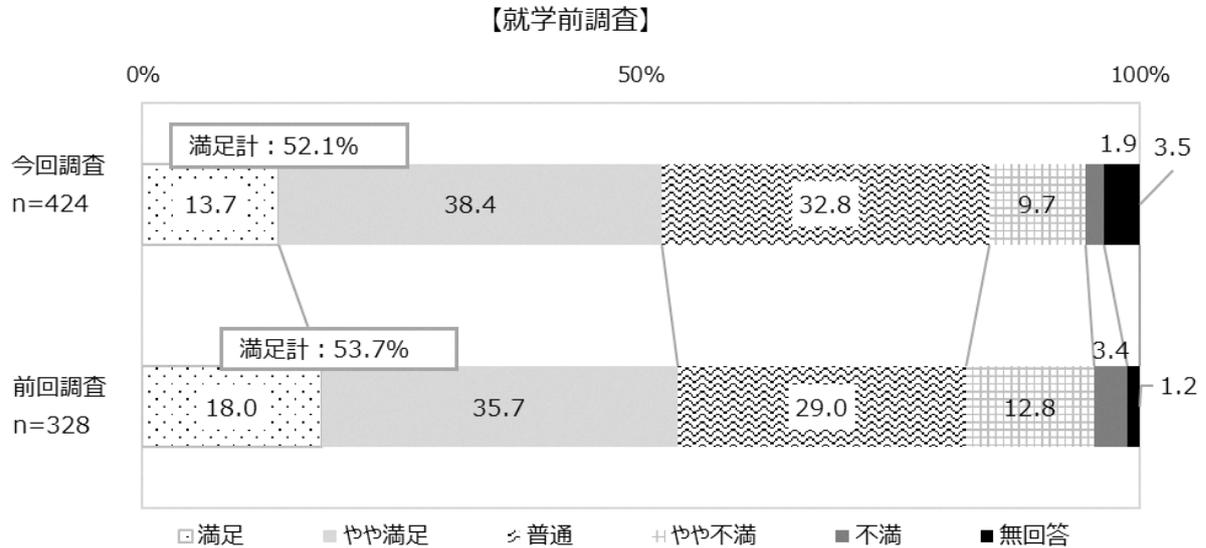


【小学生調査】



⑫地域の子育て環境の満足度

地域の子育て環境の満足度は、就学前調査は「満足」と「やや満足」の合計が52.1%と前回調査より微減となりましたが過半数を占めています。小学生調査では、前回調査より8.5ポイント低下し34.3%、「普通」は12.1ポイント上昇し49.7%となっています。



4 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

子ども・子育て世帯を取り巻く現状と課題は以下のとおりです。

課題1 多様なニーズに応える子育て支援の整備

少子化による児童数の減少が進む一方で、共働き世帯の増加や核家族化の進行により、保育ニーズは高まっています。

今回のニーズ調査では、フルタイムで働く母親が増加し、特に小学生調査では40%を超えているほか、幼稚園の定期利用が1割程度にとどまる一方、認定こども園や保育所を利用する家庭が増えています。また、0歳児の保育利用実績からは育児休業からの早期の職場復帰も多い状況にあります。

さらに、小学校児童の放課後の居場所については、低学年及び高学年ともに放課後児童クラブの利用者が増加し、放課後に自宅や習い事で過ごす児童等が減少しているほか、充実を期待する子育て支援施策の回答からも、限られた資源の中で、量・質的に保護者のニーズに応じた子育て支援サービスを提供していくことが重要です。

課題2 切れ目のない子育て支援の充実

本市では、児童福祉法及び母子健康法の改正を踏まえ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、令和6年4月に「こども家庭センター」を開設し、包括的な相談支援や子育てサービスの提供、情報発信に努めています。

しかしながら、ニーズ調査では「子育てについて相談できる相手がいる」と回答した方が90%以上を占める一方、「相談相手がいない」と回答した方も前回調査より増加しており、育児の孤立も懸念されます。

また、近年、父親の育児休業取得率はわずかに上昇していますが、引き続き母親に育児の負担が集中している状況もうかがえます。

このような状況において、各種健診などの機会を活用して保護者のサインを見逃さないようにするとともに、切れ目のない子育て支援の充実を図ることに加え、ワーク・ライフ・バランスの向上を図り、父親のさらなる育児参加を促す取り組みも必要です。

課題3 支援が必要な子どもや家庭をサポートする体制の強化

本市では、平成18年に「常陸太田市子どもサポートネットワーク」を設置し、児童相談所や関係機関と連携し、児童虐待の発生予防と早期発見に努めるとともに、支援を要する子どもや家庭に対し個々の状況に応じたきめ細かな支援に取り組んできました。

しかしながら、保護者が子どもに対して行う「しつけ」は時として子どもの人権を侵害する虐待につながるおそれもあることから、今後は、体罰によらない子育ての情報などをきめ細かく発信することが重要です。

さらに、こども基本法で定められた6つの基本理念のうち、「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること」や「すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること」を実現するため、子どもたちが主体的に関わることができる施策を展開し、子どもの意見を尊重したまちづくりを推進していく必要があります。

課題4 子どもの安全・安心を支えあうまちづくり

今回のニーズ調査では前回に引き続き、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」や「子ども同士が安心して集まれる身近な施設の整備」等、こどもの安全・安心に関する希望が多くみられます。

子どもや子育て家庭が安心して暮らせるように生活環境の整備をさらに進めていく必要があります。

また、SNS犯罪の増加を受け、インターネットを正しく利用するための知識や教育の充実に取り組む必要があります。

第3章 計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

人口減少に加え、少子高齢化や核家族化の進展、共働き家庭の増加、子育て家庭の孤立化のおそれなど、子ども・子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し続けているなかで、なかには産前・産後うつになるなど、子育てに難しさを感じる保護者も引き続き見受けられます。

本市では、第2期計画の「子どもが地域とともにのびのびと育つまち」の基本理念を継承し、保護者が感じる不安や負担、孤独感を軽減し、地域などから広く支えられているという安心感を持って子育てに取り組めるよう支援を行っていきます。

子どもが地域とともにのびのびと育つまち



2 基本目標

基本目標 1 多様なニーズに応える子育て支援の整備

保護者の多様なニーズに応えるため、誰もが十分な支援を受けられるよう教育・保育の提供体制を確保します。

また、家庭環境や子どもの発達状況にかかわらず、すべての家庭が利用できるきめ細かな支援事業の充実に努めます。

基本目標 2 切れ目のない子育て支援の充実

産後うつや子育ての孤立といった社会問題等に対応するため、こども家庭センター「ここキララ」の認知度を向上させ、必要ときに必要なサポートを受けられるように環境整備を行います。

また、子どもを生き育てる喜びを地域社会全体で分かち合えるよう、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、若い世代が結婚や子育てに幸せを感じられる環境づくりを進めます。

基本目標 3 支援が必要な子どもや家庭をサポートする体制の強化

すべての子どもが心身ともに健やかに成長することは、子どもたち自身の幸福の実現と同時に、活力ある未来社会の構築にも不可欠です。ひとり親家庭や経済的困難を抱える世帯、支援が必要な子どもや家庭に対して、子どもの今とこれからにとって最もよいと考えられる支援体制を推進します。

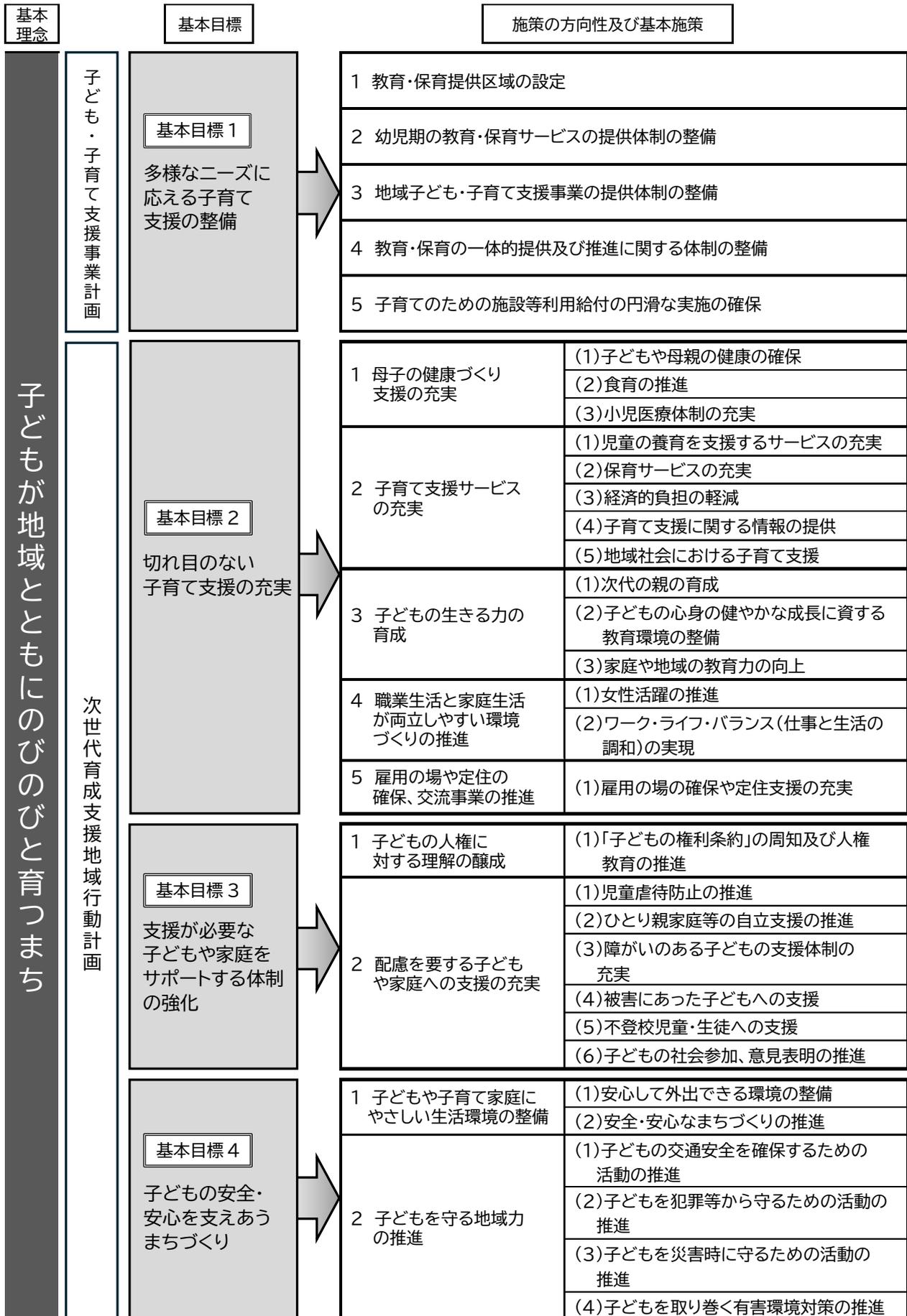
これにより、すべての子どもが個性を尊重され、誰一人として取り残されない地域社会を目指します。また、子どもの権利を守るための啓発活動や、学校・地域・福祉機関との連携を通じて、地域全体で子どもを守る取り組みを推進します。

基本目標 4 子どもの安全・安心を支えあうまちづくり

地域や関係機関との連携を深め、交通安全教育に加え、防犯活動や防災対策等を行い、子どもが安心して暮らせる生活環境を整備します。

また、SNS を正しく利用するための知識や教育も充実させ、子どもたちが安全に成長できる環境を整えることで、子どもを守るまちづくりを推進します。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

本計画の達成に向けては、社会全体で子どもを支え合う環境の整備が必要です。そのため、市の関係各課や関係機関が連携し、以下基本目標に応じた子育て支援に関わる横断的な各種施策を展開していきます。

基本目標 1 多様なニーズに応える子育て支援の整備

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業は、「幼児期の教育・保育サービスに関する事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。

国が策定した子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、各事業の提供区域を定めることとしています。本市においては、各事業の性質から、以下の2つの区域を設定します。

事業	教育・保育提供区域	区域の設定理由
幼児期の教育・保育サービスに関する事業 (幼稚園、保育所、認定こども園)	4 区域 ・常陸太田地区 ・金砂郷地区 ・水府地区 ・里美地区	幼児期の教育・保育サービスに関する事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち左記3つの事業は、施設の設置状況、利用状況や地理的条件などから4区域とします。
地域子ども・子育て支援事業 (2)時間外保育事業(延長保育事業) (3)放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (6)地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)		
(1)利用者支援事業 (4)子育て短期支援事業 (ショートステイ事業) (5)乳児家庭全戸訪問事業 (7)一時預かり事業 (8)病後児保育事業 (9)養育支援訪問事業 (10)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (11)妊婦健康診査 (12)子育て世帯訪問支援事業 (13)親子関係形成支援事業 (14)産後ケア事業 (15)乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (16)妊婦等包括相談支援事業		

※ () 内の数字は42頁以降の「3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備」の掲載番号

◆市内の教育・保育施設等の設置状況(令和7年1月現在)

地区	教育施設	保育施設	
		就学前	就学後
常陸太田地区	太田進徳幼稚園 幸久幼稚園	木崎保育園 宮ノ脇保育園 ㊦愛保育園(子育て支援センター併設) ㊦はすみ保育園(子育て支援センター併設) ㊦太田あすなろ保育園 ㊦らいらっく保育園 ㊦家庭的保育事業 ぽこ・あ・ぽこ ㊦家庭的保育事業 ひよこ園	おおた児童クラブ はたそめ児童クラブ みねやま児童クラブ ほんだ児童クラブ せや児童クラブ ㊦愛保育園学童クラブ ㊦こどもの里学童クラブ ㊦太田さくら学童クラブ ㊦学童クラブ KOMOREBI
	のぞみこども園(子育て支援センター併設) ㊦太田さくら認定こども園(子育て支援センター併設)		
金砂郷地区	うぐいすこども園(子育て支援センター併設)		かなさごう児童クラブ
水府地区	すいふこども園(子育て支援センター併設)		すいふ児童クラブ
里美地区	さとみこども園(子育て支援センター併設)		さとみ児童クラブ

2 幼児期の教育・保育サービスの提供体制の整備

【事業の概要】

「幼児期の教育・保育サービス」とは、保育所や認定こども園、幼稚園等で提供されるサービスです。

平成 27 年度から開始した子ども・子育て支援新制度により、保育所や認定こども園、幼稚園等の入園にあたっては、子どもの年齢や保護者の就労状況等から教育・保育の必要性を認定する認定区分が導入されています。本市も、この認定区分に基づき、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策」を定めます。

☆保育の必要性の認定区分	※「法」は子ども・子育て支援法
3-5 歳 幼児期の教育(法第 19 条 1 号認定に該当:教育標準時間認定)	
3-5 歳 保育の必要性あり(法第 19 条 2 号認定に該当:満 3 歳以上・保育認定)	
0-2 歳 保育の必要性あり(法第 19 条 3 号認定に該当:満 3 歳未満・保育認定)	

【現状と課題】

① 1号認定:幼児期の教育(幼稚園、認定こども園)を希望する3~5歳児

1号認定については、教育ニーズの低下により、4地区のいずれも利用実績は減少傾向にあります。

■実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人)	総数①	245	238	234	184	172
	常陸太田地区	184	179	178	140	130
	金砂郷地区	51	49	46	36	34
	水府地区	4	4	4	4	4
	里美地区	6	6	6	4	4
利用実績(人)	総数②	224	209	159	154	116
	常陸太田地区	170	160	122	124	90
	金砂郷地区	47	37	29	23	22
	水府地区	3	6	6	5	3
	里美地区	4	6	2	2	1
確保提供数(人) (定員)	総数③	625	625	625	445	445
	常陸太田地区	455	455	455	365	365
	金砂郷地区	135	135	135	45	45
	水府地区	15	15	15	15	15
	里美地区	20	20	20	20	20
確保提供数と利用実績との差(③-②)(人)		401	416	466	291	329
施設数(箇所)		9	9	9	7	7

※令和4年度に前計画で定めた見込み量から見直しを行っています。

② 2号認定:保育(保育所、認定こども園)を希望する3～5歳児

2号認定は、利用実績上では減少傾向に見えますが、3～5歳児の人口に対する利用割合は令和4年度以降上昇傾向にあるほか、ニーズ調査では母親の就労意向が高くなっています。このため、対象年齢の児童数は減少していきませんが、共働き世帯の増加により2号認定のニーズがより高まることを踏まえ、需要に合った提供体制の確保を図っていく必要があります。

■実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人)	総数①	577	582	591	570	549
	常陸太田地区	448	467	479	468	449
	金砂郷地区	86	71	71	64	68
	水府地区	24	23	25	22	21
	里美地区	19	21	16	16	11
利用実績(人)	総数②	591	583	618	556	531
	常陸太田地区	471	483	500	464	449
	金砂郷地区	75	62	76	53	54
	水府地区	23	18	22	23	19
	里美地区	22	20	20	16	9
確保提供数(人) (定員)	総数③	575	575	575	575	579
	常陸太田地区	432	432	432	432	437
	金砂郷地区	83	83	83	83	83
	水府地区	30	30	30	30	30
	里美地区	30	30	30	30	29
確保提供数と利用実績との差(③-②)(人)		▲16	▲8	▲43	19	48
施設数(箇所)		11	11	11	11	11

③ 3号認定:保育(保育所、認定こども園)を希望する0～2歳児

3号認定も共働き世帯の増加により保育ニーズが増加し、令和5年度には見込み量を上回っています。また、近年の0歳児の保育利用の実績からは、母親の育児休業から早期に職場復帰するケースが多い状況もうかがえることから3号認定の増加が見込まれますが、施設の老朽化に伴う環境整備が課題となっています。

■実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人)	総数①	393	400	401	329	328
	常陸太田地区	309	316	311	283	282
	金砂郷地区	50	52	57	29	29
	水府地区	18	19	17	12	12
	里美地区	16	13	16	5	5
利用実績(人)	総数②	413	398	378	367	386
	常陸太田地区	351	335	320	312	320
	金砂郷地区	34	39	32	32	39
	水府地区	15	18	17	14	13
	里美地区	13	6	9	9	14
確保提供数(人) (定員)	総数③	395	395	395	395	391
	常陸太田地区	288	288	288	288	293
	金砂郷地区	57	57	57	57	57
	水府地区	20	20	20	20	20
	里美地区	30	30	30	30	21
確保提供数と利用実績との差(③-②)(人)		▲18	▲3	17	28	5
施設数【0歳児】(箇所)		11	11	11	11	11
施設数【1～2歳児】(箇所)		13	13	13	13	13

※令和4年度に前計画で定めた見込み量から見直しを行っています。

【今後の方向性】

- 共働き世帯の増加に伴い2号認定・3号認定のニーズが増加することが予想されるため、希望する人全員が、希望する地域の保育サービスを利用できるよう、いばらき保育人材バンクを活用し、保育士及び保育教諭の確保を図るなど、提供体制の整備を推進します。
- 子どもの成長段階に応じた連続性のある教育・保育が提供できるように、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を強化します。

■見込み量及び確保提供数:1号認定(教育ニーズ:3~5歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人)	総数①	126	121	116	110	106
	常陸太田地区	98	94	90	85	83
	金砂郷地区	20	20	19	18	17
	水府地区	5	4	4	4	4
	里美地区	3	3	3	3	2
確保提供数(人) (定員)	総数②	445	445	445	445	445
	常陸太田地区	365	365	365	365	365
	金砂郷地区	45	45	45	45	45
	水府地区	15	15	15	15	15
	里美地区	20	20	20	20	20
確保提供数と見込み量との差(②-①)(人)		319	324	329	335	339
施設数(箇所)		7	7	7	7	7

■見込み量及び確保提供数:2号認定(保育ニーズ:3~5歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人)	総数①	484	464	445	421	405
	常陸太田地区	377	361	346	327	315
	金砂郷地区	78	75	72	68	66
	水府地区	18	17	17	16	15
	里美地区	11	11	10	10	9
確保提供数(人) (定員)	総数②	579	579	579	579	579
	常陸太田地区	437	437	437	437	437
	金砂郷地区	83	83	83	83	83
	水府地区	30	30	30	30	30
	里美地区	29	29	29	29	29
確保提供数と見込み量との差(②-①)(人)		95	115	134	158	174
施設数(箇所)		11	11	11	11	11

■見込み量及び確保提供数:3号認定(保育ニーズ:0歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人)	総数①	74	71	69	68	65
	常陸太田地区	57	56	55	54	52
	金砂郷地区	12	11	11	11	10
	水府地区	3	2	2	2	2
	里美地区	2	2	1	1	1
確保提供数(人) (定員)	総数②	78	78	78	78	78
	常陸太田地区	59	59	59	59	59
	金砂郷地区	9	9	9	9	9
	水府地区	5	5	5	5	5
	里美地区	5	5	5	5	5
確保提供数と見込み量との差(②-①)(人)		4	7	9	10	13
施設数(箇所)		13	13	13	13	13

■見込み量及び確保提供数:3号認定(保育ニーズ:1~2歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人)	総数①	249	236	246	238	232
	常陸太田地区	196	186	193	187	183
	金砂郷地区	39	37	39	37	36
	水府地区	9	8	9	9	8
	里美地区	5	5	5	5	5
確保提供数(人) (定員)	総数②	313	313	313	313	313
	常陸太田地区	234	234	234	234	234
	金砂郷地区	48	48	48	48	48
	水府地区	15	15	15	15	15
	里美地区	16	16	16	16	16
確保提供数と見込み量との差(②-①)(人)		64	77	67	75	81
施設数(箇所)		13	13	13	13	13

(注) 見込み量は、利用実績と人口推計に基づき算出しています。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

幼児期の教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、地域子ども・子育て支援事業を実施しています。

今後も多様化する子育てニーズの把握を行い、それぞれの事業について地域の実情に応じて実施していきます。

(1) 利用者支援事業

【事業の概要】

子どもとその保護者が教育・保育施設や一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるように、関係機関との連絡調整を行い、情報提供や相談、支援を行う事業です。

【現状と課題】

本市では、子育てに関する情報提供や相談、アドバイス等について、こども家庭センター「ここキララ」で行っています。

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、各種健診などの機会を活用した支援の周知等を図る必要があります。

【今後の方向性】

- 第3期計画期間においても、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制の整備に努めます。

■確保提供数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施個所数	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

【事業の概要】

保育所や認定こども園において、通常の利用時間を超えて保育を提供する事業です。

【現状と課題】

利用実績は令和2年度から年々増加しており、特に令和5年度は見込み量を大きく上回りました。共働き世帯が増加し、保護者の就労形態も多様化していることから、引き続き需要に合った提供体制を確保していく必要があります。

■実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人)	総数①	169	168	171	165	158
	常陸太田地区	124	123	125	120	116
	金砂郷地区	27	27	27	27	26
	水府地区	8	8	8	8	7
	里美地区	10	10	11	10	9
利用実績(人)	総数②	216	233	243	260	237
	常陸太田地区	177	188	195	219	197
	金砂郷地区	34	37	36	26	30
	水府地区	3	6	10	13	8
	里美地区	2	2	2	2	2
確保提供数(人)	総数③	229	243	252	269	244
	常陸太田地区	177	188	195	219	197
	金砂郷地区	34	37	36	27	30
	水府地区	8	8	10	13	8
	里美地区	10	10	11	10	9
確保提供数と利用実績との差(③-②)(人)		13	10	9	9	7
施設数(箇所)		9	9	9	9	9

【今後の方向性】

- 保護者の就労形態の多様化に伴い、時間の設定や実施体制等、利用者のニーズに柔軟に対応できるように、事業者との連携により実施体制の整備を図ります。

■見込み量及び確保提供数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人)	総数①	168	162	160	153	147
	常陸太田地区	131	126	124	120	116
	金砂郷地区	27	26	26	24	23
	水府地区	6	6	6	6	5
	里美地区	4	4	4	3	3
確保提供数(人)	総数②	168	162	160	153	147
	常陸太田地区	131	126	124	120	116
	金砂郷地区	27	26	26	24	23
	水府地区	6	6	6	6	5
	里美地区	4	4	4	3	3
確保提供数と見込み量との差(②-①)(人)		0	0	0	0	0
施設数(箇所)		9	9	9	9	9

(注) 見込み量は、ニーズ調査の結果に基づき算出しています。

(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業の概要】

放課後児童クラブは、就労等により、昼間に保護者のいない家庭の小学校児童を対象とし、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【現状と課題】

放課後児童クラブは、8か所の公立児童クラブと4か所の民間学童クラブにおいて実施しています。共働き世帯の増加などにより保護者の就労形態が多様化しているほか、土曜日や夏休み等の長期休暇中も安心して働ける環境づくりに向けて、児童の安全・安心な居場所の提供に努めています。

ニーズ調査では、小学校入学後の過ごし方として、低学年・高学年ともに放課後児童クラブの利用希望が前回調査から上昇しています。また、これまでも問題となっている「小1の壁⁷」を解消するためにも、放課後の子どもの居場所づくりを図っていく必要があります。

■放課後児童クラブの実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人)	総数①	575	581	565	565	586
	常陸太田地区	385	389	379	379	394
	金砂郷地区	127	128	124	124	129
	水府地区	34	35	34	34	34
	里美地区	29	29	28	28	29
利用実績(人)	総数②	568	562	546	560	598
	常陸太田地区	379	377	400	431	464
	金砂郷地区	150	139	106	94	96
	水府地区	29	32	29	25	27
	里美地区	10	14	11	10	11
確保提供数(人)	総数③	662	655	689	689	689
	常陸太田地区	432	432	466	466	466
	金砂郷地区	150	143	143	143	143
	水府地区	40	40	40	40	40
	里美地区	40	40	40	40	40
確保提供数と利用実績との差(③-②)(人)		94	93	143	129	91
施設数(クラス数)		20	20	20	20	20

■放課後子ども教室の取り組み(各年度3月末時点) ※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(箇所)	12	12	8	8	8
実績(箇所)	12	12	8	8	8

⁷ 小学校に入ると保育園時代よりも子どもの預け先がなくなり、仕事と子育ての両立が難しくなることです。

【今後の方向性】

- 放課後児童クラブの利用希望の増加に対応するため、民間の学童クラブと連携し、適正な定員管理を行います。
- すべての子どもが安全・安心に過ごせるよう、支援員の研修等による資質向上に努めます。

■見込み量及び確保提供数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
見込み量(人)	総数①	605	584	543	534	508	
	地区別	常陸太田地区	471	454	423	415	394
		金砂郷地区	95	92	85	84	80
		水府地区	28	27	25	25	24
		里美地区	11	11	10	10	10
	学年別	低学年	347	335	312	306	292
高学年		258	249	231	228	216	
確保提供数(人) (定員)	総数②	689	689	689	689	689	
	常陸太田地区	466	466	466	466	466	
	金砂郷地区	143	143	143	143	143	
	水府地区	40	40	40	40	40	
	里美地区	40	40	40	40	40	
確保提供数と見込み量との差(②-①)(人)		84	105	146	155	181	
放課後児童クラブ クラス数(クラス)		20	20	20	20	20	
//	小学校区(区)	8	8	8	8	8	
//	放課後児童支援員(人)	80	80	80	80	80	
放課後子ども教室(箇所)		8	8	8	8	8	

(注) 見込み量は、利用実績と人口推計に基づき算出しています。

(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【事業の概要】

保護者の疾病や育児疲れ等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、一定期間、必要な保護を行う事業です。

【現状と課題】

本市では、市内の誉田養徳園、那珂市のチルドレンズ・ホーム、高萩市の同仁会乳児院においてショートステイ事業を実施していますが、緊急時の預け先の確保が課題となっています。

■実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人日/年)①	14	14	14	14	14
利用実績(人日/年)②	0	0	0	2	1
確保提供数(人日/年)③	14	14	14	14	14
確保提供数と利用実績との差(③-②)(人日/年)	14	14	14	12	13
施設数(箇所)	3	3	3	3	3

【今後の方向性】

- 近年は養育困難を抱える背景や要因が複雑化しています。今後、本事業の活用と併せ児童虐待防止等の一助になるよう、支援を必要とする家庭に対して適切なサービス提供と情報発信をしていきます。

■見込み量及び確保提供数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人日/年)①	4	4	4	4	4
確保提供数(人日/年)②	6	6	6	5	5
確保提供数と見込み量との差(②-①)(人日/年)	2	2	2	1	1
施設数(箇所)	3	3	3	3	3

(注) 見込み量は、利用実績に基づき算出しています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、様々な悩みを聴くとともに子育て支援に関する情報提供を行うことで、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなげる事業です。

【現状と課題】

助産師や保健師が対象の家庭を訪問し、支援等が必要な産婦・乳児の把握と子育て支援サービスの提供に努めています。

産婦の悩みや子育て支援のニーズを的確に把握できるよう助産師等の確保や質の向上を図っていく必要があります。

■実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人日/年)①	220	211	203	195	188
利用実績(人日/年)②	227	209	189	173	155
確保提供数③	227	211	203	195	188
確保提供数と利用実績との差(③-②)(人)	0	2	14	22	33

【今後の方向性】

- 乳児家庭全戸訪問を通じて、支援が必要と判断された家庭については、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。
- 常陸太田市子どもサポートネットワークを活用し、個々のケースに応じた支援方針を検討、支援につなげていきます。

■見込み量及び確保提供数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問対象者数見込み量及び確保提供数(人)	174	168	163	159	153

(注) 見込み量は、0歳児の人口推計に基づき算出しています。

(6) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

【事業の概要】

乳幼児とその保護者による相互交流の場の提供に加え、子育てに関する相談や助言等の支援を行うほか、地域の子どもたちの遊びや出会いの場づくりを行う事業です。

【現状と課題】

公立では、のぞみこども園、うぐいすこども園、すいふこども園、さとみこども園、私立では愛保育園、はすみ保育園、太田さくら認定こども園が子育て支援センターを併設していますが、就園率が高くなっているため、利用実績は減少傾向となっています。

就園していない乳幼児やその保護者にとっては、交流の場として重要な拠点であり、子育ての孤立を防ぐため、引き続き事業の周知や利便性の向上など、利用促進を図っていく必要があります。

■実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人回/月)	総数①	1,265	1,206	1,171	1,123	1,080
	常陸太田地区	1,047	999	970	930	895
	金砂郷地区	166	159	154	148	142
	水府地区	23	22	21	21	20
	里美地区	29	26	26	24	23
利用実績(人回/月)	総数②	614	489	572	515	331
	常陸太田地区	485	388	381	357	248
	金砂郷地区	111	96	163	141	66
	水府地区	7	3	20	8	9
	里美地区	11	2	8	9	8
確保提供数(人回/月)	総数③	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	常陸太田地区	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	金砂郷地区	170	170	170	170	170
	水府地区	40	40	40	40	40
	里美地区	40	40	40	40	40
確保提供数と利用実績との差(③-②)(人回/月)		686	811	728	785	969
施設数(箇所)		7	7	7	7	7

【今後の方向性】

- 本事業を通じて子育てに関する不安の軽減や孤立を防ぐため、気軽に相談ができるよう利便性の向上や情報提供体制の充実に努めます。

■見込み量及び確保提供数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人回/月)	総数①	630	606	616	596	577
	常陸太田地区	471	453	460	446	432
	金砂郷地区	137	131	134	129	125
	水府地区	11	11	11	10	10
	里美地区	11	11	11	11	10
確保提供数(人回/月) (定員)	総数②	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
	常陸太田地区	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	金砂郷地区	170	170	170	170	170
	水府地区	30	30	30	30	30
	里美地区	30	30	30	30	30
確保提供数と見込み量との差(②-①)(人回/月)		650	674	664	684	703
施設数(箇所)		7	7	7	7	7

(注) 見込み量は、利用実績と人口推計に基づき算出しています。

(7) 一時預かり事業

【事業の概要】

保護者が事故や病気、冠婚葬祭等により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、保育所や認定こども園、幼稚園で昼間一時的に預かる事業です。

幼稚園では在園児を対象とし、閉園時間以降の預かりを実施しています。保育所や認定こども園では在園児以外の子どもを対象とし、昼間の預かりを実施しています。

【現状と課題】

幼稚園ではすべての園で一時預かりを実施していますが、共働き家庭の増加に伴い、閉園時間後の利用ニーズが高まり、令和3年度以降利用実績は見込み量を上回っています。

保育所や認定こども園では、未就園児を対象に緊急時などの一時預かりとして利用が増えているものの、定員数に近い児童を預かっている常陸太田地区においては、利用者が特定の曜日に集中することも多いため、日程調整を行い実施しています。

■実施状況【幼稚園における一時預かり事業】(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量①(人日/年)	359	358	324	319	312
利用実績②(人日/年)	168	482	1,062	1,179	396
確保提供数③(人日/年)	768	768	1,062	1,320	1,320
確保提供数と利用実績との差(③-②)(人日/年)	600	286	0	141	924
施設数(箇所)	4	4	4	2	2

■実施状況【保育所・認定こども園における一時預かり事業】(各年度3月末時点)

※令和6年度利用実績は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量①(人日/年)	2,860	2,790	2,755	2,639	2,522
利用実績②(人日/年)	772	626	973	1,222	1,212
確保提供数③(人日/年)	5,200	5,980	5,980	5,980	5,980
確保提供数と利用実績との差(③-②)(人日/年)	4,428	5,354	5,007	4,758	4,768
施設数(箇所)	9	9	9	9	9

【今後の方向性】

- 幼稚園については、利用者の減少に伴い、見込み量も減少傾向となっています。提供数は十分に確保しているため、利用を希望するすべての園児が一時預かりを利用できる支援体制を継続していきます。
- 保育所、認定こども園については、ニーズが高い事業となっているため、施設間での連携を図るとともに、未就学児のファミリー・サポート・センター事業との調整も図りながら、必要な時に利用できる体制を整えます。

■見込み量及び確保提供数【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人日/年)①	868	833	799	758	730
確保提供数(人日/年)(定員)②	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
確保提供数と見込み量との差②-①(人日/年)	452	487	521	562	590
施設数(箇所)	2	2	2	2	2

(注) 見込み量は、利用実績と人口推計に基づき算出しています。

■見込み量及び確保提供数【保育所・認定こども園における一時預かり事業】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人日/年)①	1,835	1,759	1,687	1,596	1,535
確保提供数(人日/年)②	5,990	5,990	5,990	5,990	5,990
一時預かり(一般型)	5,980	5,980	5,980	5,980	5,980
ファミサポ(未就学児)	10	10	10	10	10
確保提供数と利用見込み量との差(②-①)(人日/年)	4,155	4,231	4,303	4,394	4,455
一時預かり(一般型)施設数(箇所)	9	9	9	9	9

(注) 見込み量は、利用実績と人口推計に基づき算出しています。

(8) 病後児保育事業

【事業の概要】

軽度の病気や病気の回復期、けが等で集団保育ができない場合や自宅待機をせざるを得ない場合に、病院・保育所等に設置された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【現状と課題】

本市では、病気の回復期に保育が困難な児童を対象とした病後児保育を愛保育園及びはすみ保育園で、保育中に体調不良となった在園児を一時的に預かる体調不良児型保育を太田さくら認定こども園で実施しています。

ニーズ調査では、保護者が仕事を休んで看護している状況がうかがえることから、子育てと就労等の両立支援が課題です。

■実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量①(人日/年)	815	797	831	796	793
利用実績②(人日/年)	373	741	738	459	294
確保提供数③(人日/年)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保提供数と利用実績との差(③-②)(人日/年)	927	559	562	841	1,006
施設数(箇所)	3	3	3	3	3

【今後の方向性】

- 確保提供数に余裕があることから、在園児以外も利用できる病後児保育の利用案内や周知を積極的に行うなど、利用しやすい環境の整備に努めます。

■見込み量及び確保提供数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人日/年)①	312	300	296	283	273
確保提供数(人日/年)(定員)②	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保提供数と見込み量との差(②-①)(人日/年)	988	1,000	1,004	1,017	1,027
施設数(箇所)	3	3	3	3	3

(注) 見込み量は、利用実績と人口推計に基づき算出しています。

(9) 養育支援訪問事業

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援することが必要と認められる家庭や、出産前に支援が必要な妊婦に対し、養育に関する指導、助言など必要な支援を行う事業です。

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症の影響なども考慮し、令和3年度以降、特に健診未受診者に対する育児不安等のリスクの把握や、妊娠期・出生早期の要支援家庭に対する訪問支援を重点的に行っています。一方で潜在的な家庭の把握が課題となっています。

■実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(件)①	101	97	93	89	86
利用実績(件)②	93	34	31	23	29
確保提供数(件)③	101	97	93	89	86
確保提供数と利用実績との差(③-②)(件)	8	63	62	66	57

【今後の方向性】

- 母子保健事業との連携や常陸太田市子どもサポートネットワークを活用し、養育支援が必要な児童の把握を強化し、産後うつ、育児放棄や虐待等を未然に防止するため早期の支援につなげます。
- 多様化・複雑化する様々なケースに的確に対応できるよう、担当職員の研修参加など、子どもを守るための体制を強化します。

■見込み量及び確保提供数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量及び確保提供数(件)	45	44	42	41	39

(注) 見込み量は、利用実績と人口推計に基づき算出しています。

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業の概要】

子どもの預かりなどの支援を希望する人(利用会員)と、支援の提供を希望する人(協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【現状と課題】

自動車による送迎サービスの需要が高く、利用実績が見込み量を大きく上回っています。

共働き世帯の増加により、地域の子育て家庭支援としてニーズが高いものの、協力会員の高齢化が課題となっています。

■実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量①(人日/年)	225	198	222	221	223
利用実績②(人日/年)	642	668	447	673	608
確保提供数③(人日/年)	642	668	447	673	608
確保提供数と利用実績との差(③-②)(人日/年)	0	0	0	0	0
施設数(箇所)	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

- 子育て家庭のニーズに応えるため、多くの協力会員を募り、事業説明及び研修会の実施等により人材確保・育成に努めます。
- 利便性や安全性なども考慮したサービス内容の充実に努めます。

■見込み量及び確保提供数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人日/年)①	557	536	511	496	474
確保提供数(人日/年)(定員)②	598	598	598	598	598
確保提供数と見込み量との差(②-①)(人日/年)	41	62	87	102	124
施設数(箇所)	1	1	1	1	1

(注) 見込み量は、利用実績と人口推計に基づき算出しています。

(11) 妊婦健康診査

【事業の概要】

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対して健康状態の把握や検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた検査を実施する事業です。

【現状と課題】

妊婦が安心・安全に出産を迎えられるよう、妊婦健康診査（14回分）を公費負担することで、継続した受診に繋がっているほか、異常の早期発見により適切な治療や指導を行っています。妊娠届が遅れたり、健診を適時に受診できない妊婦がでないよう、受診率向上等に努める必要があります。

■実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量 延べ回数(人回/年)	3,080	2,954	2,842	2,632	2,562
利用実績(人回/年)	2,406	2,284	2,324	1,726	1,500

【今後の方向性】

- 母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促すなど、妊婦の受診率の向上に努めます。

■見込み量及び対象人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 延べ回数(人回/年)	2,352	2,282	2,226	2,142	2,072
〃 実人数(人)	168	163	159	153	148

(注) 見込み量は、0歳児の人口推計に基づき算出しています。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

【事業の概要】

児童福祉法に基づき、虐待又はそのおそれがあり、保護者を支援することが必要と認められる家庭（ヤングケアラー⁸援助を含む）に、家事・養育に関する援助に加え、子育てに関する情報の提供等を行う事業で、令和9年度から実施を予定しているものです。

【今後の方向性】

- 支援の必要な家庭及び家事・養育援助に関するニーズの把握を行い、事業制度を構築し、援助の提供につなげていきます。

■見込み量及び確保提供数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人日)①	-	-	37	36	35
確保提供数(人日)(定員)②	-	-	37	36	35

(注) 見込み量は、これまでの関連する事業の実績と人口推計に基づき算出しています。

⁸ ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを指します。

(13) 親子関係形成支援事業

【事業の概要】

児童発達相談員が、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもへの講義やグループワークを通して、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【現状と課題】

令和4年の改正児童福祉法で事業が創設され、令和6年度から事業に取り組んでいます。子どもとの関りや子育てに悩みを抱えている保護者への事業周知に努める必要があります。

【今後の方向性】

- 市ホームページに掲載するとともに母子健診や保育園、幼稚園等を通じたチラシ配布等の情報発信による利用促進に努めます。

■見込み量及び確保提供数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人)①	13	13	12	12	12
確保提供数(人)(定員)②	13	13	12	12	12

(注) 見込み量は、関連する事業の実績と人口推計に基づき算出しています。

(14) 産後ケア事業

【事業の概要】

母子保健法に基づき令和3年度から実施していた事業で、令和6年の法律改正により子ども・子育て支援法に基づく事業として、出産後1年未満の支援が必要なすべての母子に対して、心身のケアや育児のサポートを産科病院又は助産所等で支援するものです。

【現状と課題】

事業内容の認知が十分でないため、潜在的な利用者の掘り起こしが必要となっています。

■実施状況(各年度3月末時点) ※令和6年度利用実績は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(人日)	-	1	1	2	4
確保提供数(人日)	-	4	4	5	5

【今後の方向性】

- 妊娠届から出生届、乳児相談等を通じた本事業の利用案内などの情報発信に努めるとともに、現在、委託している医療機関の受け入れ体制の拡大に努めます。

■見込み量及び確保提供数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人日)	6	6	10	10	10
確保提供数(人日)	6	6	10	10	10

(注) 見込み量は、これまでの関連する事業の実績に基づき算出しています。

(15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業の概要】

令和6年の改正児童福祉法により令和8年度に開始予定の事業で、月一定時間の利用可能枠の中で、保護者の就労に関係なく時間単位で柔軟に保育所等を利用できるものです。

【今後の方向性】

- 保護者のニーズに応じられるよう支援体制の整備に努めるとともに、本事業を子育てに関する情報提供の中でPRします。

■見込み量及び確保提供数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	見込み量(人日)	-	8	8	7	7
	確保提供数(人日)	-	8	8	8	8
1歳児	見込み量(人日)	-	4	4	4	4
	確保提供数(人日)	-	4	4	4	4
2歳児	見込み量(人日)	-	3	3	3	3
	確保提供数(人日)	-	3	3	3	3

(注) 見込み量は、これまでの未就園児童の推移に基づき算出しています。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

【事業の概要】

妊婦等の心身状況等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

- 安心して出産・子育てができるよう相談体制の整備と情報の提供に努めます。

■見込み量及び確保提供数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (回)	妊娠届出数	168	163	159	153	148
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	504	489	477	459	444
確保提供数 (回)	こども家庭センター	336	326	318	306	296
	上記以外業務委託	168	163	159	153	148

(注) 見込み量は、人口推計に基づき算出しています。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の整備

本市では、平成 27 年に国が策定した子ども・子育て支援新制度に基づく形で、認定こども園の普及等に取り組んできました。認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関係なく多様な子育てニーズに対応することを目指しており、保護者は幼稚園、保育所、認定こども園や家庭的保育などの地域型保育事業の活用により、ご自身の家庭環境や生活スタイル等に応じた子育て支援を受けることができるようになってきています。

しかしながら、今後も共働き家庭の更なる増加や高齢化の進展に伴う親族の介護問題による育児への影響などに加え、父親の育児への更なる参加が期待されるなど、保護者の就労・家庭環境の変化に柔軟に対応できるよう以下の方法を取り入れながら、人材の確保や資質向上、小学校との連携強化を図り、支援体制の充実に努めていきます。

(1) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

幼児期の教育・保育の目指すところは、すべての子どもの健やかな成長であり、それには教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。このため、幼稚園教諭や保育士が教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるように職員のスキルアップを支援しています。

特に障がいのある子どもや配慮が必要な子どもについては、その状況を適切に把握し、専門機関との連携を強化して、適切な教育・保育が提供できるよう努めていきます。

(2) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園、保育所及び認定こども園は、幼児期の教育・保育の中心的な役割を担う施設です。一方、地域型保育事業は、特に満 3 歳未満の子どもに対して、地域に密着した保育を提供する場として機能しています。

今後も、満 3 歳未満の子どもが 3 歳以降も幼稚園や保育所、認定こども園で途切れることなく適切な教育・保育を受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との十分な情報共有と連携支援に引き続き努めていきます。

(3) 保育所や認定こども園、幼稚園等と小学校等との連携

幼児期の子どもの健やかな成長や教育・保育の連続性を確保するためには、保育所、認定こども園及び幼稚園の職員と小学校教諭が、子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点を理解し、共有することが重要です。

そこで、子どもの成長段階に応じた継続性のある教育・保育を行うため、これらの職員と小学校教諭との情報共有を図り小学校への円滑な移行を支援していきます。

(4) 外国籍家庭への支援・配慮

本市においても、近年外国人居住者が増加しており、日本語を原語としない子どもたちや保護者が増えていくことが予想されます。このため、安心して教育・保育施設が利用できるよう、やさしい日本語や多言語による情報提供を行うとともに、市のホームページ等で多言語エンジンを活用した案内を充実させていきます。

また、子どもたちが日本語や日本の生活習慣に自然に馴染め、自己表現が徐々にできるよう支援していきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等の利用料の無償化について、保護者への償還払い及び施設への給付について、公正かつ適正な支給を行います。また、利用する事業の種類により、認定申請方法や請求手続きが異なるため、保護者及び児童の円滑な利用につながるよう制度の周知に努めるほか、申請フォームの適正化を進めていきます。

さらに、特定子ども・子育て支援施設⁹の確認、公示、指導監督など法に基づく事務の執行や権限の行使について、許可等の事務を行う県と連携し、円滑に実施していきます。

⁹ 特定子ども・子育て支援施設とは、認可外保育施設、幼稚園や認定こども園で実施する預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等のうち、保育の無償化として市が確認を行った施設・事業のことです。

基本目標 2 切れ目のない子育て支援の充実

1 母子の健康づくり支援の充実

(1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における定期的な健康診査や保健指導の充実により、母親や家族の健康を守り、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

①母親の健康支援の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
1	母子健康手帳の交付及び父子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に健康相談を実施し、安心して出産が迎えられるよう継続して援助します。 また、父親への妊娠・出産・育児に関する知識の普及と育児参加の意識づけを行い、家族として協力して育児が行えるよう母子健康手帳交付時に父子健康手帳を交付します。	子ども福祉課
2	両親相談「ウェルカム赤ちゃん教室」	妊娠・出産・育児に関する知識・技術を普及し、赤ちゃんの健全な出生と母性及び父性の向上を図るとともに、夫婦で安心して出産・育児に臨めるよう支援します。	子ども福祉課
3	訪問指導事業	子どもの発育・発達遅れ及び母親の不安等を軽減するため、保健師等による訪問指導を行います。また、必要に応じて、関係機関との連携や情報共有を行いながら支援します。	子ども福祉課
4	生活習慣病予防健診	若年者の健康づくりの推進を図るために、生活習慣病予防健診を実施します。併せて、女性の日の設定や健診時の預かり保育など、健診を受けやすくなるように取り組みます。	健康づくり推進課
5	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、様々な悩みを聴くとともに子育て支援に関する情報提供を行うことで、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなげます。	子ども福祉課
6	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援することが必要と認められる家庭や、出産前に支援が必要な妊婦に対し、養育に関する指導、助言など必要な支援を行います。	子ども福祉課
7	妊婦等の予防接種	先天性風しん症候群から胎児を守ることを目的に、妊娠を希望する女性とそのパートナー等に、風しん予防接種の費用助成を行います。また、妊婦のインフルエンザ予防接種は全額を費用助成します。	健康づくり推進課

②乳幼児の健康支援の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
8	乳児相談	乳児をもつ母親の悩みや相談に応じ、乳児の健康増進のための育児支援を行います。また、母親同士の交流促進、相談しやすい環境づくり等に努めます。	子ども福祉課
9	乳幼児健康診査	乳児を対象に健診（生後1か月・生後3～6か月、生後9～11か月）を、県内医療機関において診察、保健指導等を実施します。また、1歳6か月児、2歳児及び3歳児を対象に問診、診察、保健・栄養・歯科指導、検査を行うとともに、心理相談員を配置し、個別相談の充実を図ります。	子ども福祉課
10	母子歯科保健事業	乳児相談や乳幼児健康診査に併せ、歯科衛生士による個別又は小集団での歯科衛生指導を行います。 2歳児歯科健診及びその半年後に、無料でフッ素塗布を行います。	子ども福祉課
11	予防接種	乳児期からの定期予防接種は、妊娠期から予防接種の必要性と接種スケジュール等の啓発や接種勧奨を行うなど、接種率の向上を図ります。また、小児の任意予防接種は、おたふくかぜやインフルエンザ、新型コロナウイルスワクチンの予防接種費用の一部を助成します。	健康づくり推進課
—	訪問指導事業（再掲）	子どもの発育・発達の遅れ及び母親の不安等を軽減するため、保健師等による訪問指導を行います。また、必要に応じて、関係機関との連携や情報共有を行いながら支援します。	子ども福祉課
—	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、様々な悩みを聴くとともに子育て支援に関する情報提供を行うことで、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなげます。	子ども福祉課
—	養育支援訪問事業（再掲）	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援することが必要と認められる家庭や、出産前に支援が必要な妊婦に対し、養育に関する指導、助言など必要な支援を行います。	子ども福祉課
12	5歳児巡回相談	心理職や保健師等が市内幼稚園・保育園等を巡回し、5歳児の発達の様子を確認し、必要な支援につなげます。	子ども福祉課

③相談・保健指導体制の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
—	乳児相談（再掲）	乳児をもつ母親の悩みや相談に応じ、乳児の健康増進のための育児支援を行います。また、母親同士の交流促進、相談しやすい環境づくり等に努めます。	子ども福祉課
13	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等の心身の状況等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行います。	子ども福祉課
14	子育て相談	子どもの発育・発達や母親の健康についての相談を行うとともに、言語や精神発達等に関しては、心理相談員や言語聴覚士による子育て相談を行います。	子ども福祉課
15	ママと赤ちゃんの育児相談事業	1歳未満の乳児をもつ保護者を対象に、助産師等による相談事業を実施し、専門的知見からの育児指導や助言、生活上の解決策を提示し、個々の家族のセルフケア能力の向上に努めます。	子ども福祉課

④産前産後の支援体制の整備

No.	事業名	事業概要	担当課
16	不妊治療費、不育症治療費の助成	不妊治療費のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精について、治療費のうち1回につき10万円を上限に助成します。不育症治療の中で行われる男性不妊治療においても助成の対象とします。 また、不育症治療に要した治療費等の2分の1の額とし、1年度当たり10万円を限度に通算5年間助成します。	子ども福祉課
17	妊産婦健康診査	妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対して健康状態の把握や検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた検査を行います。また、産婦の心身の健康状態を確認するために産後2週間目及び1か月時に健診を行います。	子ども福祉課
18	妊産婦医療福祉費の支給	「常陸太田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、妊産婦を対象とした医療費の支給を行います。	保険年金課
19	小児医療福祉費の支給	「常陸太田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、高校生相当までの小児全体を対象とした医療費の支給を行います。	保険年金課
20	産後ケア事業	出産後1年未満の支援が必要なすべての母子に対して、心身のケアや育児のサポートを産科病院又は助産所等で支援を行います。	子ども福祉課

(2) 食育の推進

保育所や認定こども園、幼稚園、学校と連携し、各生活状況に応じた食育の機会や情報提供を強化します。

また、妊婦や乳幼児への栄養指導を進め、家族全体で健全な食習慣を育む取り組みを推進します。

①妊産婦及び乳幼児等を対象とした食に関する学習機会や情報提供の推進

No.	事業名	事業概要	担当課
21	母子栄養管理事業	妊産婦を対象とした生活習慣病予防に関する健康教育、健康相談、栄養指導の実施、母乳育児や離乳食の進め方に関することなどライフステージに合わせた食生活に関する支援・指導及び食育指導を実施します。	子ども福祉課
22	栄養指導の実施	小・中学校には学校栄養教諭・栄養職員が訪問し、食育指導等を行います。保育所や認定こども園においては「給食だより」を通じて、食育に関する情報提供を行うとともに、好ましい食習慣の確立のため、食事以外の生活リズムの確立など、基本的な生活習慣について指導します。	学校給食センター

②食事づくり等の体験活動や子どもの参加型の取り組みの促進

No.	事業名	事業概要	担当課
23	食育推進事業(ぼくとわたしのチャレンジクッキング)	子どもや保護者を対象に、簡単な調理の実技指導や好ましい食習慣確立のための教室を開催します。 将来に向けての正しい食習慣の確立のため、関係機関と連携しながら幅広い食育を行います。	健康づくり推進課/ 子ども福祉課

(3) 小児医療体制の充実

近隣市町村や関係機関と連携し、小児医療や救急医療体制の充実を図り、迅速かつ適切な医療サービスの提供を目指します。

No.	事業名	事業概要	担当課
24	小児救急医療体制推進事業	市医師会の協力により、市内医療機関が輪番制で休日診療を行っています。また、市内の1医療機関が、救急病院として対応しています。 さらに、こども夜間診療として平日の夜間に救急医療体制を整備しています。	健康づくり推進課/ 子ども福祉課

2 子育て支援サービスの充実

(1) 児童の養育を支援するサービスの充実

核家族化の進行や共働き家庭の増加にともない、支援者がパートナー以外の相談者を見つけられないなど育児の孤立が懸念されることから、保護者の不安や負担感を払拭し、安心して子育てができるようすべての子育て家庭を支援し、子育てをしやすい環境の整備を図る必要があります。

このため、地域子育て支援センターをはじめ身近で気軽に相談できる場の提供や、必要な子育て情報の提供に努めていきます。

①居宅における児童の養育の支援

No.	事業名	事業概要	担当課
25	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子どもの預かりなどの支援を希望する人（利用会員）と、支援の提供を希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。	子ども福祉課
—	訪問指導事業（再掲）	子どもの発育・発達遅れ及び母親の不安等を軽減するため、保健師等による訪問指導を行います。また、必要に応じて、関係機関との連携や情報共有を行いながら支援します。	子ども福祉課
—	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、様々な悩みを聴くとともに子育て支援に関する情報提供を行うことで、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなげます。	子ども福祉課
—	養育支援訪問事業（再掲）	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援することが必要と認められる家庭や、出産前に支援が必要な妊婦に対し、養育に関する指導、助言など必要な支援を行います。	子ども福祉課

②保育所、その他の施設における児童の養育の支援

No.	事業名	事業概要	担当課
26	こども家庭センター「ここキララ」	子育てに関するワンストップ窓口として保健師等が妊娠、出産、子育て期に関する相談に対応し、併せて子育て支援サービスから必要な支援を選択して利用できるように情報の提供や紹介を行います。	子ども福祉課
27	子育て支援施設「じょうづるはうす」	子育て世代を対象とした子育てに関する情報提供や親同士の出会いと交流の場、子どもたちが楽しく遊べる交流拠点の場を提供します。	子ども福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
28	一時預かり事業	保護者が事故や病気、冠婚葬祭等により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、保育所や認定こども園、幼稚園で昼間一時的に預かります。 幼稚園では在園児を対象とし、閉園時間以降の預かりを実施しています。保育所や認定こども園では在園児以外の子どもを対象とし、昼間の預かりを行います。	子ども福祉課
29	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病や育児疲れ等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、一定期間、必要な保護を行います。	子ども福祉課
30	病後児保育事業	軽度の病気や病気の回復期、けが等で集団保育ができない場合や自宅待機をせざるを得ない場合に、病院・保育所等に設置された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行います。	子ども福祉課
31	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間の利用可能枠の中で、保護者の就労に関係なく時間単位で柔軟に保育所等を利用できるものです。	子ども福祉課

③児童の養育に関する相談、情報提供及び助言

No.	事業名	事業概要	担当課
32	異年齢児交流事業	市内の保育所入園児童と地域の未就園児童の交流事業を実施します。	子ども福祉課
33	保育所施設での相談事業	市内の全保育所及び認定こども園で育児等に対する相談を行います。	子ども福祉課
34	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	乳幼児とその保護者による相互交流の場の提供に加え、子育てに関する相談や助言等の支援を行うほか、地域の子どもの遊びや出会いの場づくりを行います。	子ども福祉課
35	精神保健相談・こころの相談	精神科医師による「精神保健相談」や、精神保健福祉士による「こころの相談」を行います。また、「精神保健相談」と「こころの相談」の利用が円滑になるよう支援します。 さらに、いじめや様々な問題に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談することができる「24時間子ども SOS ダイヤル」について周知に努めます。特に、子ども自らが相談できることを周知し、中高生等の利用促進を図ります。	社会福祉課 / 健康づくり推進課

(2) 保育サービスの充実

共働き世帯の増加やライフスタイルの変化等により、子育て家庭の保育ニーズは増大・多様化しています。低年齢児保育や延長保育の充実に加え、保護者の病気など緊急時に対応できる一時保育の支援を進め、子どもが必要なケアを受けられる体制を整えます。

No.	事業名	事業概要	担当課
36	休日保育	土曜日の保育は全園で、日曜日等の休日保育は一部で実施します。	子ども福祉課
37	低年齢児保育	0歳児保育については、公立保育所を除いて実施します。	子ども福祉課
38	障がい児保育	市内の全保育所や一部の認定こども園で実施します。	子ども福祉課
39	時間外保育事業 (延長保育事業)	保育所や認定こども園等において、通常の利用時間を超えて保育を提供します。	子ども福祉課
—	一時預かり事業 (再掲)	保護者が事故や病気、冠婚葬祭等により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、保育所や認定こども園、幼稚園で昼間一時的に預かります。 幼稚園では在園児を対象とし、閉園時間以降の預かりを実施しています。保育所や認定こども園では在園児以外の子どもを対象とし、昼間の預かりを行います。	子ども福祉課
—	病後児保育事業 (再掲)	軽度の病気や病気の回復期、けが等で集団保育ができない場合や自宅待機をせざるを得ない場合に、病院・保育所等に設置された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行います。	子ども福祉課
—	地域子育て支援 拠点事業(子育て 支援センター) (再掲)	乳幼児とその保護者による相互交流の場の提供に加え、子育てに関する相談や助言等の支援を行うほか、地域の子どもたちの遊びや出会いの場づくりを行います。	子ども福祉課

(3) 経済的負担の軽減

子育て費用の負担を感じる保護者は多く、経済環境の悪化は子どもの成長にも影響を与えるなか、近年は、物価上昇や教育費の増加も課題となっています。本市では、幼児教育・保育の無償化を国に先駆けて実施しており、また、新婚家庭への家賃助成など、若者の定住促進などの支援も行っています。今後も、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、支援策に引き続き取り組んでいきます。

No.	事業名	事業概要	担当課
—	不妊治療費、不育症治療費の助成(再掲)	不妊治療費のうち、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる体外受精及び顕微授精について、治療費のうち1回につき10万円を上限に助成します。不育症治療の中で行われる男性不妊治療においても助成の対象とします。 また、不育症治療に要した治療費等の2分の1の額とし、1年度当たり10万円を限度に通算5年間助成します。	子ども福祉課
40	母子・父子家庭医療福祉費の支給	「常陸太田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、母子家庭の母子・父子家庭の父子を対象とした医療費の支給を行います。	保険年金課
41	未熟児養育医療自己負担助成	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の支給を行います。	保険年金課/ 子ども福祉課
42	重度心身障害者医療福祉費の支給	「常陸太田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、重度心身障害者を対象とした医療費の支給を行います。	保険年金課
43	保育所や認定こども園、幼稚園の保育料の軽減・無償化	国の制度や本市の制度に基づき、幼児期の教育・保育の軽減・無償化を進めます。	教育総務課/ 子ども福祉課
44	新婚家庭家賃助成事業	市内の民間賃貸住宅に住み、これから子どもを生み育てる新婚家庭に対し、4年間、家賃の一部助成を行います。	少子化・人口減少対策課
45	住宅取得促進助成事業	市内に住宅を取得した中学生以下の子どもを育てる世帯に対し、住宅取得時に費用の一部助成を行います。	少子化・人口減少対策課
46	路線バス利用学生定期券購入の助成	中高生をもつ世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、公共交通機関の維持、活性化のため、路線バスの通学用定期券の購入に対して、助成金を交付します。	企画課

No.	事業名	事業概要	担当課
47	市内中学生に対する路線バスフリー定期券交付事業	市内中学校に通学する市内在住の中学生を対象に、市内路線バスを自由に乗車できる定期券（いばっぴ）を無償で交付することで、中学生をもつ世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、中学生のバスに乗る機会を創出し、路線バスの利用促進を図ります。	企画課
48	ファーストバースデー祝品贈呈事業	市内において1歳の誕生日を迎える児童を対象に、祝品を贈呈します。	子ども福祉課
49	ひたちおおた暮らし促進事業	お試し居住の実施や、空き家・空き地バンク制度の活用により、市外から市内への転入を促進します。また、国や県と連携した奨励金・支援金の交付を行います。	少子化・人口減少対策課
—	妊産婦健康診査（再掲）	妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対して健康状態の把握や検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた検査を行います。また、産婦の心身の健康状態を確認するために産後2週間目及び1か月時に健診を行います。	子ども福祉課
—	妊産婦医療福祉費の支給（再掲）	「常陸太田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、妊産婦を対象とした医療費の支給を行います。	保険年金課
—	小児医療福祉費の支給（再掲）	「常陸太田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、高校生相当までの小児全体を対象とした医療費の支給を行います。	保険年金課

(4) 子育て支援に関する情報の提供

広報誌等を活用した健康情報の提供や「じょうづるアプリ」を活用し、子育て支援情報の発信に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
50	健康づくりガイド	健康づくりに関する事業等について、全戸配布により情報提供を行い、各種健康診査・健康づくり事業等への参加を促すとともに、健康づくりに関する意識の啓発を図ります。	健康づくり推進課
51	子育て支援アプリ(じょうづるアプリ)	妊娠期から子育て期に関する情報をじょうづるアプリを活用して提供します。	子ども福祉課
52	子育て世代にやさしい図書館づくり	図書館において、父親・母親たちの交流の場として定期的なイベントの開催や子育て支援コーナーの設置、また、親子で気軽に利用できる時間帯を設けるなど、気軽に利用できる環境づくりに努めます。	図書館
53	利用者支援事業	子どもとその保護者が教育・保育施設や一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるように、関係機関との連絡調整を行い、情報提供や相談、支援を行います。	子ども福祉課

(5) 地域社会における子育て支援

地域のボランティア等との連携強化や協力者の拡大を図り、子どもの居場所づくりを推進します。
また、いじめ、非行、不登校といった問題に対しては、児童相談所や学校との連携を強化し、早期介入と適切な対応を行います。

①地域における子どもの居場所づくりの推進

No.	事業名	事業概要	担当課
54	放課後子ども教室事業	放課後の学校を活用し、地域のボランティアの協力を得て、子どもたちが安全に遊ぶことができる環境をつくり、子どもたちの自由な体験活動を支援します。	生涯学習課
55	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後児童クラブは、就労等により、昼間に保護者のいない家庭の小学校児童を対象とし、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	子ども福祉課

②公民館、学校等の社会資源を活用した取り組みの推進

No.	事業名	事業概要	担当課
56	公民館家庭教育学級開催事業	各地区公民館において、次代や地域のニーズを踏まえた三世代交流や家庭教育に関する講演会等を開催し、地域の結びつきや、地域の教育力を高めるための環境づくりを支援します。	生涯学習課
57	子どもの読書推進活動	図書館における児童書の充実と読書相談の強化、図書館まつり、読み聞かせ及び映画会等を実施します。また、学校図書館との連携・協力を強化するとともに、学校への団体貸出により子どもの読書活動を推進します。	図書館
—	子育て世代にやさしい図書館づくり(再掲)	図書館において、父親・母親たちの交流の場として定期的なイベントの開催や子育て支援コーナーの設置、また、親子で気軽に利用できる時間帯を設けるなど、気軽に利用できる環境づくりに努めます。	図書館

③地域における人的資源を活用した取り組みの推進

No.	事業名	事業概要	担当課
58	青少年健全育成常陸太田市民の会事業	「親が変われば、子どもも変わる」運動を進め、健全な家庭づくりの推進、青少年の健全な環境づくりや青少年の社会参加活動を推進します。また、次代や地域のニーズを踏まえた内容の充実を図り、会員の拡大を図ります。	生涯学習課
59	子ども見守り業務	こども家庭センター「ここキララ」への来庁者に対し、一緒に来庁した子どもの見守りや預かり等を行い、安心して手続きや相談が出来るように努めます。	子ども福祉課

④地域や関係機関等の参加・協力体制の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
60	街頭補導事業	青少年相談員等が青少年のたまり場等を巡視し、青少年への声かけ活動を実施します。	生涯学習課
61	青少年関係窓口との連携	学校外活動・家庭生活におけるしつけ、非行、友達付き合い、子育てなどについて、各種関係窓口への案内業務等を行います。	生涯学習課

⑤世代間交流の推進

No.	事業名	事業概要	担当課
62	施設訪問、イベントへの参加	保育所の地域活動における世代間交流事業として、老人福祉施設等へ訪問又はイベント等に参加し、高齢者との交流を図ります。	子ども福祉課
—	公民館家庭教育学級開催事業（再掲）	各地区公民館において、次代や地域のニーズを踏まえた三世代交流や家庭教育に関する講演会等を開催し、地域の結びつきや、地域の教育力を高めるための環境づくりを支援します。	生涯学習課

3 子どもの生きる力の育成

(1) 次代の親の育成

学校教育における総合的な学習や体験学習を通じて、乳幼児や児童とのふれあいや社会体験を提供する取り組みを進めます。

また、発達段階に応じた性教育や性感染症予防、喫煙・薬物の危険性に関する知識の普及を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
63	中学生社会体験事業	社会とのかかわりや、ルールを学び創造的に生きる資質の育成のため、地域の協力を得ながら、企業や保育所等での職場体験を行います。	指導室
64	思春期保健対策事業	学校において性教育に関する学習をするための教育媒体の貸し出しを行います。	子ども福祉課

(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに「生きる力」を伸長することができるよう学校教育の充実、教育環境等の整備を地域と連携しながら取り組みます。

No.	事業名	事業概要	担当課
65	子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	子ども一人ひとりに応じたきめ細かな教育を行い、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、自ら学び自ら考えるなどの「確かな学力」を育むため、計画訪問や各種研修会において、取り組みに対する指導・助言を行います。	指導室
66	英語指導助手派遣事業	小学校では、英語に親しみを持たせるため、中学校では、生きた英語に触れるため ALT の派遣を行い、英語力の向上を図ります。	指導室
67	外部人材の協力による学校の活性化	社会人講師、地域の学生ボランティア等を活用し、子ども一人ひとりの個性を活かしながら、学力の向上に努めます。	指導室
68	中学生海外研修派遣事業	中学生海外研修派遣事業については、派遣国の選定、募集人数やプログラムなど、効果的な事業の実施を図ります。	教育総務課
69	いじめ対策、自殺対策等	いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のために、スクールカウンセラー等の配置により相談体制の充実を図ります。また、生徒指導担当者を対象とした研修会を通じ、生徒指導体制の意識啓発を図ることで、児童生徒の自殺予防対策にも繋がります。	指導室/ 健康づくり推進課
70	小・中学生芸術鑑賞教室	音楽や演劇等を鑑賞することによって、芸術への関心を高め、感動の心、豊かな情操を涵養し、健全な青少年の育成を図ります。	教育総務課

No.	事業名	事業概要	担当課
71	スポーツエキスパート事業	中学校の運動部活動の活性化を図るため、地域と連携を図りながら、希望する学校に専門的な指導者を派遣します。	教育 総務課
72	子どもたちのスポーツ環境の整備	地域における子どもたちのスポーツ環境の充実を図るため、スポーツ少年団活動を支援します。	スポーツ 振興課
73	スポーツ教室・大会の開催	スポーツ協会等主催による各種スポーツ教室やスポーツ大会を通じて、心身ともに健全な青少年の育成と併せて、指導者の資質向上を図ります。	スポーツ 振興課
74	スポーツ大会参加助成	市スポーツ大会出場補助金交付要項に基づき、関東及び全国大会に出場する個人・団体に対し、補助金を交付し、青少年の健全育成と、スポーツ水準の向上を図ります。	スポーツ 振興課
75	学校運営協議会（コミニティースクール）	学校運営協議会が学校運営の目標・ビジョンを共有し、共に力を合わせて、学校の抱える諸問題の解決や児童・生徒等の望ましい成長を支援します。	生涯 学習課
76	教育環境の充実	幼稚園において、3歳児保育、預かり保育、給食等を行います。	教育 総務課
—	保育所や認定子ども園、幼稚園の保育料の軽減・無償化（再掲）	国の制度や本市の制度に基づき、幼児期の教育・保育の軽減・無償化を進めます。	子ども 福祉課/ 教育 総務課
77	奨学資金の貸与	経済的理由によって修学が困難な生徒及び学生に対して学資を貸与し、有為な人材の育成を図ります。	教育 総務課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの発達段階に応じた家庭教育の学習機会や情報の提供を図ります。加えて、子どもが主体的に問題を解決し、豊かな人間性や「生きる力」を育むため、地域住民や関係機関との協力を通じて、多様な体験活動や世代間交流、郷土愛を育む取り組みを推進します。

①家庭教育への支援の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
—	青少年健全育成 常陸太田市民の 会事業（再掲）	「親が変われば、子どもも変わる」運動を進め、健全な家庭づくりの推進、青少年の健全な環境づくりや青少年の社会参加活動を推進します。また、次代や地域のニーズを踏まえた内容の充実を図り、会員の拡大を図ります。	生涯 学習課
—	食育推進事業 （ぼくとわたしの チャレンジク ッキング） （再掲）	子どもや保護者を対象に、簡単な調理の実技指導や好ましい食習慣確立のための教室を開催します。 将来に向けての正しい食習慣の確立のため、関係機関と連携しながら幅広い食育を行います。	健康 づくり 推進課/ 子ども 福祉課
—	公民館家庭教育 学級開催事業 （再掲）	各地区公民館において、次代や地域のニーズを踏まえた三世代交流や家庭教育に関する講演会等を開催し、地域の結びつきや、地域の教育力を高めるための環境づくりを支援します。	生涯 学習課
—	子どもの読書推 進活動（再掲）	図書館における児童書の充実と読書相談の強化、図書館まつり、読み聞かせ及び映画会等を実施します。また、学校図書館との連携・協力を強化するとともに、学校への団体貸出により子どもの読書活動を推進します。	図書館
78	ブックスタート 事業	絵本を介して、親子が心ふれ合うひとときをもつきっかけを作ることを目的として、絵本の読み聞かせと絵本が入ったパックの贈呈や、図書館事業の紹介及び図書館利用の案内を行います。	図書館

②地域の教育力の向上

No.	事業名	事業概要	担当課
79	スポーツ協会支部助成	スポーツ協会支部に助成を行い、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。	スポーツ振興課
80	学校体育施設開放事業	学校との連携を密にし、学校教育に支障がない範囲で、スポーツ・レクリエーション活動団体に小・中学校の体育施設を開放し、健康づくりを支援します。	スポーツ振興課
—	公民館家庭教育学級開催事業（再掲）	各地区公民館において、次代や地域のニーズを踏まえた三世代交流や家庭教育に関する講演会等を開催し、地域の結びつきや、地域の教育力を高めるための環境づくりを支援します。	生涯学習課
—	放課後子ども教室事業（再掲）	放課後の学校を活用し、地域のボランティアの協力を得て、子どもたちが安全に遊ぶことができる環境をつくり、子どもたちの自由な体験活動を支援します。	生涯学習課

4 職業生活と家庭生活が両立しやすい環境づくりの推進

(1) 女性活躍の推進

国勢調査等から、女性の職業生活での活躍が以前よりも進んでいる状況がうかがえます。

今後も地域における女性の活躍機会の拡充や、事業者への男女共同参画推進に向けた情報提供に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
81	男女共同参画啓発事業	男女共同参画社会を実現するための情報提供・啓発活動を行い、職場・家庭・地域における性別による固定的役割分担や習慣・慣行の見直しについての理解と改善の促進を図り、様々な分野で男女が平等に活躍できる環境づくりを進めます。	少子化・人口減少対策課
82	女性活躍の環境整備	女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性の就労機会、再就労機会の拡充、管理職への登用の促進等を図るため、県や関係機関と連携し、各種就職支援情報の提供、職業訓練に関する講座の広報・周知に努めるとともに、企業に対して雇用機会創出や多様な人材が能力を発揮して活躍できる環境づくりについて啓発活動などを行います。	少子化・人口減少対策課/ 商工振興・企業誘致課

(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

多様なライフスタイルやライフステージに対応した、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が求められています。

あらゆる場面で男女共生社会を推進し、働き方の見直しを促進するため、労働者や事業主、地域住民の意識改革を推進し、啓発活動や情報提供に取り組みます。

No.	事業名	事業概要	担当課
83	仕事と子育て両立支援のための啓発、情報提供	父親の育児や子どもをもつ労働者に対する雇用環境の充実、女性が出産後も安心して働き続けることができる多様な働き方など、両立支援に向けた啓発活動を行います。	少子化・人口減少対策課

5 雇用の場や定住の確保、交流事業の推進

(1) 雇用の場の確保や定住支援の充実

企業誘致を通じて若者の雇用の場を確保し、定住支援の充実を図ります。

また、若い世代に家庭を築くことの重要性や、出産・子育ての素晴らしさを啓発し、多様な出会いの場を提供することで、結婚・子育ての機会を増やす取り組みを進めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
84	企業等の誘致	企業誘致を進めるとともに、起業者支援を実施することにより、雇用の場の確保や定住人口の増加に努めます。	商工振興・企業誘致課
85	結婚推進事業	結婚推進により少子化・人口減少の抑制を図るため、結婚相談センターを常設し、常時相談に対応できる体制の整備や、男女が集う交流事業の推進を図ります。	少子化・人口減少対策課
—	新婚家庭家賃助成事業（再掲）	市内の民間賃貸住宅に住み、これから子どもを生ま育てる新婚家庭に対し、4年間、家賃の一部助成を行います。	少子化・人口減少対策課
—	住宅取得促進助成事業（再掲）	市内に住宅を取得した中学生以下の子どもを育てる世帯に対し、住宅取得時に費用の一部助成を行います。	少子化・人口減少対策課

基本目標 3 支援が必要な子どもや家庭をサポートする体制の強化

1 子どもの人権に対する理解の醸成

(1) 「子どもの権利条約」の周知及び人権教育の推進

国連で採択された子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」や、持続可能な開発目標である SDGs¹⁰の周知を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
86	子どもの権利条約の普及	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や SDGs について、理解を深められるように広報紙等の多様な媒体等を通じて周知を図ります。	子ども福祉課
87	人権教育の推進	関係機関と連携し、幼児期から年齢に応じた人権教育の推進を図ります。また、講演会等での啓発を図ります。	社会福祉課/ 指導室/ 生涯学習課

¹⁰ SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成 27 年の国連サミットで採択された、平成 28 年から令和 12 年までの目標です。SDGs は「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、持続可能な世界を実現するため、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられ、その基本理念は、子ども・子育て支援施策の展開においても取り入れるべき重要な視点です。

2 配慮を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止の推進

児童虐待の早期発見・対応に努め、常陸太田市子どもサポートネットワークを通じて関係機関との連携を強化し、発生防止から保護・アフターケアまで総合的な支援を行います。

さらに、配偶者暴力（DV）と児童虐待が同時に発生する可能性もあるため、相談窓口の周知や支援体制の強化にも取り組みます。

No.	事業名	事業概要	担当課
88	母親の育児不安や虐待等に関する相談体制の整備	各健診の際に身体の観察、指導時の相談において育児不安の軽減や虐待の早期発見に取り組みます。保健師や家庭児童相談員による家庭訪問においても、個々の特性に応じ対応します。併せて、しつけ・体罰の防止・啓発等にも取り組みます。 また、関係機関と連携しながら、相談業務の充実を図るとともに、常陸太田市子どもサポートネットワークによる情報共有の強化に努めます。早期発見や相談対応には、専門性を求められることから、資質向上のための研修等により人材育成を図ります。	子ども福祉課
89	虐待防止ネットワークの形成	常陸太田市子どもサポートネットワークの開催や児童相談所等の関係機関との連携を強化し、児童虐待防止に向け、早期発見・早期対応に努めます。	子ども福祉課
90	学校における児童虐待防止対策の充実	児童虐待に関係する法令等や常陸太田市子どもサポートネットワークを教職員に周知し、学校内外の指導体制を整備することにより学校における児童虐待の早期発見・早期対応、速やかな児童相談所への通告、関係機関との連携強化を図ります。	子ども福祉課
91	民生委員・児童委員等の相談活動の充実	民生委員・児童委員、家庭相談員、スクールカウンセラー、社会福祉主事等による、配慮を要する子どもやその家庭の早期把握と気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、関係機関との連携を一層強化し、組織的取り組みの推進に努めます。また、事例研修等に積極的に取り組み、民生委員・児童委員が市民の生活上あらゆる相談に対応できるよう一層の資質向上に努めます。	社会福祉課
92	配偶者暴力（DV）防止対策の推進	相談・保護の必要性が高い親子への相談窓口周知の啓発活動や、支援体制の強化を図ります。	子ども福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
93	親子関係形成支援事業	児童発達相談員が、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもへの講義やグループワークを通して、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を支援します。	子ども福祉課
94	子育て世帯訪問支援事業	虐待もしくは虐待の発生のおそれがあり、保護者の養育を支援することが必要と認められる家庭（ヤングケアラー援助含む）に、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行います。	子ども福祉課
95	子どもの権利擁護	体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう普及啓発に努めます。	子ども福祉課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子どもの貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」を踏まえ、子どもの貧困対策の充実や、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、経済的支援や学習支援など、子どもが健やかに成長できる支援を各家庭の状況に応じて行います。

また、外国籍の子どもに対する就学支援にも取り組みます。

①ひとり親家庭に関する施策の推進

No.	事業名	事業概要	担当課
96	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、訓練促進給付金を支給することにより、ひとり親家庭の自立を支援します。	子ども福祉課
97	児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づき、父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童の親等に対し、手当を支給します。	子ども福祉課
98	ひとり親家庭等児童小学校入学祝金の支給	小学校に入学するひとり親家庭等の児童に対し児童の入学を祝い、併せてひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	子ども福祉課
99	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	県と連携を図り就業や就学、生活、結婚などについての各種の貸付金事業の融資に対する受付を行います。	子ども福祉課
100	遺児手当の支給	「常陸太田市遺児手当支給条例」に基づき、父母の一方又は両方が死亡した児童に対して遺児手当を支給します。	子ども福祉課
101	相談体制の充実及び情報提供	母子寡婦福祉連合会及び社会福祉協議会と連携し、ひとり親家庭等の親子への支援体制の充実を図ります。	子ども福祉課
—	母子・父子家庭医療福祉費の支給（再掲）	「常陸太田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、母子家庭の母子・父子家庭の父子を対象とした医療費の支給を行います。	保険年金課

②経済的困難を抱える家庭への自立支援

No.	事業名	事業概要	担当課
102	就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	教育総務課
103	経済的困難を抱える家庭への支援	経済的支援やフードバンクの支援など、支援を必要とする人に対して、生活困窮者自立支援制度をはじめとする各種支援について周知を図ります。また、生活困窮者の世帯の子どもの健全育成のため、経済的な支援と併せて、学習支援事業等も関係機関と協力しながら推進します。	社会福祉課

③外国籍の子どもへの支援

No.	事業名	事業概要	担当課
104	外国籍の子どもへの支援	外国籍児童生徒の就学に際し、学校生活に支障が生じる場合は、外国語支援ボランティアを派遣します。 また、就学状況に関する調査や就学情報の提供及び相談の実施など、関係機関及び団体との連携による効果的な就学促進活動に取り組みます。	教育 総務課

(3) 障がいのある子どもの支援体制の充実

障がいのある人もない人も、互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある子どもが、地域で生活できるよう、保健・福祉・教育の各分野が連携して施策を展開し、支援体制の充実を図ります。

また、障がいの早期発見に努めるため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査、訪問指導などを通じて子育て支援を行います。さらに、早期の養育相談による診断・治療を行い、保育所、認定こども園、幼稚園、学校との連携を強化し、一貫した療育支援の充実に取り組みます。

①障がいの原因となる疾病等の早期発見・療育の支援

No.	事業名	事業概要	担当課
105	発達障がいの早期発見・継続支援	県、他市町村、医療機関、療育機関などと連携を図り、発達障がい等の早期発見に努めます。また、療育相談や支援活動を担当する職員の専門知識及び技術向上のため、研修会などへの参加を促進します。	子ども 福祉課
—	乳児相談（再掲）	乳児をもつ母親の悩みや相談に応じ、乳児の健康増進のための育児支援を行います。また、母親同士の交流促進、相談しやすい環境づくり等に努めます。	子ども 福祉課
—	子育て相談（再掲）	子どもの発育・発達や母親の健康についての相談を行うとともに、言語や精神発達等に関しては、心理相談員や言語聴覚士による子育て相談を行います。	子ども 福祉課

②障がい児支援及び相談体制の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
106	福祉手当等の支給	「特別児童扶養手当の支給に関する法律」に基づいた福祉手当等の支給を行います。	社会 福祉課
107	相談体制の充実	発達障がい等に関する相談に応じ、適切な支援に繋がるよう相談支援体制の充実を図ります。	子ども 福祉課
108	障がいに対する理解の促進	市のホームページや広報紙等を活用し、広く市民に対し、障がい者福祉への理解や関心を深めるための啓発活動を行います。また、生涯学習フェスティバルにおいて作品の展示を行い、日頃の創作活動の成果を発表するとともに、社会参加の推進を図ります。	社会 福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
109	特別支援教育	就学指導委員会を核として、関係機関との連携により、就学相談や学校と保護者の相談会などを推進します。また、県立常陸太田特別支援学校などの関係機関と連携し、それぞれの持てる力を高め、自立と社会参加に向けた基本的な力を養うための教育活動の推進に努めます。さらに、関係機関と連携し、医療的ケアの必要な児童への配慮を進めます。	指導室/ 子ども 福祉課
110	特別支援教育就学奨励	特別支援学級在籍者等の保護者が負担する経費について、家庭の経済的状況等に応じ補助を行います。	教育 総務課
—	障がい児保育 (再掲)	市内の保育所や認定こども園で実施します。	子ども 福祉課
—	重度心身障害者 医療福祉費の支給 (再掲)	「常陸太田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、重度心身障害者を対象とした医療費の支給を行います。	保険 年金課
111	公共施設のバリアフリー化	公共施設等の新設、改修時には誰もが利用しやすくなるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザイン（すべての人が利用しやすいように作られたデザイン）による整備に努めます。	契約 管財課

(4) 被害にあった子どもへの支援

子どもが犯罪、いじめ、児童虐待などの被害にあい、精神的ダメージを受けた場合、その立ち直りを支援するために、子どもへのカウンセリングや保護者への助言など、学校や関係機関と連携したきめ細かな支援が必要です。このため、相談等に対する環境や体制の整備に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
112	保護者に対する 助言等	各学校において、子どもの危機回避能力の育成を図り、また、保護者に対して教育相談体制の周知に努めます。被害にあった場合は、家庭訪問や電話での助言を随時実施し、相談しやすい環境づくりと保護者への支援に努めます。	指導室
113	スクールカウンセラー派遣事業	スクールカウンセラーを配置し、児童生徒の悩みや、相談等について専門的な立場から生徒・教師・保護者への指導・援助等を行います。	指導室
114	家庭児童相談	犯罪やいじめなどの被害にあい、こどもや保護者が抱える悩みに、家庭児童相談員が相談に応じます。	子ども 福祉課
115	緊急一時保護	児童相談所、警察などとの連携を図り、重篤な虐待の通報を受けた際は、速やかに児童相談所に送致し、子どもの安全確保に努めます。	子ども 福祉課

(5) 不登校児童・生徒への支援

児童生徒の在籍校と連携を図りながら、児童生徒の実態に応じて、個別カウンセリングや教科指導、集団活動などを行うとともに、不登校に関する保護者などからの相談にも応じます。

No.	事業名	事業概要	担当課
116	教育支援センターかわせみくらぶ	小中学校における不登校児童生徒に対して、教育相談及び仲間とのふれあいの場を提供し、学校生活への復帰や社会的自立を支援します。	指導室
—	スクールカウンセラー派遣事業（再掲）	スクールカウンセラーを配置し、児童生徒の悩みや、相談等について専門的な立場から生徒・教師・保護者への指導・援助等を行います。	指導室
117	民間フリースクールとの連携	民間のフリースクールを活用する児童生徒のために、フリースクールと学校、教育委員会が連携し、児童生徒のニーズに応じた支援を行いながら、学校生活への復帰や社会的自立につなげていきます。	指導室

(6) 子どもの社会参加、意見表明の推進

「こども基本法」の第3条基本理念では、第3号としてすべてのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定しています。子どもたちが社会の一員であることを自覚し、社会への関心が高まるように、様々な活動を体験できる場や機会の拡充を図っていきます。

No.	事業名	事業概要	担当課
118	青少年の主張作文募集	青少年の主張作文の募集及び健全育成フォーラムでの優秀作品の表彰を通じて、青少年の健やかな成長と、希望や意見を社会に反映させる機会の創出を図ります。	生涯学習課
—	中学生社会体験事業（再掲）	社会とのかかわりや、ルールを学び創造的に生きる資質の育成のため、地域の協力を得ながら、企業や保育所等での職場体験を行います。	指導室

基本目標 4 子どもの安全・安心を支えあうまちづくり

1 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備

(1) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの親など、あらゆる人たちが安心して外出できるよう、道路、公共施設等において、危険個所や段差の解消を含むバリアフリー及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
—	公共施設のバリアフリー化 (再掲)	公共施設等の新設、改修時には誰もが利用しやすくなるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインによる整備に努めます。	契約 管財課
119	通学路安全対策の推進	通学路合同安全点検及び常陸太田市通学路安全対策連絡協議会を実施し、様々な分野の組織が危険個所情報を共有し、安全な通学環境の実現を図ります。	教育 総務課
120	交通安全施設整備	常陸太田市通学路安全対策連絡協議会と連携し、通学路の安全対策を図ります。さらに、職員による道路パトロールや町会からの危険個所等の要望に基づき、ガードレール等を設置し、交通安全対策に努めます。	建設課
121	公園等の整備の推進	公園等の新設、改修時にはバリアフリー及びユニバーサルデザインによる設計に努め、子どもや子育て家庭に配慮した整備を推進します。	都市 計画課

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

関係団体や地域の協力を得て、登下校時の見守りや子どもを対象とした防犯指導、不審者情報の提供、防犯灯の設置など安全対策に取り組みます。

No.	事業名	事業概要	担当課
122	通学路や公園等における防犯灯の整備の推進	安全・安心な住みよい環境づくりのため、防犯灯の設置及び既設の防犯灯の修繕・維持管理を行います。	市民協働 推進課
123	登下校の安全対策	登下校時の安全確保のため、地域子ども安全ボランティアや子どもを守る110番の家等の協力者の拡充を図ります。	教育 総務課
124	子どもを犯罪等から守るための啓発活動	子どもを犯罪等から守るための啓発活動を、市のホームページや広報紙等、多様な媒体や機会を通じて取り組みます。	市民協働 推進課

2 子どもを守る地域力の推進

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所等や学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
125	交通安全教育の推進	保育所等や学校において交通安全指導員による交通安全教室を実施します。また、民間交通指導員による立哨指導・パトロール活動と春・秋の交通安全運動、夏・年末の交通事故防止県民運動を実施します。さらに、各種交通安全教室が積極的に展開できるよう、民間交通指導員等の研修を行います。	市民協働推進課
—	登下校の安全対策（再掲）	登下校時の安全確保のため、地域子ども安全ボランティアや子どもを守る 110 番の家等の協力者の拡充を図ります。	教育総務課

(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

地域住民や防犯ボランティア、警察などの関係機関と連携し、情報の共有や必要な情報発信を行い、日常生活における子どもの安全確保と人権侵害防止に取り組みます。

No.	事業名	事業概要	担当課
126	地域における防犯パトロール活動の推進	自警団に対し、警察と連携した情報を提供し、防犯パトロール活動の支援を行います。また、自警団のパトロール活動に青色防犯パトロールを取り入れ、普及促進を図ります。	市民協働推進課
127	子どもを犯罪等から守るための関係機関等の連携の推進	関係機関と連携し、保育所、認定こども園、児童クラブ等における防犯訓練の実施や保護者への情報提供により子どもたちの安全確保に努めます。	子ども福祉課/ 生涯学習課
128	防犯講習会の実施	子どもが犯罪の被害にあわないようにするため、警察署、太田地区防犯協会、学校及び関係機関と連携し、防犯講習会を開催します。	市民協働推進課
—	子どもを犯罪等から守るための啓発活動（再掲）	子どもを犯罪等から守るための啓発活動を、市のホームページや広報紙等、多様な媒体や機会を通じて取り組みます。	市民協働推進課
129	安心してインターネットを利用できる環境の整備	青少年が安全に安心してインターネットや SNS を利用できるように、事業者や保護者等に対してフィルタリングサービスの設定の周知や、青少年に対する適正利用の啓発活動を行います。	生涯学習課

(3) 子どもを災害時に守るための活動の推進

いざというとき、どのように子どもたちを災害から守るかについて、家庭、保育所等や学校をはじめとする教育・保育施設や地域などが連携しながら、防災対策を進めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
130	家庭における防災対策	災害時への備えについて、広報紙への掲載やハザードマップの配布、出前講座の開催等により、啓発活動を行います。 また、掲載内容や講座内容の充実を図ります。	防災対策課
131	教育・保育施設における防災対策	災害時における子どもたちの安全確保のため、学校や関係機関で構成される学校防災推進委員会を開催し、学校防災に係る課題等を共有するとともに、学校防災と地域防災の両方の視点から研修会を開催します。	教育総務課/ 防災対策課/ 子ども福祉課
132	地域における防災対策	国の防災基本計画等を踏まえた改正のみならず、妊産婦や乳幼児等がいる家庭に配慮し、感染症の予防対策や授乳スペースの設置等の避難所の整備や、粉ミルクや離乳食、おむつ等の備蓄品の確保など、防災対策に取り組みます。	防災対策課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

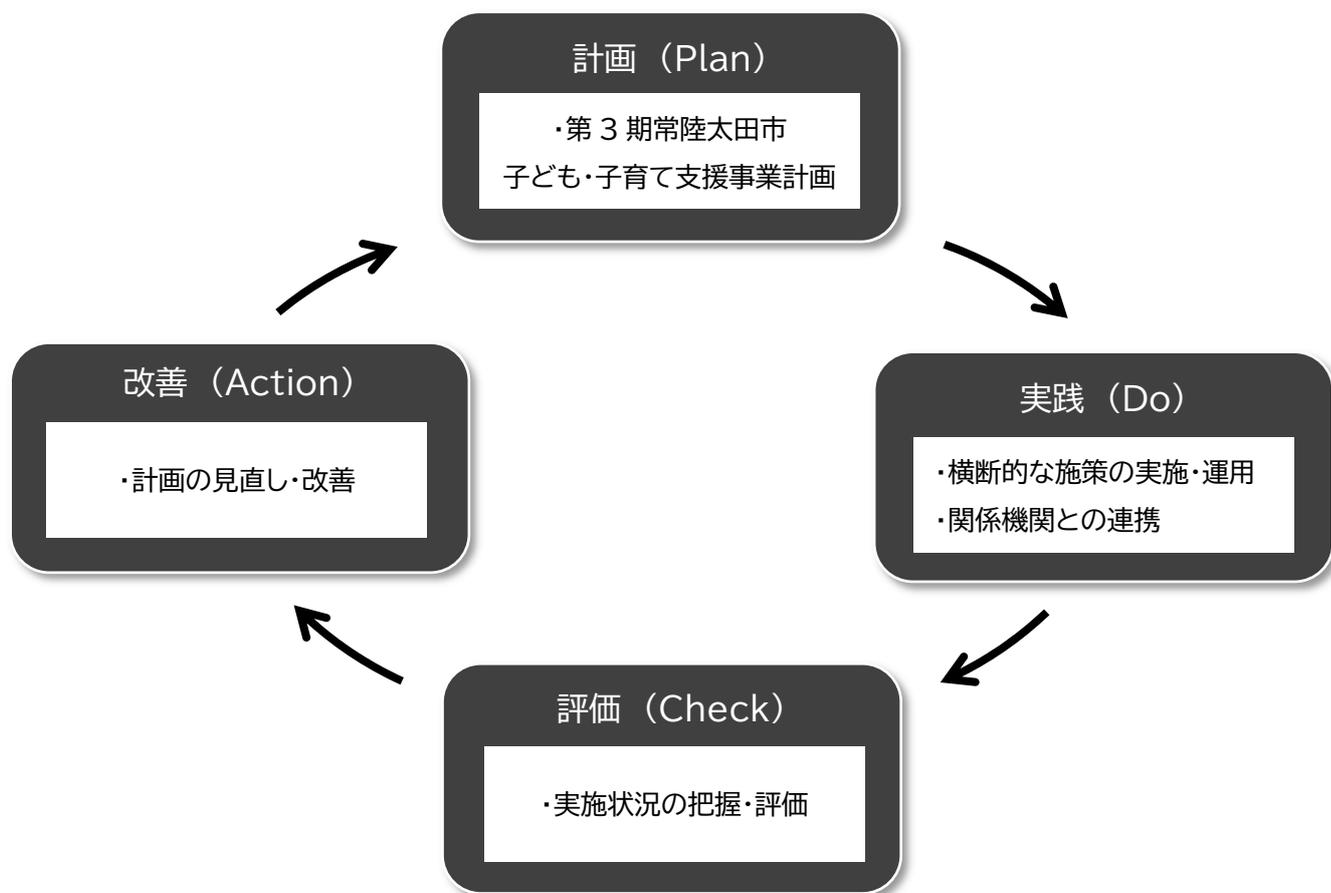
関係機関・団体や地域住民と連携し、子どもに対するインターネットや SNS の適切な利用に関する啓発活動に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
—	安心してインターネットを利用できる環境の整備（再掲）	青少年が安全に安心してインターネットや SNS を利用できるように、事業者や保護者等に対してフィルタリングサービスの設定の周知や、青少年に対する適正利用の啓発活動を行います。	生涯学習課
133	「青少年の健全育成に協力する店」登録活動	市内小売店やサービス業者等の協力により、青少年にふさわしくない行動への対応や関係機関等への連絡など、青少年の非行防止を図ります。	生涯学習課
134	図書等自動販売機の立入り調査	「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に基づき、図書等自動販売機の立入り調査を実施します。	生涯学習課
135	関係機関・団体等との連携・協力	青少年センター（青少年相談員）や青少年育成団体と情報交換、連携協力を図ります。	生涯学習課
136	情報モラル教育の充実	児童生徒がインターネットや SNS を通じたトラブルに巻き込まれないよう、学校における授業、啓発活動の充実を図ります。	指導室

第5章 計画の推進

第4章に記載した各種施策の推進に向けて、市の関係各課に加え、地域住民や職場、学校、教育・保育事業者など多様な関係者の協力を得て、本計画を進めます。

また、計画の推進にあたっては、市の関係各課が施策・事業の実施状況の把握及び事業評価を行うとともに、PDCAサイクルを用いた進行管理や中間見直しを行います。



- 1 常陸太田市子ども・子育て会議設置条例
- 2 常陸太田市子ども・子育て支援事業計画及び
常陸太田市次世代育成支援地域行動計画推進調整会議設置要綱
- 3 常陸太田市子ども・子育て会議委員
兼次世代育成支援地域行動計画推進委員会委員名簿
- 4 第3期常陸太田市子ども・子育て支援事業計画策定の経過
- 5 常陸太田市子ども・子育て支援ニーズ調査票(就学前児童)
- 6 常陸太田市子ども・子育て支援ニーズ調査票(就学児童)

1 常陸太田市子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月28日

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、常陸太田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。（令5条例9・一部改正）

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に係る調査審議に関すること。

(組織等)

第3条 会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 前項の委員は、市民又は幼児期の教育・保育及び子育て支援施策について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、特定の地位又は職に基づき委嘱された委員の任期については、その地位又は職を失った日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年常陸太田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 常陸太田市子ども・子育て支援事業計画及び 常陸太田市次世代育成支援地域行動計画推進調整会議設置要綱

(設置)

第1条 常陸太田市子ども・子育て支援事業計画及び常陸太田市次世代育成支援地域行動計画（以下「計画」という。）策定及び推進にあたり、必要な調査、研究及び計画原案の策定を行なうため、常陸太田市子ども・子育て支援事業計画及び常陸太田市次世代育成支援地域行動計画推進調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査・研究に関すること。
- (2) 計画原案の作成に関すること。
- (3) その他、計画の推進及び実施に関し必要なこと。

(組織)

第3条 調整会議は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部長をもってあてる。
- 3 副委員長は委員の互選により選出する。
- 4 委員には、別記に掲げる職にある者をもってあてる。

(委員長等)

第4条 委員長は、調整会議の会務を総理し、調整会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(関係部課等の協力)

第6条 計画の策定に関係する部課等は、調整会議の目的が達成されるよう積極的に協力するものとする。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、子ども福祉課において処理する。

(設置期間)

第8条 調整会議の設置期間は、所期の目的を達成する日までとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

3 常陸太田市子ども・子育て会議委員
兼次世代育成支援地域行動計画推進委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

	選出区分	氏名	役職名等	備考
1	医療関係者	尾内 幸子	一般社団法人常陸太田医師会	
2	保健関係者	堀江 美恵子	茨城県ひたちなか保健所 健康増進課長	
3	福祉関係者	石川 八千代	社会福祉法人常陸太田市社会福祉協議会 会長	副委員長
4	企業関係者	益子 大哉	常陸太田市商工会	
5	教育関係者	平根 伸二	常陸太田市幼稚園・こども園園長会	
6	保育関係者	棚井 義広	社会福祉法人月居会 らいらっく保育園 園長	
7	学識経験者	斎藤 遼太郎	茨城キリスト教大学文学部児童教育学科講師	委員長
8	子育て支援 ボランティア	秋山 智代	助産師	
9	関係者	萩谷 浩司	子育て上手常陸太田推進隊	
10	市民 (保護者代表)	佐々木 紗織	常陸太田市PTA連絡協議会	
11		藤田 美穂	常陸太田市公立幼稚園PTA	
12		鈴木 奈緒美	常陸太田市公立保育園・こども園保護者の会会長 (令和5年度)	
		井坂 陽介	常陸太田市公立保育園・こども園保護者の会会長 (令和6年度)	

4 第3期常陸太田市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年月日	事項
令和5年8月1日	令和5年度第1回子ども・子育て会議 第3期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
12月1日 ～12月22日	ニーズ調査の実施（就学前児童・小学生児童の保護者）
令和6年3月22日	令和5年度第2回子ども・子育て会議 ニーズ調査の結果（概要）について
6月26日	令和6年度第1回子ども・子育て会議 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定及び骨子案について 第3期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果について
7月4日	令和6年度第1回子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援地域行動計画推進調整会議 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について
8月23日	令和6年度第2回子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援地域行動計画推進調整会議 見込み算出と人口推計について 提供区域の設定について
10月2日	令和6年度第2回子ども・子育て会議 見込み算出と人口推計について 提供区域の設定について
11月8日	令和6年度第3回子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援地域行動計画推進調整会議 第3期子ども・子育て支援事業計画素案について
11月20日	令和6年度第3回子ども・子育て会議 第3期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年1月22日 ～2月20日	パブリック・コメント（意見の公募）の実施
2月26日	令和6年度第4回子ども・子育て会議 第3期子ども・子育て支援事業計画案について

※子ども・子育て会議は、次世代育成支援地域行動計画推進委員会を兼ねる。

5 常陸太田市子ども・子育て支援ニーズ調査票(就学前児童)

常陸太田市 子ども・子育て支援二一ズ調査票

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの町名をご記入ください。(□内に町名を記入)

常陸太田市

町

宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。

問2 宛名のお子さんの生年月を教えてください。(□内に数字で記入)

平成・令和 □□年 □□月生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数及び宛名のお子さんが何番目になるかを教えてください。(□内に数字で記入)

きょうだい数 □人 きょうだいのうち □番目

問4 調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。(○は1つ)

1. 母親 2. 父親 3. その他の方()

問5 調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。(○は1つ)

1. 配偶者がいる 2. 配偶者はいない

問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。(○は1つ)

1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親
4. 主に祖父母 5. その他の方()

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問7 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。お子さんからみた関係でお答えください。(○はいくつでも)

1. 父母ともに 2. 母親 3. 父親
4. 祖父母 5. 幼稚園 6. 保育園
7. 認定こども園 8. その他の方()

問8 保育園等施設の利用の有無に関わらず、日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族や友人・知人はいますか。(○はいくつでも)

1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	} →問8-1 - (1)へ
2. 緊急時のみ祖父母等の親族にみてもらえる	
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	} →問8-1 - (2)へ
4. 緊急時のみ子どもをみてもらえる友人・知人がいる	
5. いずれもない	→問9へ

問8で「1.」～「4.」に○をつけた方にうかがいます。

問8-1 祖父母等の親族や友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。
((1)(2)それぞれについて○はいくつでも)

(1)「1.」または「2.」を回答した 祖父母等の親族に預かってもらえる方	(2)「3.」または「4.」を回答した 友人・知人に預かってもらえる方
1. 祖父母等の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してみてもらえる	1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してみてもらえる
2. 祖父母等の身体的負担が大きく心配である	2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である
3. 祖父母等の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である	3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい	4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある	5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
6. その他 ()	6. その他 ()

問9 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人または場所がありますか。(○は1つ)

1. ある →	2. ない →
(1)「1.」に○をつけた方にうかがいます。 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。 (○はいくつでも)	(2)「2.」に○をつけた方にうかがいます。 周囲(身近な人、行政担当者など)からどのようなサポートを望みますか。 (自由記述)
1. 祖父母等の親族 2. 友人や知人 3. 近所の人 4. 子育て支援施設(地域子育て支援センター) 5. 保健所・保健センター 6. 保育士 7. 幼稚園教諭 8. 民生委員児童委員 9. かかりつけの医師 10. 福祉関係相談窓口(児童相談所・子ども福祉課) 11. インターネットサイト 12. その他 ()	

宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

■用語の定義

フルタイム	1週5日程度・1日8時間程度の就労
パート・アルバイト等	「フルタイム」以外の就労

問10 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について、お答えください。（①②それぞれについて○は1つ）

① 母親【父子家庭の場合は記入不要】	② 父親【母子家庭の場合は記入不要】	
1. フルタイムで就労している	1. フルタイムで就労している	→問 10-1 へ
2. フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	2. フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である	
3. パート・アルバイト等で就労している	3. パート・アルバイト等で就労している	
4. パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	4. パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である	
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない	5. 以前は就労していたが、現在は就労していない	→問 12 へ
6. これまで就労したことがない	6. これまで就労したことがない	

問 10①または②で「1.」「2.」「3.」「4.」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。

問10-1 1週当たりの「就労日数」及び1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」、「家を出る時刻」と「帰宅時刻」、「通勤にかかる時間」について、お答えください。（①②それぞれについて□内に数字で記入 ※時刻は「18時」のように24時間制で記入）
 なお、時間が一定でない場合はもっとも多いパターンを、産休・育休・介護休業中の方は休業に入る前の状況をお答えください。

① 母親【父子家庭の場合は記入不要】	② 父親【母子家庭の場合は記入不要】
(1) 平均就労日数、平均就労時間 1週当たり □日 1日当たり □ □時間	(1) 平均就労日数、平均就労時間 1週当たり □日 1日当たり □ □時間
(2) 家を出る時刻と帰宅時刻、通勤所要時間 家を出る時刻 □ □時 帰宅時刻 □ □時 通勤所要時間 □ □ □分	(2) 家を出る時刻と帰宅時刻、通勤所要時間 家を出る時刻 □ □時 帰宅時刻 □ □時 通勤所要時間 □ □ □分

問 10①または②で「3.」「4.」（パート・アルバイト等で就労）に○をつけた方にうかがいます。

問11 フルタイムへの転換希望はありますか。（①②それぞれについて○は1つ）

① 母親【父子家庭の場合は記入不要】	② 父親【母子家庭の場合は記入不要】
1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する	3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する
4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

→問 13 へ

問10①または②で「5.」または「6.」（就労していない）に○をつけた方にうかがいます。

問12 就労したいという希望はありますか。（①②それぞれについて○は1つ）

① 母親【父子家庭の場合は記入不要】	② 父親【母子家庭の場合は記入不要】	
1. 子育てや家事などに専念したい （就労予定はない）	1. 子育てや家事などに専念したい （就労予定はない）	→問13へ
2. 1年より先に就労したい	2. 1年より先に就労したい	
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労 したい	3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労 したい	→問12-1へ

問12①または②で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」に○をつけた方にうかがいます。

問12-1 希望する就労形態について、お答えください。（①②それぞれについて○は1つ）
また、「2. パートタイム、アルバイト等」を希望する場合は、1週当たりの「就労日数」、
1日当たりの「就労時間」もお答えください。（①②それぞれについて□内に数字で記入）

① 母親【父子家庭の場合は記入不要】	② 父親【母子家庭の場合は記入不要】
1. フルタイム	1. フルタイム
2. パートタイム、アルバイト等	2. パートタイム、アルバイト等
⇒就労日数 1週当たり □ 日	⇒就労日数 1週当たり □ 日
就労時間 1日当たり □ □ 時間	就労時間 1日当たり □ □ 時間

宛名のお子さんの平日の定期的な幼稚園や保育園などの利用状況についてうかがいます。

問13 宛名のお子さんは現在、定期的に幼稚園や保育園などを利用されていますか。（○は1つ）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 利用している →問13-1へ | 2. 利用していない →問13-6へ |
|-------------------|--------------------|

問13で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。

問13-1 宛名のお子さんは、平日どのような施設を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している施設について、お答えください。（○はいくつでも）

- | |
|--|
| 1. 幼稚園（通常の就園時間の利用） |
| 2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業の定期的な利用） |
| 3. 認可保育園（国が定める最低基準に適合した施設で、都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの） |
| 4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設） |
| 5. 小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの） |
| 6. 家庭的保育（保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育するもの） |
| 7. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設） |
| 8. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、都道府県や市町村が認証・認定した施設） |
| 9. その他の認可外の保育施設 |
| 10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業） |
| 11. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業） |
| 12. その他（ |

問13-2 現在、平日にどのくらい問13-1のような施設を定期的に利用していますか。また、希望として、どのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間（何時から何時まで）かを、お答えください。（□内に数字で記入 ※時刻は「18時」のように24時間制で記入）

(1) 現在	1週当たり □日 1日当たり □□時間（□□時～□□時まで）
(2) 希望	1週当たり □日 1日当たり □□時間（□□時～□□時まで）

問13-3 現在、利用している幼稚園や保育園などの実施場所についてお答えください。（○は1つ）

1. 市内	2. 他の市町村（	市・町・村）
-------	-----------	--------

問13-4 問13-1のような施設を利用されている主な理由をお答えください。（○はいくつでも）

1. 子どもの教育や発達のため	2. 保護者が現在就労している
3. 保護者に就労予定がある／求職中である	4. 保護者が家族・親族などを介護している
5. 保護者に病気や障害がある	6. 保護者が学生である
7. その他（	）

問13-5 問13-1のような施設を利用するにあたり、重視することはなんですか。（○はいくつでも）

1. 施設環境（設備、園庭等）	2. 自宅からの距離
3. 通勤・送迎の利便性	4. 延長保育、預かり保育
5. 休日保育	6. 一定規模以上のクラス編成
7. 特色ある保育（教育）、園外活動の充実	8. バスによる送迎サービス
9. 給食の有無	10. 職員体制、施設（職員）全体の雰囲気
11. 利用料金、その他の費用	12. その他（
	）

→問 14 へ

問 13 で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。

問13-6 利用していない主な理由は何ですか。（○はいくつでも）

1. （子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている
4. 利用したいが、保育・教育の施設に空きがない
5. 利用したいが、経済的な理由で施設を利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、施設の質や場所など、納得できる事業がない
8. 子どもがまだ小さいため
9. その他（
）

問14 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんについて、幼稚園や保育園など、平日「定期的に」利用したいと考える施設はありますか。(○はいくつでも)
なお、施設の利用には、一定の利用者負担が発生します(同封の利用料一覧を参照)。

1. 幼稚園(通常就園時間の利用)
2. 幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育園(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)
4. 認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設
(国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6~19人のもの)
6. 家庭的保育(保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する施設)
8. 自治体の認証・認定保育施設(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設
10. 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)
12. その他()
13. 利用したいものはない

問14-1 問14のような施設を利用したい場所について、お答えください。(○は1つ)

1. 市内
2. 他の市町村() 市・町・村

問14で「1. 幼稚園」または「2. 幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつ「3.」~「12.」にも○をつけた方にうかがいます。

問14-2 特に幼稚園(幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む)の利用を強く希望しますか。(○は1つ)

1. はい
2. いいえ

宛名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます。

問15 宛名のおさんは、現在、地域子育て支援センター(親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場)事業などを利用していますか。(○はいくつでも)
また、おおよその利用回数(頻度)もお答えください。(□内に数字で記入)
利用していない場合は、その理由をお書きください。

1. 地域子育て支援センター事業(親子が集まって過ごしたり、相談をする場)
⇒ 1週当たり □回 もしくは 1ヶ月当たり □回程度
2. その他の類似事業
(子育て広場、わいわいクラブなど)
⇒ 1週当たり □回 もしくは 1ヶ月当たり □回程度
3. 利用していない
(理由:)

問16 問15のような地域子育て支援センター事業などについて、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。(〇は1つ)
また、おおよその利用回数(頻度)をお答えください。(□内に数字で記入)

1. 利用していないが、今後利用したい
⇒ 1週当たり □回 もしくは 1ヶ月当たり □回程度

2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
⇒ 1週当たり 更に □回 もしくは 1ヶ月当たり 更に □回程度

3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問17 下記の事業で「知っている」ものや、「これまでに利用したことがある」もの、「今後利用したい」ものをお答えください。(①～⑧の事業ごとに、(1)(2)(3)それぞれについて〇は1つ)



	(1) 知っている		(2) これまでに利用 したことがある		(3) 今後利用したい	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
①ウェルカム赤ちゃん教室	1	2	1	2	1	2
②教育就学相談・カウンセラー相談	1	2	1	2	1	2
③こども園の園庭開放・わいわいクラブなど	1	2	1	2	1	2
④幼稚園の園庭開放など	1	2	1	2	1	2
⑤子ども相談窓口・家庭児童相談	1	2	1	2	1	2
⑥ホームページ等による子育て情報の提供	1	2	1	2	1	2
⑦心理相談員による子育て相談、発達支援相談	1	2	1	2	1	2
⑧子育て支援施設しょうづるはうす	1	2	1	2	1	2

**宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な
幼稚園や保育園などの利用希望についてうかがいます。**

問18 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、幼稚園や保育園などの定期的な利用を希望しますか(一時的な利用は除きます)。(1)(2)それぞれについて〇は1つ)
利用を希望する場合は、利用したい時間帯をお答えください。
(□内に数字で記入 ※時刻は「18時」のように24時間制で記入)
なお、これらの利用には、一定の利用者負担が発生します。

(1) 土曜日	1. 利用希望はない	2. ほぼ毎週利用したい 【利用したい時間帯】 □ □ 時～□ □ 時まで	3. 月に1～2回は利用したい 【利用したい時間帯】 □ □ 時～□ □ 時まで
(2) 日曜 ・祝日	1. 利用希望はない	2. ほぼ毎週利用したい 【利用したい時間帯】 □ □ 時～□ □ 時まで	3. 月に1～2回は利用したい 【利用したい時間帯】 □ □ 時～□ □ 時まで

↓
問 19 へ

↓
問 18-1 へ

問18の(1)もしくは(2)で、「3.月に1~2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

問18-1 毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 月に数回仕事が入るため
2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため
3. 親族の介護や手伝いが必要なため
4. リフレッシュのため
5. その他 ()

問19 現在、「幼稚園」および「認定こども園」の幼稚園機能部分を利用されていますか。(○は1つ)

1. 利用している →問 19-1 へ
2. 利用していない →問 20 へ

問19で「1.利用している」に○をつけた方にうかがいます。

問19-1 宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期休業中の利用を希望しますか。(○は1つ)
利用を希望する場合は、利用したい時間帯をお答えください。

(□内に数字で記入 ※時刻は18時のように24時間制で記入)

なお、これらの利用には、一定の利用者負担が発生します。

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 利用希望はない | 2. 休みの期間中、
ほぼ毎日利用したい
【利用したい時間帯】
□ □ 時~ □ □ 時まで | 3. 休みの期間中、
週に数日利用したい
【利用したい時間帯】
□ □ 時~ □ □ 時まで |
|------------|---|---|

問 20 へ

問 19-2 へ

問19-1で「3.」(週に数日利用したい)に○をつけた方にうかがいます。

問19-2 毎日ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 週に数回仕事が入るため | 2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため |
| 3. 親族の介護や手伝いが必要なため | 4. リフレッシュのため |
| 5. その他 () | |

宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。 (幼稚園や保育園などを平日利用する方のみ)

問13で「1.」(平日の定期的な幼稚園や保育園などを利用している)と答えた方にうかがいます。

問20 この1年間に、宛名のお子さんが病気やけがで幼稚園や保育園などの施設が利用できなかったことはありますか。(○は1つ)

1. あった →問 20-1 へ
2. なかった →問 21 へ

問 20 で「1. あった」に○をつけた方にうかがいます。

問20-1 宛名のお子さんが、この1年間に病気やけがで普段利用している幼稚園や保育園などの施設が利用できなかった場合の対処方法をお答えください。(○はいくつでも)
また、それぞれの対処の日数をお答えください。
(□内に数字で記入 ※半日程度の対応の場合も1日とカウント)。

1. 父親が休んだ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日	} →問 20-2 へ
2. 母親が休んだ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日	
3. 親族・知人に子どもをみてもらった	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日	} →問 20-4 へ
4. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日	
5. ベビーシッターを利用した	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日	
6. ファミリー・サポート・センターを利用した	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日	
7. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日	
8. その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日	

問 20-1 で「1.」「2.」(父親もしくは母親が休んだ)のいずれかに○をつけた方にうかがいます。

問20-2 宛名のお子さんが病気やけがで幼稚園や保育園などの施設が利用できなかった際、病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思われましたか。(○は1つ)
また、利用したかった日数についてもお答えください。(□内に数字で記入)
なお、病児・病後児のための施設等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい →	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日	→問 21 へ
2. 利用したいとは思わない		→問 20-3 へ

問 20-2 で「2. 利用したいと思わない」に○をつけた方にうかがいます。

問20-3 そう思われる理由についてお答えください。(○はいくつでも)

1. 病児・病後児を他人に看ってもらうのは不安がある
2. 地域の施設の質に不安がある
3. 地域の施設の利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない
4. 利用料がかかる・高い
5. 利用料がわからない
6. 親が仕事を休んで対応できるので問題はない
7. 子どもが病気で心細いと思うので一緒にいて見てあげたい
8. その他 ()



問 20-1 で「3.」～「8.」のいずれかに○をつけた方にうかがいます。

問 20-4 宛名のお子さんが病気やけがで幼稚園や保育園を利用できなかった際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。(○は1つ)

1. できれば仕事を休んで看たい	→問 21 へ
2. 休んで看ることは非常に難しい	→問 20-5 へ

問 20-4 で「2. 休んで見ることは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。

問 20-5 そう思われる理由についてお答えください。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 子どもの看護を理由に休みがとれない | 2. 自営業なので休めない |
| 3. 休暇日数が足りないので休めない | 4. その他 () |

宛名のお子さんが不定期に利用する事業についてうかがいます。

問21 宛名のお子さんについて、私用、保護者の通院、就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。(○はいくつでも)

利用している場合は、1年間のおおよその利用日数をお答えください。(□内に数字で記入)

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. 保育園の一時預かり | 年間 □ □ 日 |
| 2. 幼稚園の預かり保育 | 年間 □ □ 日 |
| 3. ファミリー・サポート・センター | 年間 □ □ 日 |
| 4. 子育て支援短期利用(ショートステイ) | 年間 □ □ 日 |
| 5. ベビーシッター | 年間 □ □ 日 |
| 6. その他 () | 年間 □ □ 日 |
| 7. 利用していない | |

→問 22 へ

→問 21-1 へ

問 21 で「7. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。

問21-1 現在利用していない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 特に利用する必要がない |
| 2. 利用したい事業が地域にない |
| 3. 地域の事業の質に不安がある |
| 4. 利用料がかかる・高い |
| 5. 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない |
| 6. 自分が事業の対象者になるのかわからない |
| 7. 利用料がわからない |
| 8. 事業の利用方法(手続き等)がわからない |
| 9. その他 () |

問22 宛名のお子さんについて、私用、保護者の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かり等の事業を利用したいと思いますか。(○は1つ)

なお、事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 利用したい →問 22-1 へ | 2. 利用する必要はない →問 23 へ |
|--------------------|----------------------|

問 22 で「1. 利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

問22-1 事業の利用を希望する目的は何ですか。(○はいくつでも)

また、利用の目的別に、年間で何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。
(それぞれについて□内に数字で記入)

1. 私用(買物、子ども(きょうだい等)や親の習い事等)、リフレッシュ目的	年間	□	□	日
2. 冠婚葬祭、学校行事、子ども(きょうだい等)や親の通院等	年間	□	□	日
3. 不定期の就労	年間	□	□	日
4. その他()	年間	□	□	日

問23 宛名のお子さんについて、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族(兄弟姉妹含む)の育児疲れや育児不安、病気など)により、泊りがけで短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用したいと思いますか。

なお事業の利用に当たっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい →問 23-1 へ	2. 利用する必要はない →問 24 へ
--------------------	----------------------

問 23 で「1. 利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

問23-1 事業を利用したい泊数の合計と、目的別の内訳の泊数を□内に数字でご記入ください。

年間の合計日数	年間	□	□	泊
内訳	ア. 冠婚葬祭	□	□	泊
	イ. 保護者や家族の育児疲れ・不安	□	□	泊
	ウ. 保護者や家族の病気	□	□	泊
	エ. その他()	□	□	泊

宛名のお子さんが5歳以上（幼稚園等の年中組・年長組に相当）の方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます。

その他の方は
問26へ

■用語の定義

放課後子ども教室	地域の方々の協力を得て、放課後の余裕教室を活用して学習・スポーツ・文化芸術活動などを提供する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学1・2年生が利用できます。
放課後児童クラブ	地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、支援員の下、子どもの生活の場を提供するものです。

問24 宛名のお子さんについて、小学校就学後は、放課後（平日の小学校終了後）どのような場所で過ごさせたいですか。（(1) (2) それぞれについて○はいくつでも）

また、場所ごとに、過ごさせたい1週当たりの日数をお答えください。（□内に数字を記入）

「放課後児童クラブ」を希望する場合は、利用を希望する時間もご記入ください。なお、放課後児童クラブの利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

（□内に数字を記入 ※時間は「18時」のように24時間制で記入）

(1) 小学校低学年（1～3年生）になったら	(2) 小学校高学年（4～6年生）になったら
1. 自宅 1週 □ 日くらい	1. 自宅 1週 □ 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅 1週 □ 日くらい	2. 祖父母宅や友人・知人宅 1週 □ 日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など） 1週 □ 日くらい	3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など） 1週 □ 日くらい
4. 児童館 1週 □ 日くらい	4. 児童館 1週 □ 日くらい
5. 放課後子ども教室 1週 □ 日くらい	5. 放課後子ども教室 1週 □ 日くらい
6. 放課後児童クラブ 1週 □ 日くらい →下校時から □ □ 時まで	6. 放課後児童クラブ 1週 □ 日くらい →下校時から □ □ 時まで
7. ファミリー・サポート・センター 1週 □ 日くらい	7. ファミリー・サポート・センター 1週 □ 日くらい
8. その他（公民館、公園など） 1週 □ 日くらい	8. その他（公民館、公園など） 1週 □ 日くらい

問25 宛名のお子さんについて、小学校就学後は土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。（(1) (2) それぞれについて○は1つ）

なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります。

(1) 土曜日	(2) 日曜・祝日
1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい	2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい
3. 利用する必要はない	3. 利用する必要はない

育児休業など職場の両立支援制度についてうかがいます。



- 問26 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。
 (①②それぞれについて○は1つ)
 また、取得していない方はその理由をお答えください。「取得していない理由」から当てはまる番号を□に記入)

① 母親	② 父親
1. 働いていなかった 2. 取得した(取得中である) 3. 取得していない → 取得していない理由(下から番号を選んでご記入ください)(いくつでも)	1. 働いていなかった 2. 取得した(取得中である) 3. 取得していない → 取得していない理由(下から番号を選んでご記入ください)(いくつでも)

→問 27 へ

→問 26-1 へ

→問 27 へ

取得していない理由

1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. (産休後に)仕事に早く復帰したかった
4. 育児休業後に、仕事に戻るのが難しそうだった
5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
7. 保育園などに預けることができた
8. 配偶者が育児休業制度を利用した
9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
10. 子育てや家事に専念するため退職した
11. 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
13. 育児休業を取得できることを知らなかった
14. 産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した
15. その他()

問 26①または②で「2. 取得した（取得中である）」に○をつけた方にうかがいます。

問26-1 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。（①②それぞれについて○は1つ）

① 母親	② 父親	
1. 育児休業取得後、職場に復帰した	1. 育児休業取得後、職場に復帰した	→問 26-2 へ
2. 現在も育児休業中である	2. 現在も育児休業中である	} →問 27 へ
3. 育児休業中に離職した	3. 育児休業中に離職した	

問 26-1①または②で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」に○をつけた方にうかがいます。

問26-2 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。

（①②それぞれについて□内に数字を記入）

	① 母親	② 父親
実際の職場復帰の時期	□ 歳 □ □ ヶ月	□ 歳 □ □ ヶ月

問26-3 育児休業の取得期間は、希望どおりでしたか。（①②それぞれについて○は1つ）

① 母親	② 父親	
1. 希望した期間、育児休業を取得できた	1. 希望した期間、育児休業を取得できた	→問 27 へ
2. 希望した期間よりも早く職場に復帰した	2. 希望した期間よりも早く職場に復帰した	} →問 26-4 へ
3. 希望した期間よりも遅く職場に復帰した	3. 希望した期間よりも遅く職場に復帰した	

問26-3①または②で「2.」「3.」（希望した期間よりも「早く」もしくは「遅く」復帰した）のどちらかに○をつけた方にうかがいます。

問26-4 育児休業からの職場復帰の「希望」として、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、お子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。
 (①②それぞれについて□内に数字で記入)

	① 母親	② 父親
希望の職場復帰の時期	□ 歳 □ □ ヶ月	□ 歳 □ □ ヶ月

問26-5 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1) 「希望」より早く復帰した方 (①②それぞれについて○はいくつでも)

① 母親	② 父親
1. 希望する保育園に入るため	1. 希望する保育園に入るため
2. 配偶者や家族の希望があったため	2. 配偶者や家族の希望があったため
3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった	3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった
4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため	4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
5. その他 ()	5. その他 ()

(2) 「希望」より遅く復帰した方 (①②それぞれについて○はいくつでも)

① 母親	② 父親
1. 希望する保育園に入れなかったため	1. 希望する保育園に入れなかったため
2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため	2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため
3. 配偶者や家族の希望があったため	3. 配偶者や家族の希望があったため
4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため	4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. 子どもをみてくれる人がいなかったため	5. 子どもをみてくれる人がいなかったため
6. その他	6. その他

常陸太田市における子育て環境や支援についてうかがいます。

問27 常陸太田市における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。(○は1つ)



問28 将来の常陸太田市にさらなる充実を期待する子育て支援施策についてお答え下さい。
(〇はいくつでも)

1. 妊産婦の相談機会、産前産後の母子の健康支援
2. 子育てバリアフリー（授乳室、ベビーベッドの設置）の推進
3. 児童館等、子ども同士が安心して集まれる身近な施設の整備
4. 子育てに困った時に相談したり、情報を得られる体制の整備
5. 保育園などの子どもを預かる施設の充実
6. 一時的な預かり施設の充実
7. 病児・病後児保育制度の整備
8. 幼稚園教育の充実
9. 小学校にかかる費用の軽減
10. 放課後児童クラブの充実
11. 安心して医療機関を受診できる体制整備
12. ひとり親家庭への支援の充実
13. 多子世帯の市営住宅優先入居や広い部屋の割り当てなど住宅面の配慮
14. 残業時間短縮や休暇取得促進等の企業への働きかけ
15. 子育てについて学べる場・機会の充実
16. 通学路や子どもの遊び場（公園等）の安全対策
17. 通学や外出などにおける交通環境の充実
18. その他（)

問29 最後に、幼稚園や保育園の事業充実など、子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

.....

.....

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

調査票のみを同封の封筒に入れ、切手は貼らずにご投函ください。

なお、宛名のお子さんが、市内の幼稚園・保育園・こども園に在籍している場合は、所属施設の担任教諭・保育士にお渡してください。
ただし、オンラインで回答された方は、この調査票の提出は不要です。



6 常陸太田市子ども・子育て支援ニーズ調査票(就学児童)

常陸太田市 子ども・子育て支援ニーズ調査票

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの町名をご記入ください。（□内に町名を記入）

常陸太田市

町

宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。

問2 宛名のお子さんの生年月月をご記入ください。（□内に数字で記入）

平成 年 月生まれ



問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。また、宛名のお子さんを含めた人数及び宛名のお子さんが何番目になりますか。（□内に数字で記入）

きょうだい数 人 きょうだいのうち 番目

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。（○は1つ）

1. 母親 2. 父親 3. その他の方（ ）

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。（○は1つ）

1. 配偶者がいる 2. 配偶者はいない

問6 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。（○は1つ）

1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親
4. 主に祖父母 5. その他の方（ ）

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問7 放課後など、日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族や友人・知人はいますか。
(○はいくつでも)

1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる 2. 緊急時のみ祖父母等の親族にみてもらえる 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる 4. 緊急時のみ子どもをみてもらえる友人・知人がいる 5. いずれもない	} →問7-1-(1)へ } →問7-1-(2)へ →問8へ
---	--------------------------------------

問7で「1.」～「4.」(祖父母等の親族、友人・知人にみてもらえる)に○をつけた方にうかがいます。

問7-1 祖父母等の親族や友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。
((1) (2) それぞれについて○はいくつでも)

(1)「1.」または「2.」を回答した 祖父母等の親族に預かってもらえる方	(2)「3.」または「4.」を回答した 友人・知人に預かってもらえる方
1. 祖父母等の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してみてもらえる 2. 祖父母等の身体的負担が大きく心配である 3. 祖父母等の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある 6. その他 ()	1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してみてもらえる 2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である 3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある 6. その他 ()

問8 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人、または相談できる場所がありますか。(○は1つ)

1. ある	2. ない
(1)「1.」に○をつけた方にうかがいます。 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。 (○はいくつでも)	(2)「2.」に○をつけた方にうかがいます。 周囲(身近な人、行政担当者など)からどのようなサポートを望みますか。 (自由記述)
1. 祖父母等の親族 2. 友人や知人 3. 近所の人 4. 子育て支援施設(地域子育て支援センター) 5. 保健所・保健センター 6. 学校の教諭 7. 民生委員児童委員 8. かかりつけの医師 9. 福祉関係相談窓口(児童相談所・子ども福祉課) 10. インターネットサイト 11. その他 ()	

宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

■用語の定義

フルタイム	1週5日程度・1日8時間程度の就労
パート・アルバイト等	「フルタイム」以外の就労

問9 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について、お答えください。
 (①②それぞれについて○は1つ)

① 母親【父子家庭の場合は記入不要】	② 父親【母子家庭の場合は記入不要】	
1. フルタイムで就労している	1. フルタイムで就労している	→問 9-1 へ
2. フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	2. フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である	
3. パート・アルバイト等で就労している	3. パート・アルバイト等で就労している	
4. パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	4. パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である	
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない	5. 以前は就労していたが、現在は就労していない	→問 11 へ
6. これまで就労したことがない	6. これまで就労したことがない	

問9①または②の「1.」「2.」「3.」「4.」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。

問9-1 1週当たりの「就労日数」及び1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」、「家を出る時刻」と「帰宅時刻」、「通勤にかかる時間」について、お答えください。(①②それぞれについて□内に数字で記入 ※時刻は「18時」のように24時間制で記入)
 なお、時間が一定でない場合はもっとも多いパターンを、産休・育休・介護休業中の方は休業に入る前の状況をお答えください。

① 母親【父子家庭の場合は記入不要】	② 父親【母子家庭の場合は記入不要】
(1) 平均就労日数、平均就労時間 1週当たり □日 1日当たり □□時間	(1) 平均就労日数、平均就労時間 1週当たり □日 1日当たり □□時間
(2) 家を出る時刻と帰宅時刻、通勤所要時間 家を出る時刻 □□時 帰宅時刻 □□時 通勤所要時間 □□□分	(2) 家を出る時刻と帰宅時刻、通勤所要時間 家を出る時刻 □□時 帰宅時刻 □□時 通勤所要時間 □□□分

問9①または②で「3.」「4.」（パート・アルバイト等で就労している）に○をつけた方にうかがいます。

問10 フルタイムへの転換希望はありますか。(①②それぞれについて○は1つ)

① 母親【父子家庭の場合は記入不要】	② 父親【母子家庭の場合は記入不要】
1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する	3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する
4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

放課後の過ごし方についてうかがいます。

■用語の定義

放課後子ども教室	地域の方々の協力を得て、放課後の余裕教室を活用して学習・スポーツ・文化芸術活動などを提供する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学1・2年生が利用できます。
放課後児童クラブ	地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、支援員の下、子どもの生活の場を提供するものです。

宛名のお子さんが小学1～3年生の方にうかがいます。

小学4～6年生の方は問14へ

問13 宛名のお子さんについて、現在利用している、していないにかかわらず、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。小学校低学年（1～3年生）と小学校高学年（4～6年生）それぞれについてお答えください。

（（1）（2）それぞれについて○はいくつでも）

また、場所ごとに、過ごさせたい1週当たりの日数をお答えください。（□内に数字で記入）
「放課後児童クラブ」を希望する場合は、利用を希望する時間もご記入ください。なお、放課後児童クラブの利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

（□内に数字で記入 ※時刻は「18時」のように24時間制で記入）

（1）小学校低学年（1～3年生）のうちは	（2）小学校高学年（4～6年生）になったら
1. 自宅 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい	1. 自宅 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい	2. 祖父母宅や友人・知人宅 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など） 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい	3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など） 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい
4. 児童館 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい	4. 児童館 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい
5. 放課後子ども教室 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい	5. 放課後子ども教室 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい
6. 放課後児童クラブ 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい →下校時から <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 時まで	6. 放課後児童クラブ 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい →下校時から <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 時まで
7. ファミリー・サポート・センター 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい	7. ファミリー・サポート・センター 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい
8. その他（公民館、公園など） 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい	8. その他（公民館、公園など） 1週 <input type="checkbox"/> 日くらい



宛名のお子さんが小学4～6年生の方にかがいます。

問14 宛名のお子さんについて、現在利用している、していないにかかわらず、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（○はいくつでも）
 また、それぞれの1週当たり日数をお答えください。（□内に数字で記入）
 「放課後児童クラブ」を希望する場合は、利用を希望する時間もお記入ください。なお、放課後児童クラブの利用にあたっては、一定の利用料がかかります。
 （□内に数字で記入 ※時刻は「18時」のように24時間制で記入）

1. 自宅	1週 □ 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	1週 □ 日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	1週 □ 日くらい
4. 児童館	1週 □ 日くらい
5. 放課後子ども教室	1週 □ 日くらい
6. 放課後児童クラブ	1週 □ 日くらい →下校時から □ □ 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	1週 □ 日くらい
8. その他（公民館、公園など）	1週 □ 日くらい

問13 もしくは問14で「6. 放課後児童クラブ」に○をつけた方にかがいます。

問15 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。（（1）（2）それぞれについて○は1つ）
 利用を希望する場合は、利用を希望する時刻もお記入ください。（□内に数字で記入 ※時刻は「18時」のように24時間制で記入）なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります。

(1) 土曜日

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} → 【利用したい時間帯】 □ □ 時～ □ □ 時まで
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい	
3. 利用する必要はない	

(2) 日曜・祝日

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} → 【利用したい時間帯】 □ □ 時～ □ □ 時まで
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい	
3. 利用する必要はない	

問 16 宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなどの長期休業中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。(○は1つ)

利用を希望する場合は、利用を希望する時刻もご記入ください。(□内に数字で記入 ※時刻は「18時」のように24時間制で記入) なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります。

1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい 2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい 3. 利用する必要はない	} → 【利用したい時間帯】 □ □ 時 ~ □ □ 時まで
--	-----------------------------------

育児休業など職場の両立支援制度についてうかがいます。

問17 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

(①②それぞれについて○は1つ)

また、取得していない方はその理由をお答えください。(「取得していない理由」から当てはまる番号を□に記入)

① 母親	② 父親
1. 働いていなかった 2. 取得した 3. 取得していない → 取得していない理由 (下から番号を選んでご記入ください) (いくつでも)	1. 働いていなかった 2. 取得した 3. 取得していない → 取得していない理由 (下から番号を選んでご記入ください) (いくつでも)

→問 18 へ
 →問 17-1 へ
 →問 18 へ

- 取得していない理由
1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
 2. 仕事が忙しかった
 3. (産休後に) 仕事に早く復帰したかった
 4. 仕事に戻るのが難しそうだった
 5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
 6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
 7. 保育園などに預けることができた
 8. 配偶者が育児休業制度を利用した
 9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
 10. 子育てや家事に専念するため退職した
 11. 職場に育児休業の制度がなかった (就業規則に定めがなかった)
 12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
 13. 育児休業を取得できることを知らなかった
 14. 産前産後の休暇 (産前6週間、産後8週間) を取得できることを知らず、退職した
 15. その他 ()

問 17①または②で「2. 取得した」に○をつけた方にうかがいます。

問17-1 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。(①②それぞれについて○は1つ)

① 母親	② 父親
1. 育児休業取得後、職場に復帰した 2. 育児休業中に離職した	1. 育児休業取得後、職場に復帰した 2. 育児休業中に離職した

→問 17-2 へ

→問 18 へ

問 17-1①または②で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」に○をつけた方にうかがいます。

問17-2 育児休業の取得期間は、希望どおりでしたか。(①②それぞれについて○は1つ)

① 母親	② 父親
1. 希望した期間、育児休業を取得できた 2. 希望した期間よりも早く職場に復帰した 3. 希望した期間よりも遅く職場に復帰した	1. 希望した期間、育児休業を取得できた 2. 希望した期間よりも早く職場に復帰した 3. 希望した期間よりも遅く職場に復帰した

→問 18 へ

→問 17-3 へ

問 17-2①または②で「2.」「3.」(希望した期間よりも「早く」もしくは「遅く」復帰した)のどちらかに○をつけた方にうかがいます。

問17-3 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1)「希望」より早く復帰した方(①②それぞれについて○はいくつでも)

① 母親	② 父親
1. 希望する保育園に入るため 2. 配偶者や家族の希望があったため 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があるため 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため 5. その他()	1. 希望する保育園に入るため 2. 配偶者や家族の希望があったため 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があるため 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため 5. その他()

(2)「希望」より遅く復帰した方(①②それぞれについて○はいくつでも)

① 母親	② 父親
1. 希望する保育園に入れなかったため 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため 3. 配偶者や家族の希望があったため 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため 6. その他	1. 希望する保育園に入れなかったため 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため 3. 配偶者や家族の希望があったため 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため 6. その他

○● 子育て上手常陸太田 第3期子ども・子育て支援事業計画 ●○

発行 令和7年3月
常陸太田市保健福祉部子ども福祉課
〒313-8611
茨城県常陸太田市金井町 3690 番地
TEL 0294-72-3111(代表)
